

『中古風俗志』

—柳亭種彦と『昔々物語』—

佐藤 悟

解 題

本報告では次の三点について報告する。

第一本 『中古風俗志』(実践女子大学本)

第二本 『中古風俗志』(刈谷市立書図書館村上文庫本)

第三本 『中古風俗志』(東京大学総合図書館本)

これらは同一の書名であり、すべて『昔々物語』と称される写本群に属するものではあるが、その内容は大きく異なる。『昔々物語』は「中古風俗志」「已往物語」「飛鳥川」などの多くの異称などがあり、本文も系統によって大きく異なる。作者については財津種莢説、新見正朝説があり、それらの説の依拠する本文にも大きな異同があつて整理

がなされず、作者についてはいまだ決着を見ていない。

文化八年（一八一）刊、曲亭馬琴『烹雜の記』の「後妻打」の項には『昔々物語』の「騷動打」の項がほぼ全文引用されている。文化十二年十二月に刊行された山東京伝『骨董集』上編下之巻にも『むかしく物語』『昔々物語』の書名が集中的に出てくる。そして前編「十一 雛使図」には「あるひは已往物語と云」という割注、後編「三 端午の頭巾 袈裟 小人形」の項には「享保十八年ノ書」という割注がある。このほか後編「五 後妻打古図考」にも引用されているので、京伝が本書を見たのは、『骨董集』上編上・中の巻が刊行された文化十一年十二月以降の可能性が高く、いくつかの伝本も知っていたことになる。京伝が『骨董集』の中に引用したことにより、この書は注目を集め、多くの人々の関心を集めることとなった。多くの写本が残されているほか、天保八年（一八三七）十月には刊本『八十翁昔かたり（八十翁疇昔話）』が出されている。この本は巻末に

新見老人むかしく物語 老人は享保の初八十余歳此物語は寛延年間に記したる也

と記し、財津本系統の写本でありながら、新見本系であることを標榜したため、同時代の柳亭種彦を誤らせ、これ以後の混乱の原因となったが、それについては後述する。

ここで紹介する三本は『昔々物語』を研究する上で重要な写本と思われるので、書誌とともに、これらの成立事情について考察を加える。そして最後に柳亭種彦と『中古風俗志』の関係についても考察を及した。

第一本

書誌

所蔵 実践女子大学

体裁 写本 大本一冊 縦二七・二糎×横一九・六糎

仮表紙 麻の葉繋ぎの地紋に紅色刷毛目模様。左肩に題簽、縦一八・四糎×横三・八糎

外題 「中古風俗志 上中下 全」

表紙 本文共紙 左肩に「中古風俗志 全」と打ち付け書。

内題 「中古風俗志中卷」(11ウ)・「中古風俗志下卷」(19ウ)

尾題 「中古風俗志上卷終」(11オ)・「中古風俗志中卷終」(19オ)・「中古風俗志下卷終」(19オ)

構成 全二十七丁

序文 (半丁)

上卷 (十丁)

中卷 (八丁)

下卷 (八丁半)

奥書

右昔物語は財津種英翁の齡八旬ニ余りて四五十年前以前の事を聞覚へ又は壯年の時見覚へし事を書き給ひしを小倉孟雅先生写して予ニ見せたまひし也此物語昔を引て今を歎く心あるかとなん思ひ侍る故予も写し留て風俗の移り変る事を児輩に知らしめんと云爾

文化十三子年得原氏蔵本揮老筆写之 八十叟 梅岱人書

備考

奥書からも明らかのように、本書は財津種莢本系の写本である。財津本系の諸写本は熊倉功夫「『昔々物語』註記」^{〔注1〕}に詳しく述べられている。それによれば、天保八年刊本の底本になった小倉孟雅本の（イ）やそれを野田瓊華が転写した（ロ）の系列に属するものようである。この系統の写本については報告されず、実践本はその意味で貴重な写本ということが出来る。財津種莢本系の写本について森銑三は久保田氏本^{〔注2〕}の条数が多いことから善本であるとする^{〔注3〕}が、熊倉は久保田本が釘沢本よりも所収条数が少なく、一概には善本といえないことを指摘している。二字分下がった注は「延享」等の年号が見えるので、小倉孟雅による注記であろう。財津種莢本系の成立を考えれば、後人による増補、新見正朝本との本文の混淆の可能性を無視することはできず、条数の多寡は善本の条件とは見なしがたい。むしろ多くの異本の存在は、転写の過程での増補、あるいは新見本系写本からの混入の可能性を考へるべきであろう。実践本は文化十三年という新しい写本ではあるが、小倉孟雅から見せられた人物、おそらくそれは野田瓊華であろうが、その転写本と考えることができ、原初形態を最も留めている写本ということが出来る。（イ）ともに写本が報告されず、第Ⅲ本の項で述べるように、刊本よりも良質な本文なので、その系統に属する実践本の紹介は意義のあることと思われる。

翻刻凡例

- ・各段ごとに通し番号を付した。
- ・適宜、句読点を加えた。序文に加えられた朱点は無視した。
- ・「ひ」は「より」と翻刻した。

- ・誤字等と思われるものには(ママ)を傍示した。虫損で読めないところは□で表記した。
- ・小倉孟雅によると思われる注は二字下げとした。

第Ⅱ本

書誌

所蔵 刈谷市立図書館村上文庫

体裁 写本 半紙本二冊 縦二三、四糎×横一六、四糎

表紙 藍色、亀甲繫ぎ。

題簽 左肩 縦十五、〇糎×横四、三糎「中古風俗志 乾(坤)」

目録題 「中古風俗志卷一」

内題 「中古風俗志 卷二(一六)」

尾題 「中古風俗志卷之一(一六)」

構成

乾卷 全三十三丁

卷一(十丁)

卷二(十二丁)

卷三(十一丁)

坤卷 全四十八丁

卷四（十三丁）

卷五（十七丁）

卷六（十七丁）

奥書（一丁）

奥書

右原本東都柳亭種彦翁所藏也

依笠亭仙果子之紹介借而写一本了永貽諸家云

天保六年歲在乙未十二月十二日

今古園泥江龜寿（花押）（80才）

右一冊以平出順益所持之本使筆耕写之了

安政五歲戊午六月廿七日

奥田義雄

三園云元本自一至六合為一冊今自一至三為上卷自四至六為下卷

右一冊借奥田氏之本写之了

文久壬戌年十月二十三日

三園老人

著者として直仲慶の名が記されている。「仲慶」は本書では「冲慶」「冲慶」と表記されているが、本書を引用した柳亭種彦の随筆や第三本から「仲慶」が正しいと思われる。しかしこの人物についての詳細は不明である。

内容は財津種彦本系写本を増補したもので、後の著作である。財津本系写本と比較すると、年代的には十年ぐらい後の記述となっている。第三本には明和元年（一七六四）七月とあり、或いはまとめられたのは明和頃なのかもしれない。卷六「勸進比丘尼の事比丘尼橋の事」（65）の条には次のような識語がある。

按ずるに、我等文化十一年八十二歳に罷成候か和泉町出生職
間清介と申者、此時分より後か、又此時分の書落し成るか

勝間清介についても未詳であるが、直仲慶の自筆本も不明である。

本書は奥書によれば柳亭種彦所蔵本を笠亭仙果が借り出し、それを名古屋の泥江亀寿が天保六年十二月十二日に写し、さらに奥田義雄、三園老人が転写したものである。

種彦が本書を入手したのは文化十一年以降と云うことになるが、文政九年（一八二六）に刊行された『還魂紙料』に引用されていることから、おそらく文政前期であったと思われる。種彦手沢本の所在については不明であり、第三本は種彦本の抄本であり、したがって本書が唯一の現在知られている伝本である。

泥江亀寿は古今園とも称した平出順益のことである。順益は医師であったが、耽古連八天狗の頭領として、小寺玉晃らとともに、好古の学に耽り、多くの書籍を集めた。その蔵書については今日でも知られている。種彦とは書籍の貸借を仙果を通して行ない、江戸の考証随筆と名古屋の好古の人々を結ぶ役割を果たしていた。文久元年（一八六〇）十月三日に五十三歳で没している。

奥田義雄は後に常雄と改名した。『名古屋市史 人物編下』〔注4〕によれば、尾張藩で千二百石の禄を食んだ武家で、同好会という好古の士の集まりに参加していた。筆耕を置き、珍籍異冊に出会えば常に謄写させたというが、本書の

奥書もそれを裏付ける。文久二年七月二十一日没、享年二十八歳。

三園老人は『名古屋市史 人物編下』によれば、本名を神谷克楨といい、禄高百石の尾張藩の武士であった。一万巻以上の蔵書があり、異本珍籍でないものはなかったという。奥田義雄と同じく同好会に参加していた。奥書に見える文久壬戌は文久二年であり、奥田義雄の没する直前に書写されたことになる。常に自ら書写していたというので本書も三園老人の手になるものと思われる。明治四年六月二十三日に没した。享年八十四歳という。

これらの人々の間で直仲慶『中古風俗志』は転写され、珍重されたのである。しかし著者名が誤記されたほか、「男女奉公人出替りの事并請状の事」(04)の項では「家来春の出替り、二月二日也。寛永八申年より三月五日ニなり」と記すが、これは寛文八年(一六六八)が正しい。「伽羅人参の事」(74)では朝鮮人参の発売元が「錦木伊兵衛」となっているが、第三本では「鈴木伊兵衛」である。これらも転写を繰り返したための誤写と思われる。

翻刻凡例

- ・各段ごとに通し番号を付した。
- ・適宜、句読点を加えた。序文に加えられた朱点は無視した。
- ・「夕」は「より」と翻刻した。
- ・誤字等と思われるものには〈ママ〉を傍示した。虫損で読めないところは□で表記した。

第三本

所蔵 東京大学総合図書館

体裁 写本 半紙本一冊 縦二三、五糎×横約一七、七糎

仮表紙 ポール紙

表紙 小豆色 左肩に四辺双郭の題簽を付す。「中古風俗志 全」

扉題 「増補むかしく物語 一名中古風俗志」

構成

扉 一丁

遊紙 二丁

本文 二二丁

蔵書印 石塚豊芥子

内容的には第Ⅱ本の抄本ともいうべきものである。その中の跋文に『昔々物語』の成立に関わる記述があるので、熊倉功夫によって前述書の中にその一部が紹介されている。

冒頭には次のような識語が記されている。

新見氏の昔々物語を増補して、一名中古風俗志と号せるあり。本文に混して見わけがたきにより、その増補のみを録す。増補むかしく物語 一名 中古風俗志

明和元年七月

直仲慶

これは直仲慶なのか、それとも後述するように柳亭種彦の識語なのか、理解に苦しむ識語である。直仲慶のものであるならば、明和元年に新見正朝本系の写本が成立していたことになり、財津種莢著者説の根拠である古い写本に匹

敵する本文があつたということになる。また柳亭種彦は『昔々物語』が新見正朝の著であることを信じて疑っていないので、種彦の記述が混じた可能性もある。

本書の前半は、段数が記され、補記の体裁で本文が記される。また後半については段数が記されない。記された段数はとびとびであり、欠落した段数が多く見られる。第Ⅱ本の段数と本書の段数は一致しない。また第Ⅱ本の本文と一致しない箇所も多い。本文中には「柳亭云」と記される箇所があり、柳亭種彦が何らかの形で関与した本文であることは明らかである。旧蔵者である石塚豊芥子は種彦と親交があつたことも、この推測を裏付ける。

本書は第Ⅱ本の抄本であるとともに、「むかしく物語の跋」という跋文は『昔々物語』作者の考証と刊本「八十翁昔かたり」への批判の書となつてゐる。批判は「八十翁昔かたり」の校訂者が「むかしの俗書は更に知らざる学者」なので、延宝八年（一六七八）に刊行された『古今役者物語』所収「梅か妻」「貴船」についての知識が無く、「うめかつ」「まきつね」と誤つたこと（『八十翁昔かたり』三十七丁表）、「櫛」が貞享四年（一六八七）刊、井原西鶴作『男色大鑑』などにも登場する木綿の合字であることを知らず、綿の糸偏を金偏と誤つたこと（二十二丁裏）などを批判している。前者については種彦手沢新見本の当該条には本文の「むめがへまきね」とあるところを「梅がつまきぶね」と訂正し、「柳亭曰異本に「梅がつまきぶねなどといふ長うた」とあり是なるべし」と頭書（五十五段）している。第Ⅰ本には正しく記述されているので、刊本の誤りであることはあきらかである。後者についても手沢本には「櫛」字を一字に合せたる和字「西鶴が男色大鑑ニあり」と頭書（廿四段）してあり、この跋文の著者が種彦である可能性を高めている。なお「男色の事小姓の事それかれ闕たる条おほきは、公をはゞかりし故なるべし。」とするのは、同書が財津本系統であることを認識せず、新見本との比較からの言及で、当を得たものとはいえない。

また第Ⅲ本に記されている段数は種彦手沢新見本の段数であり、跋文の作者が種彦であることをこれも裏付けてい

る。しかし冒頭の識語と相俟つて、第三本の性格を誤解させる原因ともなっている。

跋文の中で「中古風俗志は考証とすべき事あれば別に録ス」といつているので、本書は第二本とは無関係な本ということになる。扉題に「増補むかし／＼物語 一名中古風俗志」とあるので、種彦は『昔々物語』と『中古風俗志』を校合して新しい本文を作ろうとしていたのであろう。その過程で写されたのが本書ということになろう。第三本第八段には「卜養」を「と養」と誤っている所がある。種彦がこのような誤りをするはずがないので、転写者の誤りということになる。この転写者は蔵書印を押した石塚豊芥子をもっともふさわしい人物と考えられる。豊芥子は蔵書家として知られ、種彦と直接の交渉があった人物である。天保九年六月に『天和笑委集』（岩瀬文庫蔵）、天保十年五月には『徳永種久紀行』（筑波大学図書館蔵）を種彦所蔵本から転写していることが識語から判明する。種彦は天保十三年七月十八日に没しているので、種彦の試みは未完のまままで終わったものと思われる。

翻刻凡例

- ・各段ごとに通し番号を付した。
- ・適宜、句読点を加えた。序文に加えられた朱点は無視した。
- ・「〆」は「より」と翻刻した。
- ・誤字等と思われるものには（ママ）を傍示した。虫損で読めないところは□で表記した。
- ・直伸慶の追記とされるところは二字分下げ、勝間清介の追記とされるところは三字分下げた。但し「駒込富士参りの事」以下は何の注記もないので、そのまま翻刻した。

『中古風俗志』と柳亭種彦

曲亭馬琴や山東京伝が『昔々物語』を用いて考証隨筆を執筆したことを冒頭に述べたが、柳亭種彦も『昔々物語』に並々ならぬ関心を抱いていた一人である。種彦の手沢本（新見本）が東京大学総合図書館に所蔵（請求番号A00.4356）され、種彦の校合の跡を見ることが出来る。種彦本の序文は「元禄二年／己巳冬日／東都隱士／政友入道／八十七翁」という最後の箇所が種彦による朱筆で消され、

柳亭云

新見伝左衛門政友

大御番後富士見御宝蔵番を勤し人なり

寛保中九十余歳にて没ス元禄二年八十七翁と

あるは写誤なり墓所駒込土物店高林寺

墓ニ行年俗名彫りてあり行て見るべし

此書著述の頃は居所白山御殿跡

今も伝たりといふ小普請長井五左衛門支配なり

という種彦の識語も消されている。種彦は序文の次に野紙を挟み込み、次のような識語を新たに記している。

柳亭曰

此書作者 新見伝左衛門政友

駒込浅香町俗云土物店高林禅寺に墓あり

一 超院直心法入居士

寛保二年三月廿五日 行年九十二才

大御番を勤後富士見御宝蔵番頭に転役

此冊享保十八年の著なりといふ七十五歳のときなり

一本奥書

于時享保十八年丑正月下旬 財津種莢書

この識語も第三本の「むかし／＼物語の跋」の冒頭の記事とはほぼ一致するので跋文の作者が種彦であるという仮説の裏付けになろう。これら二つの識語から、種彦は新見正朝の墓所を訪ねるとともに、子孫から話を聞くという調査をおこなったことが知られる。この調査のきっかけとなったのは、天保八年十月の『八十翁昔かたり』の刊行であったと思われる。財津本についても認識していたわけであるが、手沢本の校訂にあたって、本文に財津本系のみある小倉孟雅の注を混入させている。種彦手沢本の転写本があったとすれば、そのような本文が見られた筈である。

第三本跋文によれば、『昔々物語』は殆ど知られていない本であったのが、寛政（一七八九～一八〇〇）の中頃、花屋久次郎という本屋が写本を製作して世に広まったという。花屋久次郎は俳書や『柳多留』などの出版で知られる板元であるが、『昔々物語』は禁忌に触れる箇所が多いので写本として流通させたのである。種彦が見たのはこの本が最初であった。馬琴や京伝が用いた『昔々物語』はこの本の可能性が高い。文政の初めになって湯島切通しにあった越中屋文次郎という板元が写本を製作して流通させたという。この本の特色は目次が付されていることで、前述の種彦手沢本がこれに該当する。さらに序文には元禄二年（一六八九）の年記があり、東京大学総合図書館所蔵洪江抽

齋本も同様である。種彦が第三本『中古風俗志』跋文でいうように、より古く見せて付加価値をつけるための越中屋文次郎の賢しらであらう。種彦がこの本を入手したのは文政の初期ということになる。

第二本『中古風俗志』は勝間清介が文化十一年の注記を付しているので、京伝がこの本を見た可能性は低い。種彦が入手したのは文政前期であるので、種彦の考証随筆に大きな影響を与えることになった。

最初に『昔々物語』が種彦の考証随筆にどのような形で引用・使用されているか検証してみたい。『昔々物語』は『むかし／＼物語』と表記されることが多い。

種彦の考証随筆の中でも原初的な体裁を残していると考えられる『足薪翁記』には卷之二「隆達が小歌」、卷之三「玉川主膳」が本書を利用している。文政九年に刊行された『還魂紙料』上二「因幡が浄瑠璃 附近江節」も本書を利用している。『柳亭筆記』には一の巻「涼船の事 踊船の事 楼船の名」、二の巻「加賀節 さんがら節」、「丹前 丹前風 勝山風 附、丹前を名とする種々」の「丹前あたま」の項、三の巻「女の覆面」、「笠の名種々」の「熊谷笠」の項、「柳亭筆記 脱漏」の「女の帯種々」に見られる。天保十二年に刊行された『用捨箱』は中之巻三「禿の菖蒲打」に使用されている。これらは享保十八年に新見氏によつて筆記されたものという前提で利用されている。種彦の考証随筆は刊本以外は成立年次の下限が判りにくい、広範にわたつて『昔々物語』が利用されていることは間違いないようである。

次に『中古風俗志』が種彦の考証随筆にどのような形で引用されているか検証してみたい。

『足薪翁記』の中では、卷之二「独狂言」の項には『増補むかし／＼物語』という書名「明和元年の記」という割注を付し、卷六61から引用し、卷之二「京順礼 江戸順礼」には「増補昔々物語」の書名で、新見老人の『昔々物語』を、「安永の頃の老人直仲慶といふ人増補して一名を「中古風俗志」といへり」といい、卷六72から引用、卷之

三「酢の看板三種并味噌の看板」の項では書名を「増補むかし／＼物語」として「明和元年仲慶増補」として巻六六から引用している。『還魂紙料』の中では、上十四「来迎売」の項では書名を『中古風俗志』として「新見老人の昔々物語を仲慶といふ老人、明和元年に増補せし書なり」として巻三二九を引用、下一「七夕踊 小町をどり、かけ踊」では「明和元年江戸住老人筆記」として巻二一三を引用、下三「酢の看板 三種」では「明和元年老人筆記」として巻六六を引用、これは前述の『足薪翁記』の記述と重複する。『柳亭筆記』の中で『中古風俗志』の書名で引用、一の巻「緞売 さらし売 附 紙帳売」の項では「明和元年筆記」として巻一〇七を引用、四の巻「小六の宮 附 小六節 三条小六」では「明和元年記」として巻五四七を引用している。『柳亭筆記 脱漏』では「駒込の富士まうで」の項に『中古風俗志』として「明和六年仲慶著」とし、巻二一五を引用する。『用捨箱』中之巻三「禿の菖蒲打」では『中古風俗志』の書名で「明和元年老人ノ筆記」とし巻二〇八を引用している。

これらの記事から明らかにするのは、第Ⅱ本『中古風俗志』には明和元年に直仲慶によつて成立したという根拠が欠けているにもかかわらず、種彦は明和元年の成立であることを確信していたということである。これから、第Ⅱ本『中古風俗志』には序文の欠落があることが推定されるのである。そこにあったものは第Ⅲ本『中古風俗志』の序文と考えるのが自然であり、明和元年の段階で、『昔々物語』の著者として新見正朝が比定されていたということになる。前述したように、第Ⅱ本は財津本の系列に連なる本であるので、大きな矛盾が生じる。

種彦の随筆研究にとつて、『中古風俗志』に扱われていた対象が種彦のその後研究の方向を決めるのに大きな役割を果たしたことが想像される。さらに喜多村筠庭や山崎義成らと第Ⅱ本の関係も今後の大きな課題となろう。

(注一) 『日本庶民生活史料集成・第八巻・見聞記』(三一書房、一九六九年)

(注二) (注一)に翻刻がある。

(注三) 「むかしく物語考」(『歴史地理』五九卷六号、一九三二年、『森銚三著作集』第十一卷所収)

(注四) 名古屋市編、川瀬書店、一九三四年刊。

今回の翻刻にあたり、刈谷市立図書館からは村上文庫本翻刻のご許可を頂いたばかりか、調査に多くの便宜を頂戴したことを御礼申し上げます。また翻刻をご許可いただいた東京大学にも謝意を表したいと思います。

原稿の整理にあたっては石坂唯氏のご助力を得た。末尾ながら御礼申し上げます。

実践女子大学 常磐松文庫本

中古風俗志序

きのふと過ぎ、けふと暮しよはひ八十^(ママ)字に及びぬれは、七拾年以來のこと見及び、聞および、亦其比に、ちかき十とせ廿とせの事聞伝へ取集め、凡百年このかた世上江戸の今年とかはりたるを書きあつめ、今のおさなき衆にむかしを知らしめん為、誠にむかしを語ると云ふにてぞあり。^(一オ)

01一 七拾年以前の昔は、先づ春は梅咲て、漸彼岸桜の散る時、桃弥生をかけて花咲、桃ちりて山桜の一重桜咲キ

て、八重桜より山吹・牡丹・霧島・藤・杜若に移り、尤花の盛り、立春より七十五日と云へ共、咲順は夫々にたがはで咲しに、近年は桜の八重咲時、彼岸桜咲、桃・ひとへの桜・八重の桜もあはた、しく同時に咲キ、間もなく霧島・牡丹・藤まで同し時に咲きて、心いそがしく詠る。

02 一 七拾年以前の昔は、大神宮大神楽・御神楽とて、毎日江戸中徘徊しありく有様、先ツ規式正しくして、先キへ鼻高き面をかぶりたる者、直垂を着、御幣をさ、げて立チ、其次ニ十四五歳斗の男子を美敷作りて、瑤瑠をかぶり、長絹を着せ、白袴着、中啓の扇を右手ニ持、鈴を持ち、三番目に麻上下着たる男、箱を持、四番ニ布衣の装束を着たる男、其次ニ四ツ足付たる大長持、蓋を取てあふのけにして置キ、其上に獅子の頭を直し、中に太鼓を置キ、一万度の御祓を真中に立て、御幣を立て、此長持を四人か六人にてかつく者共、皆烏帽子・白張・白キく、り袴を着、囃子方は左右ニ着キ、笛・太鼓・小鼓・小太鼓と拍子打合せたる時、右の瓔珞かぶりたる舞子、神楽を舞ふ。序破急の拍子次第して、誠ニしんくとして感ずるに絶る斗りにぞ覚ゆる。其内の興に、人を笑はする為、大太鼓打チ、烏帽子を左へ右へ筋違へにかぶり、時々ばちを持たげなんどする道外にして、見物の興を入る事にそ有ける。扱又、近年の江戸中の大神楽と云ふは、人柄至て浮気に見へたるかぶき者共の如く、装束の事は思ひもよらず、大びやく衣・大広袖など木綿布子・幅広の帯・尻のしわなくして、大ぢだらくの浮気者共、大脇差・太鼓・小たひこ・笛を吹け共、笛のしやうがは小歌ぶしに合せて吹、獅子頭は持て共、是をかふりて色々の興に、小歌・狂言のみにて、獅子を馬にして、悪所通ひの狂言などに移し、若キ男女の気をそ、り立様にどうけ、下女下男に面白がらす様に仕組ミ、たは言・不道の言葉を尽す。是にて神楽の詮有ルべきや。誠ニ神も御納受有まじくこそ覚へ侍る。

03 一 七拾年以前の今に替りたるは、貴賤上下の婚礼の刻限也。昔は婚礼の吉日を極り、其日聲の方にも舅の方に

も、親類縁者、懇意コンイの他人も寄合ひ、夕飯料理出し、目出度と寿き、暮を待、舅の方にてても同前。扱日も暮ぬれば、
 聳の門前・玄闕・台所ニ紋付の丸挑灯立並べ、暮六ツを打ても輿入らざれば、聳の方に寄合居たる親類、輿いと遅
 し、誰レか迎ひニ参れと、家老・用人の内、迎ひニ兩度遣し、夫レにても輿入れざれば、親類の中誰レぞ兩人程迎ひニ
 参るへしとて、宣キ立振舞之者吟味して、若年の親類兩人迎に行キ、御輿遅し、早々御入候様ハヤニと、聳の両親申ニ付、
 御迎ひニ参り候と申。舅の方ニ寄合居たる親類共立出、座敷へ通し出合ひ、追付ケ出マすへしと云ふ。其時舅の方よ
 り、同じ位の若キ親類出、輿追付我等同道致し可申と申たる人、輿の跡乗イ也。あなたこなたと手間取り、はや五ツ
 時に成り、白張無紋の丸挑灯、青竹にてつり上、輿の先キヘ二ツ又は四ツも六ツも揃はせ、ちやうちんの数は大身小
 身に応し違ふ。惣じて嫁入は舅の方にては輿を少しも遅く出すを利運とす。聳の方にては輿の少しも早く入るを利運
 とする事也。早く出せば聳に追従の気味也。依ていかう遅きは聳の恥の様に成る。去ニ依て輿の遅速、貴賤共に、早
 きは暮六ツ、遅キは五ツ四ツ九ツ八ツ迄ニ輿入る事もあり。夫故、輿迎ヘニは歴々の侍衆参る。送りは迎の人に追
 付ケ我等同道すべき由申合たる衆、跡のりする也。挑灯を建並へ、威儀正敷故、見物夥敷出る。白張の上ケ挑灯は聳
 の門前ニて青竹の竿共に打ひしぎ、捨置て帰る。近年は大かた昼の婚禮也。聳の方にて迎火たく事稀なり。(三)

04一 むかしは大身小身は不及申、下々軽き老人も召仕ふ程の者、町人迄も正月は梔飯ワカバ振廻とて、親類・縁者・子共
 迄不残呼集レメ、それく分限ニ相応に結構して、目出度とことぶき、うたひの、しり、酒盛サカキして遊ぶ。是遊ぶ斗にあ
 らず。年中遠々敷打過たる親類も、此梔飯振舞、年始の第一の祝義なれば、不残集め、又は不道・不和にて過キ候親
 類・親方へわび、此梔飯振廻の人数に交る為也。又誰の子息も、早年たけらる、間、今年縁組然るべし。亦是誰の息
 女、当年中縁組如何様の方望まる、や。或は家古びたる人へは、当年など御普請レ可然など、年中の大用も談合し、機

嫌よく退散せられる也。是故に疎か成親類も、正月の椀飯振廻より又親しく成る事もあり。扱又七月は生身玉とて、是は子ノ方より親方を第一に招請して、其席ニ外の親類、懇意の他人も交て、是も日出度と壽き、是又飯後の物語にも、親方子方へ異見等申し、子共は親方へ了簡違ひ・あやまり抔あれば、(32)今日出会たる親類を頼み、(ワレコト)佗言などする。か様の事も今日日出度祝ひの寄合なれば、申も申よし。親方も少しの事はふせうして許す。勿論親類の内も心にとまる程のあやまりあれば、今日申訳を咄し合ふ。此生身玉の振廻も、近年は人情薄くなりし故にや、稀也。

05一 昔は正月男子は、破魔弓にて的を射、女子はまりつき、はねをつき、射の稽古の為也。三月は男子はトリアセ鶏合として、庭鳥を持、出合、女子は雛遊びとて、ひなをかざり、食事を備へ、色々の諸道具をかざり、草餅を雛の行器に入れ、甘酒を錫スズの器物に入れ、小蛤等沢山に、節句の札とて、雛を乗物にのせ、樽・ほかひを持たせて、親方の親類へ遣す。是は成人の時、嫁入して世帯持ツの稽古也。当分の事にはあらず。

愚古事記を按ずるに、三月三日雛を祭る事は、神代少彦名尊マツルまつれる也。少彦名尊は日本医薬の祖也。民人の病苦をあはれみイモ給ひ、薬草を取りてあたへ、或はまじなひを教へ給ひし故、諸民其恩徳を感じ奉り、其没日を家々に祭るとなん。又少彦名尊、おけら草を取て、諸人に服せしめ、病を除きし故、今に至りておけら草にて餅を作り、備へ祭る也。ひなはひこなの中略にて、雛と云ふなるよし。去ルにより、むかしのひなは侍鳥帽子也。尤神代質素の時を伝へし故、紙にて作りし也。いつの比よりか、天子公卿の冠服を着せ、諸道具に至迄、あらぬ美を尽す。是古代を取失ひし故也。惣じて五節句のこと、歳時記其外諸書ニ有故、略之。

五月節句の翌六日、男の子共、七歳斗より十二三歳迄、大将ニ成るべき子は、甲をかぶり、菖蒲刀をさし、采をニ持チ、供につる、子共は、菖蒲刀をさ、せ、せうぶにて鉢巻し、ほらの貝を吹立、備へ立して、いんじゆ切りと云ふ

事をして遊ぶ。是軍陣の稽古也。奥方は粽、九月は生イウ姜、台に乗せ、取かはす。是等の祝儀の取替かしも、近き比は稀也。又子共、狎ぢ・ゑのころを翫ぶ事、成人して馬を扱ふ稽古。女子に百人一首を覚へさせ、歌かるたを取らせ、貝遊びさするは、目の早く働く為也。近年の子共はか様の事もなし。昔は正月五節句、惣して寿く日は、何程小身たり共、家々の主人上下を着し客にあひ、召仕ふ侍も上下、朔日十五日廿八日は袴を着せ、五節句は内室は髪を下げ、召仕ふ針めうも髪さげ、十歳以上の子共、親の如くそれ／＼の衣服を着せ、神社仏閣など、参りにも、小身とても髪を下ゲ、主人は上下を着す。近年は主人は草履取一人にて、袴斗にて参詣す。内室は大かたの衣服幅広の帯、歩行にて軽々しく、はしたなし。

06 一 昔は花見遊山には、小身とても鎧を持せ、侍をつれて出る。若き衆も同し。其若き衆も不自由の時は、鎧持侍もなければ、六方浮ウハキ気に出立、器量能キ草履取斗ゾフリ召連し、供四五人にてかぶきたる体にて、花見遊山に出る人も若シはあれ共、大方御旗本の衆に鎧持せぬはなし。近年は何方へ行くにも草履取斗にて、旗本と見へず。結句倍臣は侍もつれ、鎧持せ、馬上などにて出るもあり。当春も上野の花盛りに行て見れば、御旗本の面々にあまた逢ひしが、鎧持せたる人、上野中にて一人も見かけず。

今の人、御目見以上なれば御旗本と心得る人多し。御旗本衆とは、御書院御番衆・御花畠御番衆御小性の事の事也。奥向御詰衆は勿論の事也。

07 一 むかしは御旗本の振廻・夜咄しの出合ひの節は、謡うたひ、或は幸若を呼び、膳の後、座敷へ出すに、麻上下にて出、儀式正敷ありしが、近年は左様の馳走者は出さず、三味線・浄瑠璃・おどり子、扱は役者の立芸など也。

08 一 むかしは堺町の操り、薩摩太夫・筑後・丹後・近江・肥前・永閑。浄瑠璃は酒天童子、或は贅・夜車等也。其外浄りの仕組ミ、初には富貴に榮へ、中比世に落ち、郎等忠を励み、義を立て、親主兄の身代りに立ち、孝を尽し、義を専らとし、(5ウ) あはれ成事をまじへ、末には世に出、又富貴に成る体を作り、誠ニ勇をみがき、又は道理至極し、哀れる事ありて、人々の良心を感発し、身の嗜みにも、心付の為に成る事、第一規式付キ正しく、人形の拵様も、先ッ大将の人形は烏帽子直垂を着、良等は直垂素袍、女の主人ニハ髪をすべらかし、かつら帯かけて、召使の女迄もすべらかし・かつら帯。御台所は十二單の小袖着せ、男女共ニ儀式正敷拵へ、上るり初ル前ニ先ッ式三番叟、能の如く済し、其次ニ人寄せとて、和田酒盛ひとながれ前上るりに済し、其跡にて其日の上るりを何にても初る。道理至極したる事多く、又あはれ成所は涙を留め難き程にして、義理詰りたる所、又は働かひく敷、知仁勇の郎等、讒言にて罪せらる、時は、覚へず齒をくひしむる。是を太夫も役者も手柄とす。近年の操は大将も大広袖のだて小袖、人形の面も浮氣に拵らへ、相伴に郎等も皆大白衣、女の人形も御台所と云ふもおやま人形・投島田、小袖もだてを尽し、上るりは初より終り迄好色を尽し、其上木に竹を繼し様に時代違ひ、有まじき所へ出すまじき者を出しありと見れば、行方も知れぬ様に埒もなく作り、道に違ひたる筋なき恋を作り込め、是を幼少・若き衆など見物しては能き事と思ひ、浮氣になき人迄そ、り立テ、大好色に成り、一向徳なき見物也。昔の浄瑠璃仕組は命乞・熊谷先陣問答・仲光孝寿丸身代りなど、皆義理に詰りたる仕組也。今は新敷、色々名付、多くは埒もなき事共也。昔、うこん源左衛門と云若き者、京都より一人下り、三味練ひき壺人、地うたひ壺人して、右源左衛門芸する時、今のかつらなど、いふ物なく、うこんのふくさ物に細き糸を付ヶ、額にかぶり、其ふくさ物額に打かぶるにより、此ふくさ物にて月代をかくす。面体奇麗成ル若者なれば、女の如く見ゆる。扱芸とては、海道下り・山崎下りなど云ふ道行の歌を地謡ひにうたひ、夫を小舞ニまふ。又は業平飯を買ひ給ふ所を独狂言に舞ふ。是を諸人面白がり見物する。其

後七十五年の比、此源左衛門を人形にも作り、紙にて張りぬきにも作り、うこんのふくさかぶりたる体也。其後かぶきといふ者、彦作・けんさひなど、いふ頭取出来、十四五・十六七八迄の器量美しき子共を作り立、かぶき踊りさせ、夥敷はやり、喧嘩も度々有て、騒が敷、浮気の衆、此為に大勢滅亡も有故に、御法度に成りて、子共も皆前髪を落して野郎に成る。是野郎の初り也。猿若勘三郎後、三代目中村の名字有太夫本成りしが、又上方より古へ伝内と云者下り、二座に成り、其後段々はやりて、次第にふえて、玉川主膳・市村竹之丞・都伝内と云者下り、彼は芝居数ふへて夥敷はやり、其時分の狂言仕組は、頼政鶴を射て、其褒美に菖蒲前に獅子王と云御剣下されたる体、頼政は狩衣に立ゑほし、猪早太もひしゑほしに直垂、何れも大口着せて、甲斐々々敷体、又常の^マ狂言、老人は老人、若殿は誠の若殿様の様に、家老・奥局迄歴々の様にして、物云ひまでそれ^レによく仕組、義理の事、哀なる事、勇気のはげしき事、夫々感じ入たる事故、幼少の子供・若キ衆・侍衆の見給ひても、少しは身の嗜みにも成りし也。近年の仕組は、最前にも云ふ通り、始より終り迄、無作法至極にて、親子兄弟同席にては見物成りがたき事。是を若キ衆・若キ娘達・奥方へ見物、さりとはい心得難し。是を能事と思ひ給ふ故、諸人此やつ原の真似をして、髪のゆひ様、風俗迄真似給ふ。夫故、間々歴々の衆にも宣しからぬ事、好色の難義も有ぞかし。若き子供衆・娘達持給ふ衆は心得べき事也。

09 一 昔は侍衆、大身・小身も、振舞ひ・夜咄しの出合ひ、其節咄しを聞くに、昔御陣の時の咄し・先祖の手柄働^キ、又は当世の武篇の詮議・刀脇差の物数寄・喧嘩口論の是非の沙汰・男道の嗜、和らか成事には茶の湯咄し、^マ是より外に別の儀なし。依去刀脇差の拵へ・尺の長短・利方の吟味・ためし物数度手掛けたる指料、面々に物数奇して、仮令ば座敷に相客十人あれば、十色の物すき。中に老人有。中年有。若き衆あり。依之、刀の尺三尺余の

刀もあり、式尺四五寸の刀もあり、式尺斗の刀もあり。重キ有。軽キ有。拵へも色々あり。知らぬ人有て見ても、是は大方誰レの刀ならんと、若キ・中年・老人、それ〴〵に刀にてさし候人を知る程の事也。近年は左様にてもなく、振廻ヒ・会合の時、刀掛ケに有刀を見れば、尺寸拵へ等に至迄、時のはやりにしたがひ、何れも大方似よりたる寸尺、丸鞘はやれば皆丸鞘斗なり。結造り、柄も大びしはやれば大かた大びし、引通し・さめざや・ぬり鮫はやり、次第に同し物多し。拵の能きとあしきとはやりの替り成。是は如何なる故なれば、此刀にてか様に働んと思ふ我器量なき故、此刀にては働かれじとの勘弁もなく、其外拵へに付ても皆同し。元來何の思ひもなく、人のまこと真似して拵たる道具、当風に合たると思ひ、唯脇に指すのみ也。夫のみ成らず、近年は刀脇差買ふて指料にする人、大方出合拵へとて、大小共に当世はやる模様、身は奈良物拵へて商ふ。随分下直にして、あつらへて拵より各別下直故、余程の身上の人も是を調へト、さし候故、猶以て似たる拵へも有。此物数寄故、物語も大方喰物の咄し・遊興の咄・損徳利勘の咄し、中に子細らしき分別顔の仁は、立身手筋取入咄し・碁・将碁、茶ノ湯、又誹諧、是等は至極おとなしき客の咄し、若キ衆は浄瑠璃・三味線のあひ方・堺町の役者の評判、是より外の武道らしき咄しなし。然れば近キ比、弓馬劍術はやる様なれ共、勵ミ精出スや、合点行ぬ体。

10一むかしは家來、春出代り二月二日也。寛文申ノ年より三月五日也。出代りの日、奉公人肝煎の宿來りて、御家來へ何様の御奉公人、何人御召抱候やと家々に來り、聞合せ歸る。又外の者も、右の通り也召連レ來れと有し時は、男女五六人もまじ召連レ來る。其内人柄・恰好氣に入候者あれば、宿は何方、大屋は誰、人主は誰と尋、切米の高・取替の夏かし等極め、男女共に食ニ付、先ツ一日召仕ひ、夫々の仕事申付、明日は早朝より參り候様ニ申付返す。翌日も又呼び仕ひ、又明日參り候様に申付、如斯男女共に五日・十日も毎日呼寄召仕ひ、其内外より能キ者參り候へ

ば、是を引替る事もあり。五日も十日も過キ候へば、奉公人もはや幾日く相勤候。願はくは御請状被仰付可被下と願ふ時、請状致させ、男は其晩引越シ、女は翌晩引越候。其節の奉公人は、食につけ候て後はづし候得ば、殊外六ヶ敷成て、奉公人も構はれ、宿迄も迷惑ニ及ぶ。惣じて男の奉公人など、少しも悪しき事あれば、手打にする。欠落すれば尋出し、引寄てためし物ニする故、家々のためし物、爰かしこに一ヶ月に二三度づ、も有之也。故下々の作法も能く、刀脇差の刃の心見も調ふ也。

11 一 むかしは侍衆野遊ニ出る事、慰み斗に非ず。歩行の達者、山坂かけ走り（ま）稽古の為也。弁当食事を為持出て、町にて売ル食事を調て食する事なく、都て町にて拵へたる食物類にては、まんぢう・さつさ餅・焼もち、此等の物は調へて喰ふ。うどん・そばきり、七十年以前は御旗本調て喰ふ者なし。寛文辰の年、けんどん蕎麦切といふ者出来、下々買ひ食。御旗本衆喰ふ人多し（ま）。近年は大身・歴々までけんどんを喰ふ也。

12 一 御旗本衆の家来、昔は長屋にても、又は供先・腰懸にて、侍は侍同士、中間は中間同士交り物語りするにより、士へ慮外せず。

13 一 昔は五節句に若キ衆、大身・小身共朝早く支度して、番頭・支配方へ礼に出。夫レより親方の親類、又は老人の親類へ不残勤ム。浪人の若ひ衆も不残礼勤し故、往還も賑かにて、節句めきたり。近年は若キ衆も節句御頭礼用捨あれば、幸ひにして親方へも礼不勤メ。増て小普請・其外御奉公不勤者は、礼など勤ルはなき事と思ひ、朝より大白衣にて寝たり起たり、三味線・上るりにて酒呑み、（ま）友達の行ケども上下着ず、或はどうらくにかけ廻る。

14 一 昔と大きに变りたるは、伽羅油・きざみたばこ夥敷売る也。依てたばこ入も多売ル。昔は伽羅油、御旗本に一生少しも不付人多し。付たる人も髪のはへ下り、又は月代たて、いまだ毛ののびざる人、少しづつ、付し。女などは一向付ず。依て伽羅油売る所、湯島天神に一ヶ所、明神に亀屋とて一ヶ所、芝にせむしとて一ヶ所、糺町ニ一ヶ所、牛込ミに笹屋とて一ヶ所、江戸中に六所ならずは売所なし。便りに調へ、或は京都へあつらへなどして調へ、貝も今の如くにはなし。ちいさき目葉貝程の貝にて売ル也。付る人も一貝を壹ヶ年に付るも有。二年三年に付るも有。夫をさへ伽羅油付る人をば笑ひそしるにより、前髪の有ル若衆は多く付る分にて、大かた一貝を二ヶ月程に付きる。或人の子息、十五六歳の若衆、一ヶ月に一貝付きるとて取沙汰せし程也。油を多く付て、髪を結構ニ結ふは、油のかけ成べしと笑ふ故、多く付る人なかりし。今は¹⁰ま大き成貝一ツを二三度に付切ル故、伽羅油売所多し。女中猶以て付る。

15 一 昔は懐中たばこと云ふ事曾てなく、能共あしく共、亭主のたばこ盆に有を呑む也。呑様も亭主座敷へ出る迄吞ず。亭主物語して、たばこ参れと進むれば、客は先づ亭主より参れと盃・茶の如く、二三度は云ふ。其時、亭主鼻紙をへぎて、させるのつはをばづし、させるを拭ひ、是にて参れと指出す。客いたゞきて呑ム。たばこよくはほむる。一ふくも二ふくも吸ひ付て、我前に置、帰る時は鼻紙にて拭ひ、たばこ盆へ入る。尤亭主其俣指置れといふ。若、亭主、頭役が親方あれば、呑めといはる、をも給はずとて吞ず。其比隠れなきやつこと云る、人も、六ほう・腕立、我意を尽す人も、いんぎんの座敷、又は親方・老人の前にてたばこ吞人なし。近来は其呑様、不作法千万也。昔はたばこ入取落しても、私のにては無之と申て隠しけり。其比のたばこ入は青漆^{セインツ}にて紙いため、又吹絵墨流しなど、随分鹿相に有し。今は金入ノ切レの緞子^{ドレス}・¹⁰ウツしゆちん、色々のさらさ・黒ぬり・高蒔絵・梨子地などにて自慢^{ジマシ}氣三出す。

中古風俗志中巻

16一 むかし四月比より伊勢津^ツ戻子^{モヂ}とて、板にはさみ売ありく事夥し。千石以下の面々調へ着ル。価壺^ツ匆程也。帷子^チも縮^ミ高宮とて売ありく。此高宮島に能模様は、帷子ニ売り、又袴によきも有之。調へ着ス。壺反五匁也し。近年は奈良半晒・のし・ちぢみ、何れも高直。袴、郡内平・せひがう平など何れも高直也。戻子は皆絹戻子に成て、今は売者なし

17一 むかしは神社開帳、又は寺々四十八夜・千日万日の回向と云なし、寛文申ノ年万日回向初り、夥しく参りあり。開帳も毎年三四五月に有。人集りする。

18一 むかしはやつこと云事有て、大身・小身の歴々にもあり。下々にも中小性・徒・若党・中間迄やつこあり。下々のやつこと云は、奉公もよく勤め、大儀成事を大儀と云はす、或は寒中にも給一ツにて、寒き類^ツもせず、一日食を喰ぬとても、ひだるき体をせず、供先キにて、うそにも命を捨テ、用に立べし、働んなど、広言し、^口扱又歴々の奴衆は、身持、食物、にやけたる、なまやはらか成る体なし。好色の事になづみ、くつたくの気味なく、刀脇差、

焼刃の強きを好み、侍道の勇氣常に専らとし、人に頼まれ、又は人の為には命を露程もいとせず、支配を敬ひ、親方・老人を念比にし、律儀成人をば結構にいんきんにあしらひ、我に代りても人を救ひ、利欲にか、はらず、氣根達者に武芸に精出し、人の勤メ難き事を事共せず、敵たふ者をゆるさず、此等其比、奴の番頭より十三ヶ条の条目の通りにて、是に叶ふ奴を能きやつこととて、組頭にも見立らるゝ。惣じて其比の奴は理発に、何れも器量あり。うつけたる奴はやつこの頭・支配より奴の筋を詮議する故、何れも意気を励み、其時分、牢人或は町人にも若キ理発成る器量有ル者、浦山敷思ひ、町やつこなど、てありしが、御旗本の奴とは風違ひたり。近年の若キ衆に絶てなし。たま／＼長キ刀を指て、びく／＼する若キ衆を見るに、髪は役者風になまぬるき結び様、衣類はヒキ鹿相、只金の沓分も人々だまして取りたそふな顔して、扱キいやしき者共と博奕を打て、心合ひ、是も錢の少しも取度事そうに、浅ましき、いやしきばてひふり・やせ辻番・でつちやろうをすつばぬきしておどす分にて、奴の真似入らざる事。むかしやつこは、第一刀脇指奇麗に、衣装も下ニは白無垢ムクを離さず、垢付ぬ小袖に、伽羅などたきて、身持随分きれいに、錢金ほしそふな顔もなく、至りてやつこせし也。頭より十三ヶ条の掟など、今時の奴衆ゆめ／＼御存じ有まじ。昔奴頭を取組ミに入時は、上は頭より小袖・脇差出る。又頭へは紫麻樽・箱肴持參、又は箱肴斗もあり。

享保の末、元文の比より、寛延の今に至りて、若キ衆の風は、衣装は女の如くきびす打程長く、女のはく様成下駄・足駄を黒ぬりにしてはき、大小も落しざし、或は貫ぬきざし、一ツとして利方は見へず。又近き比、羽織の長式尺八九寸にして、紐はふとく、是も甚長く結び下ゲ、ゆふヒだすきかけたる様にし、髪は額の角と等しく、厚く巻キびんとやらに結立る人多し。又余程大身なる歴々も、肩衣の幅甚広くして、鳥の羽をひろげたる如くなる若キ人多し。此はやり、本は豊後節語る太夫と云者、羽織を長くして着たるを真似、肩衣は堺町の役者の舞台へ出る様に、幅広きを真似たる物とぞ。何れもよからぬ風俗を真似給ふ。やめにして然るべし。扱今のやつこら

しき人有て、大かひ本文の通りなれ共、其中に一僕をも召仕程の類やつこ、辻芝居・見せ物類を見物しても、錢をもやらぬを強みとす。全体乞食の類より、つりを取ると云様成いやしき奴もあり。今少し人をも多く召仕ふ奴も此類あり。夫故稍もすれば大キ成ひけを取事もありと見へて笑止也。

19一 昔、慶長の比、夏暑氣強き比、諸人涼みの為にひらだ船に屋根を作り掛ケ、¹⁸是を借て、浅草川を乗廻し遊ぶ。是船遊びの初也。翌年比より大身衆も出しに、大勢の供故、船せまく有し程に、次第に船を大きく拵へ、四間も五間も有ル船に成り、承応の比、船の盛りにて、明曆申ノ正月大火事、翌年に至り御城の御普請、其外大名衆普請にて、船は小舟まで材木等を運送する故、涼みの屋形なく、三四年船遊山止ム。万治の比、又はやり、大名衆も出らる、故、七間・八間の屋形に拵へ、後は川丸・関東丸・山一丸、九間丸、十一間丸など名付、大キ成は十一間あり。御旗本、鎗を船に入れ、是をはゞの様にせし也。尤大身は用人に戻子肩衣着さするもありし。

20一 むかしは二百石より五六百石の衆の子共、十歳斗より十四五歳・六七歳迄も子共に常々両親の膳の給仕をさせ、勿論茶の給仕もさせ、取廻し能様に仕入れ、扱客有之節は袴を着、小性の如く召仕ひ、客の茶の給仕をさするに より、おのづから立廻りも能く、中にも小笠原仕付がた稽古など¹⁹させる衆の子息達は猶以取廻しよし。左様に幼少より小性の如くにつかひ勤めさする故、成人して男に成ても我俣せず、親へも能くかしづきぬ。然るに近年の子息達は、客有ても座敷へも出ず。たま／＼出ても親の側に打並ひ居て、少しうつけたる子は身をいちり、身をよりまし、あくびをし、口をいちり、ありたけ尽して、退屈すればずんと立て勝手へ入り、寝つ起つむだ口を聞て居る。又利発成生れ立の子は、親の側にて折々さし出口上、年寄又はいんぎんにすべき客へは口をき、かけ、しかも幼少なれ

ば公儀あひ初心なれば、咄しの程拍子もあしく、飼鳥・往還のいか、いなど、埒もなき物語を出し、子共に似合ぬ料理・喰物・金銀の沙汰を云出し、心有客に見限られなどするは、親の了簡違ひ、今風合点ゆかぬ。

21一 昔は幼少の子共衆、又は若き衆、諸稽古さする親達、子共と一所に神文して、稽古場へ同道して、終日見物して、居稽古さする。是は相弟子・仲はま間と若ひ同士、如何様の口論も氣遣ひ、又は芸に精出さする為、扱又その教方を覚へ、若失念の事あれば、か様にてありやと、宿にて稽古の時云ん為によし。近年左様の事なく、稽古と云て宿を出、何方へ行クやら知らず。

22一 昔は客を招請の馳走に謡・鼓・太鼓・浄瑠璃・小歌・三味線共に夫々の役者、或は座頭など呼び、是を聞事にして、多く自身として其芸をする事は稀なる所也。殊に女中は猶以聞事のみにて、三味線・上るり語る事なし。漸、琴など斗也。男には上るり語る人もあり。吉原にいなばとて遊女一人、上るり覚へ、日蓮山入、美人揃の道行など取あつめ、四段覚へ語るを、名譽の事と申せし也。近年土佐節はやりてより、女中も縫針の稽古はさし置き、上るり・三味線を引く。何とも合点ゆかぬ事也。

23一 むかしは奥方・御息女方、扱参りに、下ヶ髪、供侍上下着、女中下帯、皆今織の金入、幅三寸斗、長七尺五六寸、しんめう・腰本も右の通り。又段子・しゅちんの帯、はらはしたは木綿の金入とて、櫛を織たる金入など有し。寛文の比より幅広也。延宝の比より猶広く、長巻丈武尺、段子二ツわり三ツわりにせし、ついへ成る事也。むかしは女中地なしを着る。

24 一 昔は客を呼ぶに、膳前には茶・たばこ斗出、膳過て、吸物・酒・茶菓子出す。近年は膳前に吸物・酒肴出す。そば切振舞猶以出す。此故に本料理くはれず。扱又他人の客には、給仕に女を出す事なし。近年は初て呼ひし他人にも、女に給仕させ、酒の相手にする不作法成る事もある也。

25 一 昔は小身二百石三百石位の衆の奥方・母儀・息女、遠方は不及申、近所へも歩行にてありく事なし。皆乗物也。乗物昇も人足等にか、する事決してなし。手前中間に脇指さ、せ、人少ナの時は親類中より借り、万一それにても不足の時は、町人足一人斗まぜてか、す。神社・仏詣・野遊山にも、先キにて乗物より下り、歩行く時は覆面・かぶり物して、眼斗出し候故、御旗本の奥方・息女等の顔見へ見せる事なし。又は綿タにて顔をかくし、明暦の比は、しんめう・腰本、かつぎをいただきありきし。万治の比、江戸中かつき止み、酉の年大火事以後、女歩行にてありく時、ふくめんの上に玉ふちといふあみ笠をかぶりし。御旗本中何れもかぶる。寛文の比、松坂といふ笠、延宝の比、熊谷笠、こもそうなどはやりて、八分そりはやり、天和・貞享の比、あみがさ次第に止み、すげ笠に成る。御旗本中あみ笠の時分は、菅笠は陪臣かぶり、御旗本菅笠かぶりて、あみ笠陪臣かぶる。元禄の比より押並へ菅笠に成る。下々は酷暑にも笠かぶる事なかりし。

元文の比、あじろ笠、或はしゆんけいにぬりて御旗本中かぶり、其中に騎射稽古の衆は甚そらせて、たとへば蓮の葉の半ば開き掛りたる巻葉の形にしてかぶる。延享の比、ふちにてあみたる笠をかぶる者も、若き衆の中にはありし。此時分より寛延の今は菅笠・あじろ笠、竹の皮笠、ふち笠、或はまれには麦わらの笠、是は多くは町人・好色者かぶる。あみ笠は見まれに陪臣かぶる。女は加賀笠也。一兩年以来、瀬川風とやら云て、瀬川菊之丞と云、堺町の役者、女形の役者が真似とて、帯を立結びにして、菅笠はいたゞきの笠あてを甚高くして、笠の

ふちに頂イタキより上へあがる様にしてかぶり、大身の奥方并侍女、何れも一様に仕立ありく衆、余程見ゆる。歴々衆が河原者の真似する故、小身末々迄夫を学ぶ也。昔は水辺に生る故、自然と目を不遠す。夏の笠は昔はより能きはなし。

26一 昔は女の衣装模様、其年ばへ相應の物を着せし。今は左にあらず。丹後島ヲ人着れば、世間大形老若共に着て、皆人真似をする也。紋付・無地・鳥類は常の女と替るべき為、遊女の着物とし、常の女は縫はく光る小袖故也。帯も常の女は幅せばき故、遊女は幅広を用ひたり。今は常の女、皆遊女の真似をする。是皆女の器量なき故也。

延享の比、町人の女房共、男の如く長羽織を着、往来せしを見習ひ、よほど16の奥方も次第に着る様に成て、群集の所へ一日に二三人程づ、武士の中にも見掛しに、間もなく町方へ御法度被仰出候由にて、夫を聞及び、今は着ル者なし。今の世は唯いやしき者の真似をしたがる。さりとは能からぬ人心也。

27一 昔は大身は不及云、伽羅たかぬ人なし。人参買人稀也。近年は伽羅たく人稀にて、人参下々迄買ふ也。

28一 昔は刀・脇差の拵へ様、壮年・中年・老人、夫々に拵へ、尤物数寄も心々に有しが、今は寸尺迄、大かた同じ様成をさす。鞘の丸キはやれば皆丸く、平めなればそれを真似、金物も其通り也。近年四分一の縁はやれば、よきあしき共に四分一、大かた通し也。是心得難し。自分了簡物数寄せば、十人は十色成るべきに、人真似する故如此。

29一 今もま、切レの程をためして指ス人あれ共、それをば真似ず、其中に至て不16心得の人は、若刃損すべきかと遠慮してためさす。心得難き事也。ためさぬは又しても、身はさびくされ共かまはず、唯柄前斗光る愚人もあり。先

年様タメシニ小塚原ハラへ行しに、大身の大名衆より、ためして差料に致さるゝとて、役人大勢にて持参してためさせしに切れず。尤大の男の切柄はめ、力に任せ、三四度切れ共、只上皮少し斗切れたる分にて、一向不切して止めぬ。定て目利に愚かもなく、其出来可切物と目利極りたる上にて、さし料にも致さるべきに成りて、ためしに出たる成べし。尤大方は能く目利すれば、切レ味目利に違はぬ物とは云へ共、右の如くの事あれば、ためさぬ物は好ましからず。

30一 昔は大身の座敷に書院床付たるを書院と云ふ。座敷はてひと云し。近年、大身小身共に皆書院と云。主人も大名は殿様、小身衆は旦那様といふ。然れ共御旗本の歴々をは皆殿様と云ふ。

31一 昔は往来する侍衆、上下着、或は袴斗にて、大方股立取ありく。馬上の人ひとも股立にて乗り、柿の三尺手拭にて鉢巻して往還するありし。今はなし。下々侍も中間も一人ありきにも、股立取り、尻はしをりありきしに、今は左様になし。

32一 昔は御旗本衆死去して、其年より七月、高灯笼といふ物を立。大かた七回忌迄毎年七月立るもあり。立様は六月晦日、長七八間斗の杉丸太の上、三角にいらかゆひ、杉の葉にて包み、しでを切付、灯笼は辻番のあんどこの形にちいさく拵へ、屋ねも板にして、玄関と台所との間、広みに立ッ。但、一向宗にては見へず。他宗は皆々如此。

33一 昔は西瓜は歴々・其外小身共に喰ふ事なく、道端などにて切売にするを、下々・中間など喰ふ斗也。町にて売ても、喰ふ人なし。女などは勿論なり。寛文の比より小身衆調て喰ふ。夫より段々大身・大名も喰ふ様に成り、結構

成菓子に成りぬ。西瓜大立身也。けんどんも前に云へる如く、近年は結構イロツ成る座敷へも出るとて、大名けんどんなどいふあり。

一 昔六七十年以前はみゐらといふ葉夥敷はやり、歴々衆大名も呑ム。下々ものむ。痞へ・疝氣に能く、虚性を補ひ、脾胃ヒジを調へ、氣力を強くし、食傷其外諸病によしとて、呑まざる人なし。方々の葉種屋にて売ル。赤坂みゐらとて、赤坂に赤坂屋とて木葉屋、下直に売ル。皆調て呑ける。代は長崎屋などにて廿双三十双ほどに売ル。十五六双斗もあり。赤坂みゐらは五双三双に売し。何か葉種二三種に松脂にてねりたる様成る葉也。病氣にはきかず。又あたりもせず、何の益なき葉也。七八年殊外はやりて、段々やみし。其後四五十年前、なもみと云草、酒にてむし、粉にして、なもみ葉と名付、呑し。又三四年以前、青精を諸病によしとて呑し。身を養フ葉さへ、はやると止ムとあり。近年はなた豆大分はやる。

35一 八九十年以前より鎗持の下馬落しと云ふ言葉あり。今は若き衆、訳を知ら18ず。先ツ昔は、家来供先下馬立作法は、先へ参る人の馬を門の方に立、二番に参る人の馬を其次に立、如此主人の順立。是に違ひたるを口取の恥とし、口論にも成りし。乗物の順立、其通り也。扱下馬落しといふは、先ツ主人の供して宿を出る時、主人玄関の前にて、鎗持立たる鎗を横たへ、主人有之方へ穂先キを指出す。其時主人鎗の太刀打を取て、左の手にて鞘をはづし、穂先を改見てさやをはめ、念入レ持といふ時、鎗指上て押立持ツ。又主人道にて知ル人に逢ひ、立ながら物語などしたる時、鎗持又鎗の穂先をさげて、主人の右手辺へさし出す。一日の内、幾度も如此。是を下馬落しと云ふ。其後主人度々我見るに不及間、念入持テと申付る。是其鎗持慥か成心を見届ての事也。此ゆるしをうけたるは、途中にても唯

鎗の穂先を少し下ぐる手品を致して持也。近年は其主人も此訳ヲ不知。又馬の杓打替るに、橋の上・細道・上り坂・下り坂・がけぎは、か様の所にて18ウ打替へまじき物也。

36一 昔は侍の奉公人、食に付キ目見へして、翌日請状ジヤウ可仕ると約束してはづし、請状の迎に不参時は、請人に立者を呼寄せ、其訳をせんさくし、訳も無之事なれば、其時不届御尤ニ奉存候段、証文致させ、当年一ケ年は他へ奉公御かまひ御尤畏り候段、証文を取、中間も其通り也。近年は食を給、見へしてもはづす族多し。

中古風俗志中巻終(19オ)

中古風俗志下巻

37一 昔は用事の手紙取替し稀也。使口上にて済ム。女中方も同し。大かた下女使也。近年は口上にて済む事も、書状猶以、上封迄致ス。夫故紙高直也。半切なども曾てなし。六十年以来半切紙出る。

38一 むかしは若キ衆悪所通ひするに、支度大分六かしく、先ツ功者なる人に諸事のいきかた習ひ、支度第一、先金子を拵へ、刀・脇指の物好き結構に拵へ、小袖・羽織・袴迄功者と談合し、能き伽羅を求め、身持を嗜み、是等の支度、五ヶ月も半年も掛り、扱趣んと思ふ四ヶ月も前より茶屋々々へ行、茶屋女をあひしらひ、はづみをしゆれんし、

額のぬき様、髪・月代の仕形迄功者の指図に任せ、身の取廻し・口せき・いきはり悪所風に成りて、功者と同道して行く。去に依て悪所通ひする人は、時宜・公儀ぶり格別立派也。此故にそんじやうそれは只者にあらず。悪所通ひにてもするそふなと云程の事也。近年の¹⁹悪所通ひする人は、衣装も見苦しく、伊達らしき事少しもなく、金銀もなくて、しかく遣ふ事なく、只酒のみ、どうらくの遊びのみにて、中く恋渡る色の道、曾てなし。昔は太夫・格子より外なし。三寸のつほね、五寸のつほねとて、下々の遊び者有し。六十二年以前よりさん茶出来たり。是も通ひ来る人の風あしく成り掛りたる故也

39一 昔は一ヶ月の中に、一度も三四度も、それ刀よこせ、枕鐘など、云て、下くも刀さし、尻からげ、^{サハガ}騒しき事有し故、不断油断せざりし。近年はそれ刀よといふ程のさはぎなき故、今の若キ衆は家内にては丸腰などにて、随分ゆだん成る体也。

40一 百年も以前は、傾城の役は式日評定所へ拾四五人も相詰メ、女因人の用の為、惣給仕の為、相勧る由。大むかしは軍中実検の首を洗ふ役、又獄門の首も洗ふ共云伝ふ。⁽²⁰⁾

41一 童子の遊び、五月印じゆ切の事、百年も以前は、^{トキ}頭巾すかけを着し、^{トギ}菖蒲にて鉢巻し、しゃうぶ刀をさし、ほらの貝を吹立、人数を催す。五月朔日より小旗を立、甲を立る故、見物に大勢子共群来る。子共にあひ、明日御味方に可^レ参由、何人と申。其時、必明日何時より何方へ揃ひ候様にと約束し、扱六日に子共来り、其人数五十人も百人も二十人も三十人もあり。其内差働ききやう成を撰り、皆右の通故、一備五十人も百人も有、少キ分にて三三十人は

有之。扱六日に、家々のおとなしき侍一人も二人も三人も守りに付き、怪我無き様に世話をやく。子共の中、あかり甲着たる子共、侍大将に成り、勿論主人の子、上り兜着、何れもいろく伊達成ル玉だすきかけ、備立来る勢を待受ケ、一勝負有て、是は軍功備立の為也。百四五十年前には必有之。百年斗以前迄ありし。夫より段々やみ、今は其物語もなし。六七十年前迄は、五月初よりとさん・すぐかけ・ほらの貝・菖蒲刀を売りありく。是を²⁰求て、五月四日、子共菖蒲にて鉢巻、貝を吹ありく故、又外の子共も此通りにして、其俣十人も二十人も集り、せうぶ切り初る。大昔のしやうぶ刀は、さや木刀・ぼうなどにてせうぶ切する故、怪我も有之故、樫の木の木刀法度ニ成り、せうぶ刀とて、中の身はさはら木にて作り、打合へば打折れたる方負ケに成る。去ニ依て、子共一人にて十腰も廿腰も持ッ故、女親類の伯母などより送りし也。近年はしやうぶ刀も、作り様違ひ、太刀の如く長くなり、扱遊びの勢^{イキ}ひ、是も堺町の役者の真似と見へたり。又人形も箱の上に直す。模様も牛若五条の橋にて弁慶と戦ひ、或は八島の軍の体、其外名有勇士の励む所を人形ニ拵る。皆子共に勇気を励まする志より出来たる也。近年は堺町の役者を人形に作り、夫を上座の床の上へ上げて見物事とす。

42一 百二三拾年以前は、女のせうとう打といふ事ありし由。仮令は妻を離別して、五日或は壹ヶ月の内、又新妻を呼び入たる時、初の妻より必せうとう打企る。²¹功者成女と打寄談合し、男は曾てかまふ事に非ず。手前の女五三人も有之は、親類中の女共、達者成るを借り、廿人・三五十人も百人も身により催し、新妻の方へ使を遣す。是家老女役也。口上は御覚可有と、さうとう打何月幾日何時可參候。持參の道具は木刀なり共、棒なり共、其訳申遣す。大方はしなひ也。先キにても家老取次、新妻何分にも御詫言可申と申もあり。左様に弱氣^{ヨハゲ}出すは、一生の大恥也。成程御尤相待候段返事有。男のたづさはるは此使取次斗にて、其後一切不出合法也。扱日限に離別の妻乗物にて、供女は

皆歩行にて、く、り袴・たすき、髪を乱し、又かふり物・鉢巻などし、甲斐くしき出立にて、しなひを持ち、押寄也。門を開かせ、台所より乱入り、鍋・釜・障子、当るを幸ひにうちこはす。其時刻を考へ、新妻の仲人と侍女郎と、先妻の時の侍女郎、同時に合ひ、真中へ入り、様々言葉を尽して、返す也。昔はそうとう打に二三度頼れぬはなし。七十年斗以前、八拾斗の婆ば有しに、そうとう打うちにひ十六度頼まれ出しなど、語りし。百年以来すきとなし。

43一 むかしは幸若の舞はやり、振舞の節呼び、幸若八郎・九郎、其外伝右衛門・市右衛門など、数十人有之。麻山下にて来り、客同前に料理馳走す。膳過き候て座敷へ出、一礼有。客も大義と云、何ぞ承度と所望す。一流たとへば大職冠・きよすけ・しんき能・あつもりかと、さまざま番数を伺ふ。舞ひ仕廻て、暇迄して帰る時、客所望すれば不帰。近年は透となし。

44一 昔は浄瑠璃・小歌・せつきやう、か様の音曲、近年とは替り、先ッ上るりの初は、織田信長公大病後、大キに草臥なれ、夜々寝兼、肥立かね、さびしがり給ひ、伽トキには城玄句当・小町のお通と云遊女、此三人昼夜はなれず、其外若特色々物語申を、然れ共、毎日毎夜の事故、咄しも絶へ、お通は能書文者なれば、何そ面白キ文を作り、よみて御慰みに入べしと有。お通辞退申せ共、無是非、義経しやな王殿と申時、東へ下りに、矢作の長者娘上るりと申女にたはむれ給ひし事をつり出でし、読聞せ申す。殊外面白がり給ひ、一座感にたえたる斗也。後素読斗にて壓給ふ。城玄角都申すは、是に節を付、うたひ候は、然るべしとて、其時分御領分より出たる丹後七郎左衛門・橋本筑後と云、頓作第一の利発者、誠に声わざ得たる者共也。此者共に仰せて、節を付、上るり御前の事を作りたる故、名を淨るりと付しにより、上るりの初也。右七郎左衛門は上るり太夫、寛文の比の肥前より四代の祖也。扱ふしを付、右の

者共語る。信長公殊外面白がり給ふ。是肥前節の元祖也。是も後はあき給ふを、右兩人の座頭、手を付て、三味線に合せ語る。聞人感到絶たり。迪の事に今一流作り候へ。此度は武士の働きはげしき所、又静謐の政の文作るへしとて、則兩人の匂当、大江山酒吞童子を頼光退治の事を作ル。是を橋本筑後、節を付、語る。依之、今に酒吞童子は筑後家の上るり、十二段は肥前家の浄るり也。扱右上るり語る斗にて、後はあき給ふ故、人形の仕方付る様にと有て、西の宮のくはひらしいしを召、文句のあやを仕形にして、人形廻す。是より²²あやつり始りの元は此十二段斗也

45一 六七十年のむかしは、上るり漸二三拾段にて、上るり語る座頭わづか四五流も覚へ、まして素人^{シロウト}教寄て語れ共、道行四五段ならでは覚へず。六拾年以前、京都といふ座頭、上手の名取にて、一流物は熊谷・^{イケニハ}贅・かんらの三段、道行十三覚へたるを名譽の事にいひし。去に依て、座敷にて語るにも、昼の上るり夜も同じく語り、或は二度も三度も語りけれ共、昔の人はあかずして聞し。今は左はなく、四五ヶ月過にて二三度も聞ケばあき果る也。

46一 百五六十以前、歌をうたふと云事、始りは龍たつと云遊民のおどけ坊主、歌を作りてうとふ故、直に^ス歌の名をりうたつといひし。声よく拍子き、にて、諸人面白がり、りうたつうたはぬ人はなし。其後百三十年斗以前、籠齋といふ遊び坊主、是も歌を作り、らうさいと付てうたふ。りうたつよりはやはり、諸人弟子に成り、或は公家衆聞給ひて、殊外感じ、字数も三十一字²³まなれば、うたといふも尤也。此歌の外うたといふ事有べからずと箆濟を褒美し給ひぬ。其唱歌はへ山がらす何をいとひて墨染のあさぎにあらであたら此世を など、云歌也。其後、長歌、くどき歌など、云し長哥の初は、祢ぎ町にかぶき師右近源左衛門と云者、隠れなき美男にて、夫を木の人形・はりぬき人形にも作り、夥敷売ル。名譽なる者也しか、此源左衛門、長歌に海道下りといふ事を作りうたふ。殊外はやり、後には

仕形にして舞フ。たとへば振廻の先、亭主より客へ所望して、海道下りを舞する。又其次ニ直りたる人に舞はする。又客より亭主へも望みて舞する。如此同し舞を一日の中ニ幾度もまふ。我等幼少の時分、昼より夜更迄の振舞ひに、立替り入かはりまふ。かぞへ見れば、三十七番舞ひし。其後山崎下りといふ長歌、是もはやりてまふ。其六拾年斗前、祢き町勘三郎座の役者共の中、多門庄左衛門・出来島小ざらし・花井才三郎・玉村吉弥・玉川千之助・山川内記・玉川主膳、隠れなき美男、⁽²³⁾拍子き、声よき者にて、此等寄合ひ、かぶしといふ歌うたひ出す。らふ齋にまけぬ歌也。其引つゞきに、梅がつま・きぶねなど、いふ長歌、皆此者共作りたり。祢き町と云は、堺町の事也。六十七年以前は祢き町といふ。堺町と云人はなし。

47一 上るりの元は右の通り故、丹後子代々七郎左衛門、肥前・筑後也。百年以来、段々とふえたる也。六十年以前の上手共、肥後・筑後・薩摩子也。近江・岩見・伊勢大掾・永閑、近年は土佐也。半太夫は肥前が弟子也。後の者也。六十七年以前は上るり、しやけふにあらで、聞人も耳をすまして、毎日聞てもあかず。たとへば芭蕉・東北の謡ひを昔より幾度聞てもあかざるが如し。

関八州は日本半国に掛合ふ程の武勇強き事、昔より云伝へし。されば御入国以来も上るり大夫、和泉大夫など、て、昔の大剛の勇士、公時・公平などの類を上るりに作りしに、関東の氣象に合ひ、夥敷はやりし由。其比の虎⁽²⁴⁾屋永閑・さつま外記・土佐なども是に類して、文句も勸善懲惡の心を専として、見る人の心に義理に感ずる事多しとなん。今の豊後ぶしといふ文句を聞ば、好色に親をたふし、或は金銀を盗み取り、果は心中して親になげきを懸るを手柄とする。去に依て声音を聞くに、一ツとして祝はしき事なし。いま／＼敷のみなり。初は下々にはやりしに、次第に歴々の慰みと成る。此故に士の風俗崩れ、乞食川原者の風に成り行、小身衆は豊後節の会

をなし、会料を取り、或は太夫号を取とやら云て、上るりを上手に語れば、大夫方より何大夫と云大夫号をさづかり、是を忝思ひ、手柄と成し、何の誰と云人も、上るり仲間にては何大夫と呼びかはして通用す。侍の姓名をば、公儀事にのみ用る事に思ひ、内証は大夫より貫モウひし大夫号を通用す。苦々敷事に非ずや。

48一 六七拾年以前は、女中地なしといふ小袖を持ぬはなし。人を仕ふ程の女中は、²⁴上着小袖、数は不持共、地なしは持ッ。惣身を金ばくにて、一面に松川菱の様に箔置きたる小袖也。祝言事、又は正月、兎角男ののしめ着る時、女地なし也。女ののしめ也。其比、供のしんめうはかづき着せし。

49一 昔、下々侍・中間、成敗ためし物とて、家々毎に度々有之。此節指料の刀、脇差の刃をためし、近年稀也。

一 侍・中間少しも盗したる者。

一 主人の陰にて供婦りの馬に乗りたる者。

一 欠落者。

一 供はづしたる者。

一 慮外したる者は、侍・中間共に主人手打多し。又縛り首もあり。

右の通り、誰定るとなく、江戸中一円にて六七十年以前は極りたる様成しが、近年は左様の科仕たる者も無きか、又主人慈悲にてか、透とやむ。^(25オ)

50一 五六十年以前は、子は親に向ひ物云ふに、手をつき、親の云事を聞くには、頭を下ゲ、手をつく。去ニ依て、

家来くも慮外がましき体なし。近来は父母の前にも手をつく事は扱置き、大あくらかく子共あり。言葉遣ひもあしく、是は何故むかしと替りたるなれば、親々子共をきつとあひしらい候へば、親々の身のたしなまぬはなし。氣つまり故、自分に樂を好む故、子のあしらひも急度なく、たは言を心俣にた、く故、子供も友達の様にしだらくに成りしをよしとする故成へし。昔不作法のさし合の文句、上るり・小歌にあれば、やつこの子共、親の前をにげ立ッ様にせしに、今は親の上るりに子共の三味線にて、曾て父子の体見へず。去に依て親方の異見も不用、度々存外の悪事仕出したる多し。

51 一七八十年以前は、奉公人請状に、此者取逃ケ欠落仕候は、其者早々尋出し、相渡可申候。其内御事欠キにて人御用に候は、私悴、或弟、人代に被召寄、何分あつにも御召仕可被成候。又女の請状には、私妻被召寄御召仕可被成候。扱又御奉公不届有之候は、其段私へ被仰付、若不届成儀申上候は、奉公人同前ニ私を御仕置ニ可被成候。請に罷立申上は、奉公人同前ニ被仰付候共、少も御恨ニ存間敷候と書し。今は無之。尤当分代人出候ても、其上尋出申事なし。

52 一八九十年以前の昔は、幼年にて御奉公成らず、或は病身にて御番不勤面々は、御破損の御普請人足出し候故、今右の類を小普請といふ。扱其比は百石以下は御免にて不出。百石以上斗出す。五百石より杖つき老人出す。侍、立付羽織を着、人足を引連レ出、人足の出し様、大かた百石ニ付、老ヶ年に二人出る。杖つきは老ヶ年に五六度出候。人数の扶持方、老ヶ月老年に老人扶持づ、被下候。手前の中間を出候故、春召抱候時、其文言を書入、大屋共を添請人に取申候。右兩人足当り候儀は、小普請奉行より申来。扱小普請奉行より指図の所へ中間遣し申候。其節は主人も

早く起、御普請場へ出候中間ニ大切ニ相勤候様に申付出し、其日七ツ過過ぎ帰る迄、氣遣ひ致し、相待し事也。其後手前人出候事止ミ、町人の請負ひ成り、下直成時は百石にて式朱斗も有之。又二百石にて壱分式朱も有。右金子を小普請金と名付、面々より出し申候。寛文の比より町人請負止み候て、百石ニ付壱両づ、上納仕候。其又小普請金上り、百石一兩二分に成る。百石以下も出す。

53 一 昔は牛込ミの御堀無之、四番町は長坂血鎗・須田久左衛門などの屋敷並ひ、番丁方と云。牛込方は小栗半右衛門・間宮七郎兵衛・都築又右衛門など、並び、牛込方と申。其間ノ道幅百間余有之。草しげく、毎夜辻切有之。其後丸茂五郎兵衛・中根九郎兵衛など申小十人衆、小栗・間宮が前にて屋敷下され、鈴木治右衛門・松平所左衛門・小林吉太夫など、一通りに市谷田町迄取付候故、七拾四間の道幅ニ成り候。其後牛込御門・市谷御門出来たり。

54 一 昔は牛込舟入無之、万治ノ比、松平陸奥守へ被仰付、大川より柳原堀通し、牛込ミへ船入る様に成ル。此土を以小日向の筑地・小石川の筑地出来たり。是迄赤坂明神より262目白まで住家一軒もなし。畑斗成りし由。此堀ほり通し三年に出来たるよし。

55 一 元禄の比、芝新堀出来ル。

56 一 本庄に屋敷なし。万治の比、武士屋敷被仰候。貞享の比、皆々屋敷上り、元の田畑と成る。其後、元禄の比、又武士屋敷と成る。

57一 昔は新し橋、芝口御門なし。宝永の比出来、芝口御門は享保九年正月二十九日、大火に焼ケ、今はなし。

58一 本郷御弓町与力同心斗なりし。元禄の比、皆上り、御旗本屋舗と成る。

59一 昔は松平丹後守上屋敷前へ町屋風呂あり。美麗を尽し、風呂女とて遊女有し。諸人入込ミ、喧嘩度々故、御法度に成る。其時風呂屋へ通ふかぶき者共、異名ニ丹前へかゝる人と云。丹後殿前といふ心也。今に何にても、はで成るをたんぜんといふ。是よりの事のよし。(27)

60一 五六拾年以前の昔は、男立の若キ衆も、縁組など相談自分よりする事は、恥かしく思ひ、せざりし。親々より遠き親類、又は心易き友達を頼み、忤へ云含め、兄弟とても直談なし。今は子の方より親へ直談す。又妾など召仕ふ事などは、親方、其外遠き親類他人へは、懇意と云へ共隠くす。聞出したる人、御妾有之由承り候など、云へば、決して左様の義無之とあらそふ。近年は自慢(ママ)して、なじみなき他人の客にも、座敷へ女を出し馳走す。

右昔物語は財津種英翁(ママ)の齡八句ニ余りて、四五十年前の事を聞覚へ、又は壮年の時見覚へし事を書キ給ひしを、小倉孟雅先生写して、予ニ見せたまひし也。此物語、昔を引て、今を歎く心あるかとなん思ひ侍る故、予も写し留て、風俗の移り変る事を兎輩に知らしめんと云爾

文化十三子年得原氏藏本揮老筆写之 八十叟 梅替人書(27)

★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★
★

刈谷市立図書館村上文庫本

中古風俗志 乾

中古風俗志卷一

目録

- 01 草木花候の事
- 02 椀飯振舞の事并生身魂の事
- 03 破魔弓の事并羽子の子の事
- 04 男女奉公人出替りの事并受状の事

(表紙)

05 雛遊ひの事

06 花見の事

07 緞子壳蠣壳の事并革足袋革羽織壳の事(目次オ)

(白紙目次ウ)

中古風俗志卷之一

01 草木花候の事

直冲慶著

一 七八十年以前のむかしは、先春は梅咲て、やうやく彼岸桜の散る比、桃の花弥生をかけて咲、桃ちりて、山桜の一重咲て、八重桜より山吹・牡丹・霧島つゝし・藤の花・杜若にうつり、尤花の盛、立春より七十五日とは云へとも、咲順はそれ〳〵次第違はず咲しに、近年は桜の八重咲時、彼岸桜咲、一重のさくら・八重のさくら・桃もあはた、しく同時に咲。間もなく霧島・牡丹・藤までも同時に咲て心急かいさしき詠そかし。其上菊を翫ひし人も八九寸の大輪を賞美せしか、いつしか小菊にかわり、又中輪になり、いろ〳〵変化せり。今又夏菊を作り出し、初春より秋まであり。菊の花は秋の物なれとも、四時これあるやうには成りたり。在五中将の歌に

鳳鳴て菊の花さく秋はあれと春の海辺に住吉の松

此歌の心にも違へり。また桜そふサッといふ草も近年はやりて、いろ〳〵に作りなし、其品二三百種にも及へり。此花木の数〳〵色品をわけて始めしは、享保の比、武州染井村の農民に植木を商ひし伊兵衛といふもの、三十六ヶ仙も

「^①みぢといふことを作り出し、いろ／＼紅葉に名をつけ、其後数百品に及へり。近年^{アサガハ}葬にも絞り・咲わけ・八重、いろ／＼有て、草木の花までも昔に替りしは、造化のなす業、はかりかたき事ぞかし。

又伊佐葉^{イサハ}といふ事を、麻布渋谷東福寺の隠居作り出し、是もいろ／＼興ある事になりしとかや。

02 椀飯振舞の事并生身魂^{イキミタマ}の事

一 昔は大身小身は申に及ばず、下々かろきもの、人老人も召仕ふ程の町人迄も、正月は椀飯振廻とて常例の日限^②を定め、親類うち子供までも残らず呼びあつめ、夫／＼分限相應の饗応にて、目出度と^{コトヲ}寿き、唄^{ウタ}ひ舞ひ、酒盛りして遊ぶ事也。

庭訓三日の条に厨椀飯^{クワカクハク}といふ事あり。是は異国守護の役人、初て入部振廻をいふ也。夫故此正月初ての振舞を椀飯ふるまひといふとなり。東鑑に有之。椀飯といふことは高盛にてはなし。膳部のことなり。

是はあそふはかりにあらず。年中遠々敷打過したる親類を、此椀飯振舞、年始第一の祝義なれば、残らず集め、または常不和にて過候親類、親方へ佗言して椀飯振廻の人^③數に交る為也。又誰の子息、最早年たけられ候間、今年縁組も然るべし。亦是誰の息女、当年縁辺いかやうの方を望まる、や。或は家物古びける人へは、当年など御普請しかるべしやと、年中の大用事を談合し、機嫌よく退散せられし也。此故に疎^{オロソカ}なる親類も、正月の椀飯振廻より、又親しく成事あり。扱又七月は生身魂とて、これは子の方より親の方を第一に招待^{セウダイ}して、其節に外の親類・懇意の他人も交へて目出たしとことふき、是又椀飯の物語りに同し。親の方より子供へ異見等申、子供は親の方に了解違ひ・誤り扱あれば、今日出会たる親類をたのみ、佗言なとする。^④かやうの事、今日目出たき祝ひの寄合なれば、申もよく、親方も少しの事はふせうして許す。勿論親類のうちも心にとまる程の誤あれば、今日申わけを咄

し合て。^{世カ}此生身魂の振舞も、近年は人情薄くなりし故にや、稀也。

03 破魔弓の事并羽子子の事

一 昔は正月男子の遊びに、破魔弓を射たる事、尤親類のうちよりも、男子有家へは、破魔弓を遣はず也。破魔弓といふ事は射の稽古の爲也。庭訓往来正月の条に、草鹿円物の遊びとある、その円物の遺風なり。此的、上中下三段有て、上の的は大きさ一尺一寸斗、中は九寸、下は七寸也。射る法は、的場へ出るとき、^{三ツ}矢二本持出て、一手をは箭台に立、残る三本の矢を手には差はさみ、三度射る也。是に依て三々九度の手挟也。但しはまとは、端丸きといふ略語なり。今も五畿内・美濃・尾張、或は関東・鎌倉辺杯には其余風残りてあり。先破魔といふ物は、繩にて大きさ七寸程の丸きの形したるものをこしらへ、是則円物也。但し繩巻にして、中に穴のあるもの也。是を名付て破魔といふ。扱射法は、童大勢あつまり、右のはまを転はし、射人は弓を構へ、程よき所にて射中る。其中る事三度に及ぶを勝とす。是三々九度の手挟也。中りたる時は弓の弦をはづして、負たる方の小児を、三ツづ、弓にて打事なり。右の^{はま}はまを転しやうはやく時は、待といふ事をはまらつこといふよし。三度射中たるをませといふ。二度射中で、最はや三度目は勝負の場所ゆへ、胸をど、すなといふ言葉なり。此破魔を射る弓故、破魔弓といふ。中古右のはまをとり失ひ、弓斗ある故に、破魔弓のはまといふこと、合点ゆかぬ也。是ははま弓商ふ者、弓矢斗りをあきなひ、はまは銘々手前にて拵へ候ものゆへに、自然とはまを取失ひしもの也。尤破魔弓の矢尻には、むくらんしを付て射たると也。関東にて鉄の矢の根を用ひたり。畢竟男子は六芸の一ツ、射を習はしむる稽古の爲、正月の遊び也。又女子は鞠つき、羽子板にて羽つき遊びしなり。^{トシガ}此羽子の子は蜻蛉の貞を表して、子供夏に至り、蚊をよける呪也。蜻蛉はよく夏の夕暮、軒に來りて蚊を取喰ふむし成る故なり。

04 男女奉公人出替りの事并請状の事

一 昔は家来春の出替り、二月二日也。寛永八申年より三月五日ニなり、出替りの日、奉公人肝煎の宿来りて、御家来は如何様の御奉人何人御召抱候やと、家カに來りて聞合帰る。又外の者も右の通り也。召連來れと有りし時は、男女五六人も召連來る。其内、人がら・恰好カウコウに入候者あれば、宿は何国何方、大屋は誰、人主は誰と尋、切米の高取替、夏借等カシを極め、男女共に食メシにつけ、一日召使ひ、夫々の仕事を申付帰す。明日は早朝より参り候様にと申付帰す。翌日も又呼ツカヒ仕候て、又明日参り候様にと申付帰す。斯する事男女ともに五日十日も毎日呼寄、召仕ひ、其内外よりよき者参り候へは、是と引替る事も有。五日も十日も通候へは、奉公人宿、最はや幾日々々勤候。願くは御請状被仰付下さるへしと願ふとき、受状いたさせ、男は其晩に引越、女は翌晩引こし候。其節の奉公人は、食に付候て後はつし候へは、殊の外六ツケ敷成て、奉公人もかまはれ、宿までも迷惑に及び、惣而男奉公人杯、少しも悪敷事あれば手討にし、欠落ウツマすれ、尋出して引寄、ためし物にするゆへ、家々の食メシためし物、爰コト彼所カシコに一ヶ月には二三度宛も是有る故、下々の作法もよく、刀脇差の刃ヤイバの心見も調ひしと也。又侍の奉公人、食に付、目見へして、翌日受状仕るべしと約束してはづし、受状の迎に参らざる時は、受人に立候者をよび寄せ、其訳を詮議し尽して、訳も無事なれば、其時不届に思召御尤畏り奉候段、構ひ等も書入、証文をとり、甚だる事也。仲間は猶以の事也。近年は食に付、目見へしても、はづすもの多し。

一 八九年已前は、奉公人請状に、此者取逃欠落仕候は、其者尋出し、相渡可申候。其内御事欠にて人御用ニ候は、私悴シヅメ、或は弟、人代ニ召連られ、何分ニも御使ひ成さるへく候。又女の受状ニは、私妻召寄られ、御召使ひなさるべく候。扱又御奉公不届有之候は、其段私へ仰付られ、若不届成る儀申上候は、奉公人同前ニ私を御仕置なさるべく候。受ニ罷立候上は、奉公人同前に仰付られ候共、少しも御恨と存ましく扱と書しに、今は是なき

事也。当分人代出し候て、其上尋出し申事也。

05 雛遊びの事

一 昔は三月節句に、男子は鶏合せとて、銘々に鶏を持出し、鳥合せし也。女子は雛遊びとて、雛をかざり、食物をそなへ、色々の諸道具をかざり、草餅を雛の行器ホカヒに入、甘酒を錫の器6ウ物に入白酒といふ物、古來はなし、蛤に貝類を備へ、節句の札とて、雛を乗り物にのせ、樽・行器を持せて、親の方の親類へ遣す。是は成人のとき嫁入して世帯持の稽古也。元來雛といふものは、紙雛本式也。是は三月己の日の菝ナデモノに用ゆる撫物の余風なり。此かたしろを己の日に祭りて、後に川へ流す事有とぞ。しかしながら、其よつて起る所はふるき事にて、清少納言の枕草紙にも、十にあまりぬる女子は、雛遊びはいみけるものと有。此故に上方カミカタ・五畿内筋にては、五節句に祭る所も有よし。京都一条通りに菱屋次郎左衛門といふもの、先祖頭カシラをは紙雛カミヒナの如く丸くして、本式黒袍コクハウの束帯を付て御所雛となつて、テマ堂上方へ差上候を、世に是を次郎左衛門雛といふ次郎右衛門雛と。いふは誤りなり。夫より又頭をは常の人の如くして、金入キンイリの直衣シチ、レを着せ候雛をこしらへ、江戸へも下し、是を専ら江戸雛と称す。惣して雛の装束の結構に、今織錦に成たりしは、近代の事也。昔は結構至極なるが、紺地などに八ツ藤を織たる金入の外なし。大かた八枚といふ金入なり。今は紙雛の質素を取失ひ、大きさも寸尺の御定有之候得とも、夫より甚だ大き成物、世に行はれけるとなり。

06 花見の事

一 むかしは、花見遊山は、小身とても鐘を持せ、侍を連れて出るテウ事也。若き衆も同し。其内、若き衆は、部屋住にて不自由の時は、鐘持もなければ、六方うわきに出立、器量よき草履取ばかり召連、友達四五人にて歌舞妓見

る体にて、花見遊山に出る人も、若はあれども、大方御旗本の衆に鎧持せぬはなし。近年は何方へ行にも、草履取はかりにて、御旗本衆とは見えす。結句倍臣は侍もつれ、鎧を持せ、馬上杯にて出るも有。近年上野の花見に行しが、御旗本の面々、鎧を持せたるは、上野中に売人も見えす。又昔は花見とても、羽織・袴にて、編笠をかぶり、高股立を取りて行し也。古き花見の絵に其姿あり。これにて昔の侍衆の身持を考へ給ふべし。今は女の衣類のごとくさま成、裾の長き、土をひくやうに成衣類を着し、ふくめん・頭巾・袖頭巾とやらをかぶり、武家の風俗とは見えかたし。

今の御目見以上なれば御旗本と心得る人多し。御旗本衆は御書院御番衆、御花鳥御番衆今云御小性組の事也の事也。并に奥向御詰衆は勿論の事也。

07 緞子売 蠅売の事 革足袋 革羽織売の事

一 むかしは四月比より、伊勢津緞子迎、板に挟み売歩行く事夥敷、千石以上の面々調へ着し給ふ。価は銀二匁程也。帷子売も縮高宮チビミタカミヤとて売歩行く。此高宮嶋によき模様は帷子に調へ、又袴によきも有之、調へ着す。壱反にて五匁成りしさじなり。近年は奈良晒・尉斗縮何れも高直なり。緞子は津緞子はすたり、皆絹緞子・紗紹の類ひ、肩衣はかりにて、津緞子は売人もなし。又享保の比までは、初夏に至り、縮み・奈良晒・蚊屋荷といふ事はやりて、高荷をしつらひ、荷物も大男を撰み、声美はしく呼せ、先に立て、跡より呉服屋手代の勿体らしきか、羽織着して通りしか、いつしか止みし也。今は少しばかりの荷をもち、呼もせで、いやしきなりの商人つきて、たまさかに歩行く事とはなりぬ。十月の比、大坂より下りし革足袋売も先年の如くにてはなし。

此革足袋・革羽織売の事、明暦三酉年大火事以後いまの事也

又近年、裏付草履の三枚重ね・四枚重ね杯といふ事はやりて、日覆したる荷を持歩行く。又日本橋アヒダテ尼店にて商ひ候物を、せり売りにもちあるく事、是又近年の事也。

中古風俗志卷之一終（9ウ）

中古風俗志卷之二

目録

- 08 印地討の事
- 09 分明天王の事
- 10 山王御祭礼の事
- 11 家形舟の事
- 12 西瓜の事かほちや南瓜ホウフウの事
- 13 小町踊の事
- 14 高灯籠の事10オ

15 駒込富士参りの事

16 五節句の礼式并重陽に生薑を取り遣りの事

17 二季の彼岸の事

18 自身番の事¹⁰²

中古風俗志卷之二

08 印地打の事

一 五月節句、童の遊び、印じゆ討の事、百年も以前は夥敷事にて有りし。元来此印地打は、保元平治の比、京都北白河鬼一法眼より起りて、其比より世上に専らはやり、天文の比盛ん也。東照宮御幼年のとき、印地御上覧の事、甲陽軍艦に見えたり。然れば至て古き事なりとぞ。節句の翌日六日、男の子供七才はかりより十二三歳までの、大将になるへき子は、兜をかぶり、菖蒲刀をさし、吐巾^{トキ}・篠懸^{スノケ}を着し、¹⁰³采をもち、供につる、子供も、鉢巻をさせ、螺の貝を吹立、備立して人数を催し、是軍陳の稽古なり。夫故五月朔日より家々に小籠を立、兜を立る故、見物に大勢来る。大将分の子供に逢ひ、明日御味方に参るへきよし、何人と申。其とき、必らず明六日何時、何方より揃ひ候やうにと約束して、扱六日に至り、子供大勢来る。夫、人数五十人も百人も、又廿人も三十人も有り。其中差働きよき子供を撰み出し、皆々右之通故、一備五十人も百人もあり、少き分にて二三十人は有之。扱其日に

直冲慶著

家々のおとなしき侍、一人も或人も三人も守につき、怪我なきやうに世話をやき、子供のうちより兜着たる子供、⁽¹¹⁾大将になり、勿論主人の子上り^{アガ}兜を着出れば、いろ／＼伊達なり。玉櫛をかけ、備を立、寄来る勢をまちうけ、一勝負ありし。是軍陳の備立なり。今に家々に家の紋をつけて幟を立てるは其遺風なり。

五月五日幟の事、神功皇后三韓退治、又は藤の森の祭事杯といふは、僻事なり。

百五六十以前は、武家町家共に、都て有りし大形なる事なり。松永貞徳、碁石の狂歌に

印地する童の知恵とごかくなり石の上にて勝負をいふ

百年ばかり以前までも、余程所々に有り。夫より段々止て、今は⁽¹²⁾其物語をはなす人もなし。尤享保の比までは、所々の広小路へ小児集り、茅がやにて大きな太き三ッ打の繩をこしらへ、或は長竿等をもつて出、往来の子供を、しやがめ／＼といふて、下座をさせ、若下座を致ざるは、使に遣し候^{コテツチ}小調市杯、重箱をうちこわされて、ほう／＼逃帰りしことなど有しが、今は絶てなし。六七十年までも以前は、五月初より吐巾・篠懸・螺貝・菖蒲刀を売ありく。これを求めて、五月朔日ころより子供、菖蒲にて鉢巻をして、貝を吹歩く故、又外の子供も其通にして、其俣十人も廿人も集り、菖蒲討始る。大昔の菖蒲刀は木刀・棒などにて印地討をする。怪我も有りしかは、⁽¹²⁾櫛の木の木刀法度になり、菖蒲刀にて、中の身は樫木^{サハハ}にて作り、打合は折れる方負に成やうにこしらへる。太刀なるに依て、子供老人にて十腰も廿腰も持ゆへ、女親類の伯母などよりも送りしとかや。近年は菖蒲刀も、造りやうも違ひ、^{オホダ}太刀の如く長くなり、鏢も堺町哥舞妓役者の紋を付たり。是は古来の通り、木瓜鏢・丸鏢・角鏢の類の古風にしたきもの也。又菖蒲人形といふ有之。台の上に乗せたる人形、牛若五条の橋にて弁慶と戦ひの体、或ひは矢島の軍の体、其外名有る勇士のはけむ所を木偶^{コノギヤク}にこしらへて、皆子供に勇気をはけます志より造りたる事也。是も近年は芝居役者⁽¹³⁾の人形にこしらへて、夫を上座に、床^{トコ}の上へあげて見物事とす。あるまじき事也。古来の

武者人形にしたき物也。

09 分明天皇の事

一 昔は五月末に至りて、猿田彦の面をかぶり、羽織袴を着し、大路を歩行き、子供をあつめ、わひく天王、天王様ははやすがおすき、わひくくなどいふて、ちいさき赤紙の札を蒔て子供にあたへしが、今は稀なり。是神田明神の社地鎮座まし給ふ天王より出たる事とぞ。此わひくといふ言葉は訳ある事にて、日本紀に分明と書てわひくくと訓する義を付たり。然れば分明にあきらかになる天王といふ事なり。忝くも此牛頭天王は武塔天神と号して、日本最初地主の神にて渡らせ給ふ。尤御当地古き御社なり。夫ゆゑに三伝馬町より神輿を昇て、江戸上宿の問屋場大伝馬町へ壱ヶ所、下宿の問屋場南伝馬町へ壱ヶ所、小伝馬町薬師堂前へ壱ヶ所、以上三ヶ所に神輿三基、六月五日より七日までに三度に遷座し奉りしなり。小伝馬町問屋人足、小船町・堀留町より出るゆへに、いつしか今は小船町に御遷座のよし、所の古老の物かたり也。去によつて、小伝馬町にては、今に神田より神幸のとき、暫く御休所をしつらひ置。是にて神酒・洗米をそなへしなり。(14)

10 山王御祭礼の事

一 山王御祭礼の事、元來伝馬町人足役にて出せし事故、第一、大伝馬町の諫鼓に鶏の出し也。是は堯舜の御代を寿きて、朗詠集の諫鼓不驚鳥の古事を取りて、最初第一番に渡りし。第二番、南伝馬町猿の出しなり。是猿は山王権現の使者なり。申酉の事は、故実あることなり。何れも伝馬の役にて出したり。夫故に出しはかりにて、古來より練物なし。尤神田明神祭礼の節も同様に、出しといふものは、古來額に町書を書き、吹抜の上へにかけし。四方

より見て見分ケンブン悪アクきとて、行灯の如く張りて、自然シズカと四角に成たる也。第三番は宮本の町チ、麴町の笠鉾なり。夫より段々御当地御繁昌に随ひ、町数もふゑて、以上四十六番に成たり。然れども出しの作り物、此申西の外は、何れとも古来より勝手次第也。尤出しの上へに作り物は、古ノ都祇園会をうつしたり。此祇園祭礼と申は、織田信長公、京都町中の者、打続き乱世にて離散したれば、是を呼返へし、町賑ひの為に催し給ひし祭り也。夫故、尾州・安土より名物・重器を取寄給ひ、打ち続き太閤秀吉公取立給ひし也。依て第一番、長刀鉾の長刀は、三条小鍛冶宗近か作也。其外古金鑼の名物切レどもあげてかぞへがたし。夫より其祭礼を出す町々まちまちへ右の道具を預けられし故、一々其名目をもつて、京の町名は付られたりとぞ。夫故、世こぞつて殿下祭りと唱へたり。今天下祭りといふは、殿下・天下、音相通しければ誤りたる也。此山王御祭礼をも天下祭といふは、是唱へ違ひ也。其外祭礼の節、櫛に根を付て先へ持行く事、猿田彦・御徳女郎オトメ・塩吹等、ひら木鉾の故事、委敷祭明記に有りし故略之。尤中古迄も、出し屋体も是あり候へども、練子ネリゴとては親武者オヤコ類ヒトナリなり、或は四天王・頼政杯、又は花籠を荷ひし女の子・よしや吉男・丹前・汐汲女、あるひは七福神・唐人・御徳女郎・塩吹等の類なりしか、近年に至り、祇園祭礼は親狂言・踊りにはな成て、昔の親武者などは是なし。此祇園の囃ハシといふ事は、京祇園祭礼五月晦日、六月十八日両度の御神輿洗の御神事の節、四条祇園町の茶屋ともより出したる囃ハシより起りし事にて、其節夜祭り故、行灯をかざり、鼻出しといふこと有りしを、此山王祭礼の節、是をうつして、鼻出し万度袂をこしらへ、其上に花をかざり、紅繻子、いろ／＼の肌ぬきを着て、いかつけに持あるく事有り。是も昔は無事にて、近比の仕出しなり。

11 屋形船の事

一 むかし慶長の比、夏暑氣つよき時分、諸人涼みのため、平たい太船に屋根を作らせ、是を借て浅草川を乗廻しけ

る。是舟遊ひのはじめ也。島原陣の翌年の頃より、大身衆も出て、大勢の供の衆召連られし事故、舟中狭くありしほどに、次第に舟をひろくこしらへ、四間も五間も有舟になり、承応の頃、舟の甚た盛にて、明暦三酉正月大火事、翌年に至り御城御普請、其外大名衆の普請にて、舟は小船まで材木を運送する故、涼の屋形なく、三四年船遊ひ止り、万治の頃より又大名衆も出られし故、七間・八間の屋形にこしらへ、後は川尻丸・関東丸・大関東丸・山一丸・熊一丸・十間一丸など名付、大きなは十一間ほどもあり。この屋形舟を何丸何丸といふは古き事にて、北条家の軍船に安宅丸アヂケといふあり。此時分より丸といふ事、名付しよし。昔は御旗本衆、持鎗を舟に入、是をはぐのやうにせし也。尤大身衆は用人に緞肩衣を着さぐるもありし。今は屋形舟も船數百艘に限候よし。

12 西瓜の事かぼちや南瓜ポウモウの事

一 むかしは西瓜といふものは、御歴々衆・其外小身衆共に喰ことなく、道端に切売にするを、下々仲間など喰ふばかりなり。此西瓜は承応の頃、はじめて西洋国より長崎へ渡來せしを植初て、関東に下りしなり。其比、由井正雪といふもの誅戮せられし誅戮翌年の比ゆへ、其亡魂なるよしいひはやし、喰ふものなかりし。町にても買人・喰ひ人なし。女抔は別してたべさる事なり。寛文の比より、小身衆調へて喰ひ、夫より段々大身・大名衆も喰給ふやうに成、結構なる菓子と成しは、西瓜大立身なり。是に依て、躰方の書に真桑瓜のむきやうはあれとも、西瓜の喰やうはなし。九年母といふ物、天正十一年のころより始めて渡りしよし。かぼちや・ぼうぶらといふものは、元禄の末より植そめて、元文の比より人々喰ふ事とはなりぬ。薩摩芋も近年に至り、関東に多く植て、辻売も有なり。

13 小町踊の事¹⁷²

一 昔は七月六日比より小町踊といふ事はやり、七八歳ころの女子、紅^{ニキ}の切レ・金入杯にて鉢巻をさせ、さげ髪頭にも召使ふほどの町人の娘は肩車に乗せ、乳母・抱守等附添で、日傘をさ、せ、その外大勢、娘子供一様に、鉢巻・手襷をかけて、手を曳あひ、団太鼓をもち、盆くけふはけふあすばかり、あしたは娘のしほれ草といひて、大路をあるきしか、近年いつしか止んで、大勢衣装をあらためてありく子供もなく、漸三三人、常の帷子にて、ちらほらとしてありく事とは成りし。夫故団太鼓并¹⁸二ほうつき挑灯・黒き箱てうちんのおどり絵、火消など書たるてうちん壳ありく事もやみし。

14 高灯笼の事

一 むかしは御旗本衆死去ありし其年より、七月、高灯笼と云ふものを立。大かた七回忌まで、毎年七月に立るもあり。其立様は、六月晦日、長サ七八間斗りの杉丸太のうへ、三角にいらかかを結び、杉の葉にて包み、しでを切り付、灯笼は辻番の行灯の形にいたし拵へ、屋形も板にして、玄関と台所との間、広みに立る事也。但し一向宗には見えず。他宗はみなく斯のごとし。禅宗の寺方には俣ありといへども、大やう今は絶て¹⁸なし。

15 駒込富士参りの事

一 六月朔日、中古、駒込富士参詣夥敷はやりて、十四五才より二十計りの男子、水垢離をとり、髪を乱し、白き浴衣^{ユカク}にて参詣いたし、麦藁にて拵たる蛇と軍配団とを求め、そのほか李^杏・あんず^杏・りんご^{林檎}・真桑瓜の類、網に入て

求め帰るもの多し。今は曾てなし。麦藁の蛇・団等も昔のことく買人も稀なり。

16 五節句の礼式并重陽に生薑を遣りの事

一 昔は九月節句に、奥方にては生薑を台にのせ取遣りす。是等の祝儀の取替せも、近頃はなし。(19オ)

此生姜を用る事は、昔は九月末・十月に至れば、肉食を用る故也といふ。

惣して正月・五節句等の寿く日は、何ほど小身たり共、武家の家々、主人上下を着し、客にあひ、召使ふ侍も上下を着し、朔日・十五日・廿八日は袴を着せ、正月十五日前・五節句は、内室は髪を下け、大身衆は召使ふ女迄も髪をさげ、十歳以上の子供、親々の如く、それ／＼の衣服を着せたり。尤神社・仏閣杯へ参るにも、小身とても髪さげ、主人は上下を着す。近年は主人は草履取一人にて、袴斗にて参詣す。内室は大かた町風の衣装、幅広の帯、歩行にてありく。軽／＼しく、はしたなし。(19ツ)

一 昔五節句には若き者、大身・小身ともに朝はやく支度して、番頭・支配の方へ礼に出。夫より親類中、又は老人の親類杯へのこらす礼をつとめ、尤浪人の若き衆も、残らず礼をつとめし故、往来も賑やかにて、節句めきたり。近年は若き衆も、節句日御頭衆より、礼用捨あれば、幸にして親の方へも礼をつとめず。まして小普請、其外御奉公勤めさる者、礼などつとむる事はなき事と思ひ、大白衣にて寝たり起たり、三味線・浄瑠璃にて酒のみ、友達中へ行にも上下を着す、とうらくに欠廻る。尤此五節句の礼はなき故、近年は寒見舞・暑気見舞といふ事始りて、年中の不沙汰の申訳(20マ)をいたし遣る事、是はせめてもの事也。

17 二季の彼岸の事

一 二季の彼岸に、団子をして仏に供養する事は、余程古き事と見えたり。古来の狂歌

彼岸団子をよめる。

未得

仏にも彼岸桜の花よりも団子と思ふ手向なるへし

是は仏へ屯食を手向る心なるべし。

18 自身番の事

一 慶長寛永の比より町中自身番といふ事ありしにや、其比狂歌に²⁰⁷

師走になれば、町家に焼亡・強盗のまもりに、自身番といふこと、ひとりのみならず、二人三人寄合居てするをよめる。

謡語 相番アヒバンの宿をならべて門の前井筒イソによるの火ようしハ能

此自身番といふ事、毎年十月比より町中大屋ともあつまり、月番行事の惣代を勤め、名代を出さず、自身勤るに依りて、自然と自身番の名目有。此番にあたり候者、享保のころまでは、毎日替り番に番屋へ詰め候節、せんし茶をわかし、豆をいりて、当日詰合の行事・出番へ振舞し事なりしが、いつしか此自身番の備なくなりて、今は右詰所の番屋の名目の様さまに成たり。大きなる心得ちかひ也。

中古風俗志卷之二終₂₁₂

中古風俗志卷之三

目録

- 19 節分煎豆の事
- 20 化粧文売の事
- 21 大神楽の事
- 22 神社開帳并談議説法の事
- 23 婚礼の事
- 24 水掛振廻の事
- 25 騒動討の事₂₂₄
- 26 縁組相談の事
- 27 地無し小袖の事并帯の事

28 女中衣装の事并羽織の事

29 小児遊びもの、事并赤本紅絵の事²²⁷

中古風俗志卷之三

直冲慶著

19

一 節分の夜、いり大豆をこしらへ候とき、右豆を煎りながら、やゝくさやふんといひながらいり候よし。今は関東の在郷には此言葉残りてあれども、町などには覺たる者すくなし。むかしの狂歌に

坂東の俗、除夜にいり大豆をこしらゆるとき、やゝくさやふんといへる言葉をもつてよめる。

卜養

鬼は外福は内へとうつ大豆のあたりてひるかやゝくさやふん

(234)

20 化粧文売の事

一 昔は正月春の内、化粧文売といふものありて、いろくおかしきこといふて、売ありきしよし。中古以来絶てなし。依て其事知れかたし。

懸想文をよめる。

松永貞徳

いふ事をきけは腹はたむくくと臍の下までけさうふみ哉

21大神樂の事

今も正月草双紙売り持ありくは、此化粧ふみの余風なるべし。やしき方にては佳例に買初に買ふことのよし。

一 寛文の比、大神宮大神樂、伊勢流・熱田流・津島流とて、^{23ウ}毎日江戸中徘徊し歩行ありさま、まづ規式正しく、真先に猿田彦の面をかふりたるもの、直垂・白袴を着し、御幣を捧けて立。其次に十四五才斗の男子をうつくしく作り、瑠瑠^{ヤウラウ}・天冠をかふり、長絹^{チヤウケン}・白袴を着せ、中啓の扇をもち、右の手に鈴をもち、三番目に麻上下着たる男、麻箱をもち、四番目に布衣の装束を着たる男、其次に四ツ足付たる大長持、蓋を取てあをのけにして置、其上に獅子頭を直し、中に太鼓を置、一万度の御杖真中に立て、御幣を立、此長持を四人か六人にてかつく者共、皆烏帽子・白丁・白き袴を着、囃子方は左右につき、笛・太鼓・小鼓・小太鼓拍子打^{24モ}合せたるとき、瓔珞・冠着たる舞子、神樂を舞ふ。序破急の拍子次第して、誠にしんくとして感に絶る斗り也。其内の興に、人に笑わする為、大太鼓うち、烏帽子を左り右へ筋違にかふり、時々ばちを持たげなんどす道外にして、見物の興に入る事にそ有ける。是今いふ曲太鼓のはじめ也。扱近来の江戸中徘徊の太神樂といふは、人柄至極浮気に見へたる歌舞妓もの、如く、装束の事は思ひもよらず、大白衣・広袖の木綿布子に、浴衣杯を着し、幅広の帯をしめ、浮気なる形、大脇差をさし、尤太鼓・小つ、み・笛を吹とも、笛の唱歌には小歌ぶしに合せて吹。獅子舞はすれども、是をかふりてお染^{25シ}など、いふて、いろくの好色の興に、小歌狂言のみにて、若き男女の気をそり立るやうにどうけ、下女・下男に面白がらするやうに仕組、たわ言・不道の言葉を尽す。是にて神樂の詮有べきや。神も納受し給ふべきや不審。元来此獅子舞の故実は、太平樂の学ひにて、尾州熱田に久しく伝来したる事なり。又此おそめといふ事は、細目^{ウスメ}の命^{ミコト}の御事にて、決して油屋お染の事にてはなし。後来名儀同じき故、誤りて油屋お染と混じたるべし。

勿体なき事共也。又此太神樂の外に、小き獅子の頭をもちて家々の御竈のば、くくとありきしか、今は絶て此事なし。(25オ)

22 神社開帳并談儀説法の事

一 昔は神社開帳、又は寺々にて四十八夜、千日・万日の回向といふことなし。寛文申年、万日回向始り、夥しき参詣あり。それより打続き、諸国よりの開帳も、毎年三四月比に有之、人群集す。又寺方にて、談儀説法有之候事は、寛永十五年吉利支丹退治の翌年より、諸国に於て、諸宗共に、寺々にて鄙俗の男女教化の為説法ありし。夫より談義といふ事始りしよし。

23 婚礼の事

一 七八十年以前の今にわかりたるは、貴賤上下の婚礼の刻(25ウ) 限と日なり。昔は婚礼の吉日を極め、其上掣の方にも舅の方にも、親類・縁者、又は懇意の他人も寄合、夕飯料理を出し、目出度と寿、夕暮を待て舅の方にても同前也。扱日も暮ぬれば、門前・玄関・台所前に紋附の丸挑灯を立並へ、暮六ツを打てもいまだ輿入されは、掣の方に寄合居たる親類、輿入遅し、迎ひに参れと、家老・用人の中迎ひに両度遣し、夫にても輿入ざれば、親類の中、誰ぞ兩人程迎ひに参るべしとて、宣敷立ふるまひの者を吟味して、若年の親類兩人迎ひに行て、御輿遅し、早く御入候やうにとて掣の両親申^ニ付、御迎ひに参り候と申。舅の方に寄合居たる親類共^{26オ}立出、座敷へ通し出逢ひ、押出すすへしといふ。其時舅の方よりも、同じ位の若き親類を出し、輿押付、我等も同道いたし申べしと申たる人、輿の跡乗也。あなたこなたと手間取、早五ツ時にも成り、白張無紋の丸挑灯を青竹にて釣上、輿の先へ忒

ツ、又四ツも六ツも揃はせ、挑灯の数は大身・小身に応し違ふ。惣して嫁入は、舅の方にては輿を少しも遅く出ずを利運とす。髻の方は輿を少しも早く入るを利運とする事なり。早く出せば、髻に追従の気味なり。是に依て、いかう遅きは髻の恥のやうになる。去に依て輿の遅速、貴賤上下ともに早きは暮六ツ、遅きは五ツ四ツ九ツ八ツ迄に興入るもあり。夫²⁶故輿迎ひには歴々の侍衆参る。送る衆も歴々也。挑灯を立並へ、威儀正しき故、見物夥しく出る。白張の高挑灯は、髻の門前にて、青竹の竿ともに打ひしき、捨て立歸る事也。近年は大かた昼の婚禮なり。是は其日に直に髻入・舅入を相済す族も有之故、大略儀なる事也。是に依て、髻の方にて迎ひ火焚事もなし。

24 水掛振廻の事

一 寛文中の比は、水あびせといふ事はやりて、新婦を娶り候翌年の正月、髻の家へ朋友、其外親しき者共、一樣の浴衣を着し、新敷手桶・柄杓を拵へ持来り、其髻へ水あびせ²⁷の規式あり。其後、右の祝ひ候者共を招て、酒肴を設け、大きに饗応する事也。是を水かけふるまひといふ。此事、中古、天文の比より盛に行れて、寛文のころまでは有りしか、其砌、喧嘩・口論の事も粗有之により、御法度に仰出され、今は此事絶たり。

25 騒動討の事

一 百三十四年以前は、女の騒動討といふ事有りしよし。譬へは妻を離縁して、五日或は一ヶ月の中、又新妻を呼入れたる時、初の妻より必騒動討を企る。功者成親類女ども打寄り談合し、男は曾て構ふことにあらず。手前の女五三人もあれば、²⁸親類中の女ども達者なるを借り集め、廿人・三十人、乃至百人も身体により催し、新妻の方へ使を遣す。是は家老女役也。口上には、御覚あるへし。騒動打何月何日参るべし。持参の道具は、木刀成とも、棒

成とも、其訳申遣す。大方はしなへ也。先にて家老取次、新妻何分にも御侘言申べしと申もあり。左様によわ氣を出すは、一生の大恥なり。成程御尤、相待候段返事あり。男のたつさはるは、使・取次斗りにて、其後一切出合ざる法也。扱は日限に離別の妻乗物にて、供女は皆歩行にて、縊り袴・手襷、髪を乱し、又かぶり物・鉢巻などし、軽々敷出立にて、しなへを持、押寄るなり。門をひらくと直まさに台所より乱れ入、鍋・釜・戸障子、あたるを幸ひに打こわす。其時刻を考へ、新妻の仲人と侍女郎と先妻の時の侍女郎と、同時に出合、真中に入、さまざま言葉を尽し、返す事也。昔は騒動討に二三度頼まれぬ女はなし。七十年程以前、八十斗の軀有りしに、騒動打に十六度頼まれ出し扱と語りし。百年以来より、すきと絶たり。

葵上の謡に有、後妻討の御騒動とは、此事なり。

26 縁組相談の事

一 六七十年以前の昔は、男伊達の若衆も、縁組扱の相談、自分よりする事は恥かしく思ひ、せざりしニ、親々より遠き親類、又あつ心易き友達を頼み、忤へ言含め、兄弟連も直談なし。今は子の方より親へ直談す。又妾など召使ふこと扱は、親方、其外遠き親類、他人へは、懇意といへども隠す。聞出したる人、妾有之よし承るなど、いへば、決して左様の義無之など、争ふ。近年は自慢して、馴染なき他人の客にも、座敷へ女を出し、馳走す。有ましき事。それ故不義・放埒も出来るなり。

27 地無し小袖の事并帯の事

一 六七十年以前は、女中地なしといふ小袖を持ぬものはなし。人老人も召使ふ程の女中は、上着・小袖、数は持はず

とも、地なしは持ぬはなし。惣身を金箔にて一面に松川菱の様に箔箔置おきたる小袖也。御祝義事、又は正月、兎角男の尉斗目着る杯のやうに、女は地なし也。女の尉斗目なり。今地なしは一向なく、何れも地赤帯付也。其比は供の針名迄シメウ被カツキを着せし也。

一 昔は武家の奥方・御息女方の物参りに、下ケ髪、供の侍は上下を着し、供女中下ケ帯、皆今織の金入、幅三寸ばかりに、長七尺五六寸計。各腰元も右の通り。又鈍子・繻珍シユチンの帯、伴の女は木綿の金入とて、柳を織たる金入などありし。寛文の比より幅広になりて、延宝のころより猶広く、一丈弐尺、鈍子二ツ割・三ツ割にせし、費なる事共なり。今は猶幅広く、壹幅物に成たりし也。(29ウ)

28 女中衣装の事并羽織の事

一 昔は女の衣装模様、其年はへ相応に物を着せし。今は左にあらず。丹後鳥を着れば、世間大かた老若とも着て、皆人の真似をする也。紋附無地の鳥類は、常の女にても、売女・遊女の着物とし、常の女は縫箔光る小袖也。帯も常の女は幅せまき故、遊女は巾広きを用ひたり。今は常の女も皆遊女の真似をする。是等は皆女の器量なき故也。

延享のころ、町の女ども、男のごとく長羽織を着、往来せしを見習ひ、余程の奥方も次第に着る様に成て、群集の所へ一日に二三人程ツ、武家の中に見かけし也。間もなく町町方町まへ御法度仰せ出されしよしにて、夫をき、及び、今は着るものなし。今の世は只賤しき者の真似をしたがる。さりとは能からぬ心なり。

29 小兒翫ひ物の事并赤本紅絵の事

一 古来より小兒の翫物は、上下□□に十二支の内より、其小兒の生れ性に相生の品を翫ひとせし事とかや。生れ性

の相生といふは、子のとしの子には、譬へは子は水、則水生木の兔を持せ、或は金生水の鶏を持せし也。此類にて知るへし。依て犬・猿・馬・兔・虎・牛の類有り。何れも其性に随て用る也。又べかこうとて、禿カムロのごとく、顔にて目をひらき、舌を出し候物あり。是はカウ元來人にてはなし。べかこうとは上方筋にて小犬の事をいふ。此小犬の食事を致候節は、舌を出し、目をひらき候体をこしらへたるもの也。尤犬の子は随分健に育つもの也。小児の生長を祝して翫カひ物とはなせり。其外ぶりく・きてう・鈴守・豆太鼓・ひいく・笛・起上り小法師。此小法師何れの時よりか、禪家の祖師達磨大師の尊形とはなれり。勿体なき事也。鳩の車・板の琴・御來迎のからくりは中古の物なり。土人形今は少し。享保の頃までは、常磐御前とて市女笠をかふり、子供の手を引たるか有りし。西行法師もまゝ見えしが、今は絶てなし。かやうの物、昔とは事替り、浮薄の物はやりて、取しまりたるカミ事もなし。又赤本といふものも、古來は桃太郎・兎の大手がら・花咲せ祖父・舌切雀など、て扱カ有りしことを作りしが、いつしか中古、五説ゴセツキョウ経といふ事流行て、黒表紙の外題を付て、天満八太夫・結成孫三郎座にて語りし説経を、所々略して五段、或は六段物など、て、三庄太夫・愛子の若・五衰殿など、いふ本有。其後、丹波、和泉太夫座にて金平といふ事を致せしを板行にをこし、唐紙表紙カウを付て、是を金平本とて出せり。是又廢れて、今の草本となりしとぞ。一枚画も昔は芝居役者の絵はなくて、菱川・政信・石川流宣など、いふ大和絵師の画し、古への武者画を丹ニ彩色して商シひしを、享保のころ、近藤清春・鳥居清信など、専ら役者画をかきて、紅彩色・漆墨をもつていたせしを、元文の比、長崎より来りし一枚画に、南京人と暹羅人シヤムを板彩にして、二重摺・三重摺に、割板といふ事を仕出せしを考得て、其後彩色画は止て、今の紅画摺とは成たるなり。

中古風俗志卷之三終_(32ウ)

中古風俗志 坤

中古風俗志卷之四

目録

- 30 小兒狎ゑのころを翫ぶ事
 并百人一首歌かるたの事
- 31 小兒躰方の事并諸芸稽古の事
- 32 遊芸の事
- 33 侍夜語并腰物拵の事
- 34 小兒そだちの事

35 武芸野遊びの事(33)

36 侍中間席を共にさせる事

37 奴風の事

38 鍵持下馬おとしの事

39 武家往来の事

40 成敗ためし物の事

41 武家昔風俗の事

42 手紙取かはしの事

43 腰物ためしの事(33)

中古風俗志卷之四

直冲慶著

30 小兒狎ゑのころを翫ぶ事

并百人一首歌のかるたの事

一 昔より子供の狎・ゑのころを翫ぶ事、成人して馬を扱ふ稽古の為也。又女子に百人一首を覚へさせ、歌かるたをとらせるは、大和歌は我国の風俗を知らしめて、歌道に導く為也。貝覆ひは上古、景行天皇、鹿島行幸のとき、蛤

の貝を以て女の貞節を教へ給ひしより起りて、上古より女の業に翫ひし事あり。此歌かるた・貝合せともに、幼き(34)もの、目の早く働く為にせしを、近年の女子共はかやうの事はせさりしとぞ。

31 小兒躰方の事并諸芸稽古の事

一 昔は式百石取位より、五六百石取の御旗本衆の御子息達、十歳比より十四五六七迄も、子供衆に常々両親の膳の給仕をさせられ、勿論茶の給仕等も致され、取廻のよき様に仕入、扱客有之節は、袴を着せ、小性のごとく召仕はれ、客の茶の給仕をさするにより、おのつから立廻りもよく、中にも小笠原躰方稽古などさせる衆の子息達は猶以取廻しよく、左様に幼少より小性の如くに使ひ勤めさせるゆへ、成(34)人の後、男に成りても我俣をせず、親に能かしつき仕へし也。然るに近年の子息達は、客有ても座敷へも出ず、たま〜出ても、親の側に打並ひ居て、少しうつけたる子は身をいぢり、捻廻して欠(ア)をし、口をいぢり、有たけをつくし、退屈すればずんと立て勝手へ入、寝つ起つむだ口を聞て居る。又利発なる生れの子達は、親の傍らに居て、指出口上、年寄または慇懃なる客へも口をき、かけ、然も幼少にて公儀合初心なれば、咄しの程拍子も悪く、前後取しまりなき物語を仕出して、年に似合ぬ料理・食物・金銀の沙汰を取出し、心ある客に見限られ扱するは、親の了簡違ひなるべし。(35)

一 昔は幼少の子供衆、又は若き衆に諸芸稽古させる親達、子供と一所に神文して、稽古場へ同道して、終日見物して、稽古さする也。是は相弟子・仲間の若ひ同士、如何様の口論も氣遣ひ、又は芸に精出さする為、扱又其教方を覚へおき、失念の事あれば、かやう〜に有や扱と、宿にて稽古の時云はん為に斯の如くなり。近年左様のことなくて、稽古といふて宿を出、何方へ行やらしらず。近比不用心の事也。

32 遊芸の事

一 昔は客を招待の馳走に、謡・鼓・太鼓・浄瑠璃・小歌・三味線、ともに夫々の役者、或は座頭杯呼て、是を聞事にして、多く35ウ自身として其芸する事は希也。殊に女中は猶以て聞事のみにて、三味線・浄瑠璃語る事なし。やうく琴など斗也。男には浄るり語る人も有。其時分は、吉原に因幡といふ遊女一人、浄るりを覚へ、日蓮上人。美人揃の道行など取集めむかしく物語〇何としてか覚へけん頼光山人二段、四段寛て語るを、名替の事と申せしなり。近年土佐節流行てより、女中も縫針の稽古をはさし置、浄るりを語り、三味線をひくは、何とも合点の行かぬ事とも也。

33 侍夜話并腰物こしらへの事

一 昔は侍衆、大身も小身も、振舞・夜咄しの出合に、其節咄しを聞に、昔は御陣の時の咄し、先祖の手柄はたらき、又は当世の36オ武刃の詮議、刀脇差の物好き、喧嘩・口論の是非の取沙汰、男道の嗜、和かなる事には、茶の湯はなし、是より外に別儀なし。去に依て、刀脇差の振、尺の長短、理方の吟味、ためし物数度もかけたる指料、面々に物数奇、たとへは座敷に相客十人あれば、十色の物すき。中には老人有。中年あり。若年あり。是に依て、刀の尺、三尺余の刀もあり、式尺四五寸の刀もあり、式尺斗の刀もあり、重き・軽きあり。拵もいろくあり。しらぬ人有て見ても、是は大方誰の刀ならんと、若き・中年・老人、それく37に刀にて差手も知る、程の事也。近年左様になく、振廻・会合の時、刀掛に有る刀を見れば、尺寸拵等に38至る迄、時の流行に随ひ、何れも大方似寄りたる寸尺。丸鞘はやれば皆丸鞘。平造り。細作り。柄も大菱はやれば大かた大菱、小菱はやれば小菱、引返し鯨鞘等はやり、次第に同し物多し。拵の能とあしきとは流行の替りとなる。是は如何なる故なれば、此刀にてかやうに働かんと思ふ我器量なき故、此拵にては働かれじとの勘弁もなく、其外何に付ても皆同し心より、利方の心得も

なく、人の真似して拵たる道具、当風に合せたると思ひ、只腰にさすのみ也。夫のみならず、近年は刀・脇差買て指料とする人、大方出来合拵とて、大小共に当世時花模様、身は奈良拵にて商ふ。随分下直にし37て、誂て拵るより格別安き故、余程の身上の人も是を調べ、差に寄、尚以て似たる拵もあり。此物すき故、物語も近年は大方食物の咄し・遊興の咄・損徳利勘咄し、中にも子細らしき分別良の人は、立身手筋二取入咄・碁将棊・茶の湯又は俳諧、是等は至極おとなしき客の咄、若衆は浄瑠璃・三味線の相かた・堺町役者の評判、是より外に武道らしき咄なし。然れども、近きころ、弓馬・劍術流行やうなれば、励みの精出る所、昔の心持の如くなる所は、合点行ぬ体なり。

34 小児そだちの事

一 六七十年前は、子は親に向ひ物いふときは、両手を付、親の37いふ事を聞には、頭を下ケ、手を付しものに依て、家来も慮外かましき事曾てなし。近年は父母の前にも、手を付く事は扱置、大あくらかく子供多し。勿論言葉遣ひもあし、。是は何故昔と替りたるなれば、親々子供を急度あしらへは、親々の身も嗜ねはならず。自然と気がつまるゆゑなり。自分に夫を好む故、子のあしらひも急度なく、謔言もいふゆへ、子供も友達の様にしだらくに成りしをよしとする故也。むかしは不作法・差合の文句などある浄瑠璃・小唄あれは、子供は親の前を逃去る様に有りしが、今は親の浄瑠璃に子供の三味線にて、曾て父子の体見えず。度々存外の悪事等仕38出し、持余す事共也。

35 武家の野遊びの事

一 昔は侍衆、野遊びに出る事、慰斗りにあらず。歩行立の達者、山坂欠走り稽古の爲也。尤弁当・食事等も持せ出て、町にて売食物等を調へ食する事なかりし。都て町にて拵たる食物類は、饅頭・さつさ餅・焼餅などは調て喰し人も有しが、温飩・蕎麦切、七八十年以前にはなし。御旗本衆杯は曾て調へ食する事なし。寛文辰年、芝、田町元札の辻にけんどんそば切と云もの出来て、代銀五分より壺式匆迄なりしが、下々斗りの喰物にて有りし。其後大名けんどんといふ³⁸事³⁹を仕出し、提重の如く拵へ、瓢箪などの詩画をして、重に蓋をして、上箱に入れ、売出したるより、いつしか能き衆の座敷へも出て、今は此大名けんどんも廢れて、中比、正直蕎麦といふ事を売出し、夫よりいろく思ひく³⁸に銘をうちて、器物等も奇麗に、錫・錦手等にて拵へ、歴々のもてなしにもなれり。

36 侍中間席を共にせざる事

一 御旗本衆の家来、昔は長屋にても、又は供先にても、侍は侍同士、中間は中間同士物語するにより、侍へ慮外せず。

37 奴風の事

一 昔は奴風といふ事あつて、大身小身の歴々にも有。下々にも中小性・徒士・若党・中間迄奴あり。下々の奴といふは、奉公も能勤め、大儀成事も大儀とせず、或ひは寒中にも袷袴³⁹にて寒き只をもせず、一日食喰ぬとてひだるき体もせず、供さきにて虚³⁹にも命を捨て、用に立働³⁹き、勤るを云。此風儀今に赤坂に残りて、世に赤坂奴といふ。此中間入の節、此奴に成へき者、古参の奴を兄分と頼、何事も身命に懸て頼む故、此時の酒もりの酒肴に、生豆腐

に互ひに血をそゝぎて、盟をなして、喰ふ事也。是を世上に、生豆腐に唐がらしを切込て食するを奴豆腐といふは、此因縁也。扱又、歴々の奴衆の39身持といふは、先第一、食物などに、にやけたる、なまやわらかなる物を喰する事なく、好色の事になづみ、屈宅の気味なく、刀・脇差、焼刃の強きを好み、侍道・勇氣常に専として、人に頼まれ、又は人の為には命を露ほどもいとはず、支配をうやまひ、親方・老人を念ころにし、律儀なる人をは結構に慇懃にあしらひ、我家に替ても人を救ひ、利欲に拘らず、氣根達者に、武芸を精出し、人の勤め難き事をことともせず、強氣なる者を挫き、敵たふ者をは同ぜず、是いまいふ男達といふものに等し。是其頃、奴の番頭より、十三ヶ条の条目の通りにて、是に叶ふ奴を能き奴として、組頭にも見立らるゝことなり。40惣而その頃の奴は、理発に、何れも器量あり。うつけたる奴は支配頭より奴の筋を詮議する故、何れも氣味イキヂを励みし也。其時分、浪人或ひは町人にも、若き利発なる器量ある者、羨敷思ひ、町奴などゝて有りしが、御旗本衆の奴とは風儀違へり。近年の若き衆など、此氣味絶てなし。たまく長き刀をさして、びくくする若衆を見るに、髪は役者風になまぬるき結びやう、衣類は鹿綺羅、只金の沓分も人をたまし取りたそふな貞して、扱もいやしき者共と博奕を打て出合、是も錢の少しも取たそふに思はる、浅間し。其上賤しきはてふり・瘦辻番・でつち野郎を、すつばぬきしておどす分にて、40昔の奴のまね、入らざる事也。昔の奴といふは、第一刀・脇指奇麗に、衣類も下には白無垢を放さず、垢付ぬ小袖に、伽羅など留て、身持随分奇麗に、錢金ほしさふな貞をせず、随分至りて奴せし也。頭より十三ヶ条の掟など、今時の若衆、努々御存有まじ。昔奴頭を取組に入時は、其節頭分小袖・脇差出る。又頭えはワラヒケル蕨樽・箱肴持參、又は箱肴斗りにても持參する事也。

享保の末、元文の頃より、今に至りての若き衆の風俗は、衣類は女の如く、踵をうつ程長く、女のはく様なる下駄をくる塗にしてはき、大小も落し差、或はくわんぬきワナヌキ差し、一ツとして利方は見えず。又其比、羽織

の丈々、長式尺八九寸にして、紐は太く、是も甚だ長く結びさげ、木綿襷かけたるやうにして、鬢は額の角と等しく厚く、巻鬢とやらに結び立る人多し。亦余程大身なる歴々も、肩衣の幅甚だ広くして、鳥の羽を広げたる如くなるを着る人多し。此はやりの元は、豊後語る太夫といふもの、羽織を長くして着たるを真似て、肩衣は堺町の役者舞台へ出たる見への能き故、夥敷広きを着したるを真似たる者とぞ。何れもよからぬ風俗を真似たまふ。止メにして然るべし。扱又今の奴らしき人有て、大概本文(42)の通りなれとも、其中に召使の奴などは、辻芝居・見せ物などを見物しても、錢やらぬを強みとす。全体乞食同様の類より物を取といふ様なる賤敷奴もあり。今少し人をも多く召使ふ奴衆は、此類ひま、有。夫故や、もすれば、大き成ひけを取る事も有りと思えて、笑止なる事也。

38 鐘持下馬おとしの事

一 八九十年以前より、鐘持の下馬おとしといふ事あり。今の若き衆、訳をしらず。是昔は家来供先の下馬立、作法は先へ参る人の馬を門の方に立、二番に参る人の馬を其次に立、如斯主人の順に立つ。是に違ひたるを口取の恥とし、(42)口論にも成りし。乗物の順立、其通りなり。扱下馬落しといふは、主人の供して宿を出る時、主人玄關の前にて、鐘持立たる鐘を横に致し、主人の方へ穂先をさし出す。その時主人鐘の太刀打を取て、左の手にて鞘をはずし、穂先を改め見て、鞘をはめ、念入てもといふ時、持上て押立持なり。又主人途中にて知る人に逢て、立ながら物語抔したる時は、鐘持又鐘の穂先を下けて、主人の右の手の辺へ差出す。一日の中、幾度にも皆如斯。是を下馬おとしといふ。其後主人度々我見るに不及間、念入てもと申付る。是其鐘持、慥成心を見とゞけてのこと也。此ゆるしを受たるは、(42)途中にても、只鐘の穂先を少し振廻す手品をして持也。今も門前、或は途中にても、

此品をして持こと也。近年は其主人も此訳を知る人稀也。又馬の脊を打替る杯、小橋の上・細道・上り坂・下り坂・がけ際、ケ様の処にて打替まじき物なり。

39 武家往来の事

一 昔は往来する侍衆、上下着し、或は袴斗にても、大方股立取歩行。馬上の人は股立にて乗り、かきの三尺手拭にて鉢巻して往来する人もありし。今は決してなし。下々の侍も中間も、一人ありくにも股立を取、尻をはせおりあり(43)きしに、今は左様の体かつて見えす。

40 成敗ためし物の事

一 昔、下々、侍・中間、成敗ためし物遣、家々毎に度々有。此節差料の刀、脇差の刃をためし見しこと也。其後は稀になり、近年はなし。ためし物のケ条。

一 侍・中間ともに少しにても盗したる者。

一 主人の陰カゲにて供帰りの馬に乗たる者。

一 欠落したる者。

一 供をはづしたる者。

一 慮外したる者は、侍・中間共に主人手討多し。又縛首も有之。(43)

右の通り誰定むるともなく、江戸中一円にて、七八十年以前は極りたるやう成りしか、近年は左様の咎トガ仕るものなきか、又主人の慈悲にてか、すきとやみ、絶てなし。

41 武家昔風俗の事

一 昔は一ヶ年の内に、一度も三四度も、それ刀よこせ、枕鏝(44オ)よといふて、下々も刀さし、尻からげ、騒敷(45オ)こと有りし故、不断も油断せざりし。近年はそれ刀よといふ程の騒きなきゆへ、今の若き衆は家内にて丸腰などにて、随分油断なる体也。

42 手紙取替しの事

一 昔は用事の手紙取替し稀也。使にてすむ。女中方同し。(44オ)大かた下女使也。近年口上にて濟事も、書状尚以上封迄いたし、夫故紙高直也。半切杯も曾てなし。六十年以来半切紙出来る也。

43 腰物ためしの事

一 今もま、切れの程ためして差人あれとも、昔はなべてその様に有し。武の心懸厚し。其ためして差人の真似はせず、其中に至て不心得の人、若刃か損するかと氣遣ひしてためさす。心得かたき事也。ためさぬはまだしも、身は錆朽たれども構はず、只柄前斗り光る愚人も有。先年ためしに小塚原へ行しに、大身の大名衆より、ためして指料に致さる(44ウ)とて、役人大勢にて持参してためさせしに切れず。尤大の男の切柄はめ、力にまかせ三四度切れとも、只上皮斗り切たる分にて、一切も切れずして止め。定て目利におろかもなく、其出来の切れ物と目利極メたる上に、差料にも致さるべしとて、ためしに出たるなるべし。尤大方は能く目利すれば、切味目利に違はぬものとはいへとも、右の如くの事あれば、ためさぬ物は心もとなし。(45オ)

中古風俗志卷之四終(45ウ)

中古風俗志卷之五

目録

- 44 書院違棚袋棚の事
- 45 客に饗応の事
- 46 武家奥方他行の事并笠の事
- 47 染物の事
- 48 櫛笄の事
- 49 帯羽織の事
- 50 雪駄下駄の事(46オ)
- 51 悪所通ひの事
- 52 傾城御評定所へ出る事

53 御旗本振舞茶話出会の事

54 幸若の事

55・56 浄瑠璃始の事并豊後節めりやすの事

57 長歌の始まりの事

58 木偶歌舞妓の事并式三番叟の事⁽⁴⁶⁾

中古風俗志卷之五

直冲慶著

44 書院袋棚違棚の事

一 昔は大身の御座敷に、書院床付たる書院と云座敷をは、出居^デといひし也。違棚の所をは、昔は押板^{オシイタ}といひしより、後は押入の名目あり。袋棚は武野紹鷗より始りし。依て紹鷗棚ともいふ也。近年は大身・小身ともになべて表の座敷を皆書院といふ。主人も大名は殿様、小身者は旦那様と云。然れとも御旗本の歴々衆を殿様と云。

45 客に饗応の事⁽⁴⁷⁾

一 昔は客を呼、膳前には茶・たはこ斗り出し、膳過て、吸物・酒・茶菓子出す。近年は膳前に吸物・酒肴出す。蕎麦切振舞猶以の事なり。此故、本料理喰ず。扱又他人の客は、給仕に女を出す事なし。近年は初て呼し客にも、女

に給仕させ、酒の相手にする故、不作法成事も是ある也。

46 武家奥方他行の事并笠の事

一 昔は小身、二百石・三百石位の衆の奥方・母儀・息女、遠方は不申及、近所へも歩行にて行事なし。皆乗物也。乗物昇も人足等に昇する事決してなし。手前中間に脇指をさ、せ、人少の時は親類中よりかり、万一夫にても不足の時は、町人足（足）老人斗は交て昇す。神社・仏閣・諸遊山にも、先にて乗物より下り、歩行るときはふく面・かぶり物して、眼斗り出し候故、御旗本の奥方・息女等の顔を見得る事なし。息女は七才以後は人にまみえず。召使も腰元位迄はふく面し、又は綿にて顔を包み隠してありきし也。明暦の比までは、針名・腰元、かつぎをいたゞきて歩行しに、万治の比より江戸中かつぎ止て、酉の年大火事以後は女の歩行にてありく時、ふく面の上に玉ぶちといふ編笠をかふりてありく。御旗本衆いづれもかふる。寛文の比、松坂といふ笠はやり、延宝の比、熊谷笠、これも僧のかふる様なる笠はやりて、夫より八分ぞりはやり、天和（天和）貞享の比より編笠次第にやみ、菅笠になる。御旗本衆編笠の時分は、菅笠は倍臣かふり、御旗本衆菅笠かふりて、編笠倍臣かふる。元禄の比よりおしなへて菅笠と成りし。昔は下々は酷暑にも笠をかふる事なし。

元文のころ、網代笠を、或は松菱に塗りて御旗本衆かぶり、其中に騎射の衆は甚そらせて、笠は蓮の葉の半は開きか、りたる巻葉の形にしてかふる也。延享の比、藤フヂにて編たる笠、或は駿河細工の竹のひごにて編たる笠をかふる者、若き衆の中にはありし。此時分より当時は菅笠・網代笠・竹の皮笠・藤笠、或は希には麦はら笠もかふる。是は品川の先、大森村にて商ひ、大かた子供（子）の笠に成。今も編笠は稀に倍臣かふる。（女）女は大概葛籠笠なり。先年瀬川風とやら云て、菊之丞と云者、堺町の女形の真似とて、帯を高結ひにして、菅笠をいたゞき、笠当

を甚高くして、笠の縁の頭より上へあがる様にして、笠当の角を四方へ下る様に拵へかふりし。大身の奥方、并供の女、いつれも一様に仕立ありく衆、余程見ゆる。歴々の衆か河原者の真似する故、小身衆・末々迄夫を学ぶ也。但菅は水辺に生ずる故、自然と日にあふとも、目も達かず。夏の笠は菅笠よりよきはなし。

47 染物の事(49オ)

一 風行(ハヤリ)の染物いふ事も、上古は吉岡兼房染の類也。また黄キちんかへしとは、麴塵かへしといふこと也。是は古き染色也。又小太夫鹿子・千弥染、夫より小六染・市松染・亀藏小紋杯と何れも歌舞妓役者、舞台へ着し出し染の流行しより名付たる染色なり。

48 櫛笄の事

一 女中の櫛笄も、小形のみねのひくき櫛・やうじ・笄斗りなり。中比板の如き角櫛はやり、銀の笄おさへなどいふ物出来て、象牙の櫛笄はやり、今様は至て高直の瑠璃の峯のひくき、横に永き形の櫛笄も、鬢さしも至極長くなりて、大そう(49ウ)にはなし。

49 帯羽織の事

一 中古迄は、夏冬ともに、中人以下は羽織も麻の羽織・上田島の綿入羽織を着せしが、いつしか田舎者も近年は麻の羽織を着る者なく、絹せんしの羽織さへ着る者少し。大かた縮緬の小紋の単羽織・侶の羽織に成、綿入羽織も黒羽二重か又は黒縮緬の羽織を着る者多し。帯なども琥珀コハクナ七子織コの類は中古迄は決してなし。上田島の帯・絹太織アヅカリ、

上品が飛沙綾トッサヤの帯まででありしか、琥珀・丹後七々子・八丈七々子杯といふ類の帯を結ふおごりのこととはなりし。(50オ)

50 雪駄下駄の事

一 雪駄・下駄の類も、中古迄は京雪駄・大坂石割の外なし。享保の始メ、新町にて黒塗りの革切付鼻緒の雪踏を仕出し、堺町にて商ふ故、堺町雪駄といふ。沓足に付、銀六七匁に商ふ。夫より革鼻緒といふこと始り、下駄・足駄ともに切付鼻緒になり、竹の皮・するが緒といふ藺にて仕たる鼻緒は、下々迄もはかざる様になりし。昔はいづれも竹皮鼻緒・するがはなを斗り也。下駄もよき衆は格別、中より下に塗下駄といふことは一切なし。是は堺町の野郎共、塗下駄にて舞台へ通ひしより始りしよし、大かた桐の割木の下駄をウツ上品とせしが、いつしか上塗りの下駄・足駄をはく事とはなりし。

51 悪所通ひの事

一 昔は若キ衆悪所通ひするに、支度大分六ヶ敷、先功者なる人に諸事のいき方を習ひ、支度第一、先金子拵へ、刀・脇指の物すき結構にこしらへ、小袖・羽織・袴まで功者と談合し、よき伽羅を求め、身持をたしなみ、此等の支度五ヶ月も半年もかゝり、扱趣んと思ふ四五日前より茶屋へ行、茶屋女をあひしらひ、はづみを手練し、額のぬきやう、髪月代の仕方まで、功者の差図に任せ、身の取廻し、コツ口せき、いきはり悪所ウツ風になりて、功者と同道して、行者に依て悪所通ひする人は、時儀公儀ふり格別に利発なり。此故にそんじよそれは只者にあらず。悪所通ひにてもするそうなといふ程の事也。近年の悪所通ひする人は、夫には事替り、衣裳も見苦しく、伊達らしき事少

もなく、金銀もなくて、しかく使ふ事もならず。唯相方の女郎を倒し、衣類など借て質に入、又は人をだまして踏事のみを心かけ、其上酒のみ、どうらく遊びのみして、中く恋渡る文道など曾てなし。昔は太夫格子より外なし。三寸の局・五寸の局とて、下々の遊びもの斗りありし。七十年前より山茶出来たり。是は通ひ来たる人の風気悪敷成いへたる故や、今は太夫格子はなく、山茶ばかりにて、昔とはうらはらの違ひなり。

52 傾城御評定所へ出る事

一 百二三十年も以前は、傾城の役は、式日評定所へ十四五人ツ、相詰、因人の用の為、惣給仕の為に罷出、相動候よし。其後絶て此事なし。畢竟御評定所は決断の場にて、陣中同前の心持故、此事古来有しよし。其余風の残りて、今もよし原町より月見の台の物を差上候よし申伝へを承候也。大昔は宿陣有之候へは、其最前の宿々より、足洗女を陣中へ差遣す。此女ども、軍中実檢の首をあらひ、髪を上けて、首実いへ檢に備ふ。夫故傾城の二枚櫛といふ事は、此節に遣ふ櫛のこのよし、有る有識の老人の物語りにて承り及び候なり。

53 御旗本振舞茶話出会の節の事

一 昔は御旗本の振舞、夜話の出会の節は、謡或は幸若、膳の後、着座へ出すに、麻上下にて出、規式正敷有りしが、近年は左様の馳走物は出ず、三味線・浄るり・踊子、扱は役者の声色立芸なり。

54 幸若の事

一 昔は幸若の舞はやり、振舞の節呼び、幸若八郎・九郎、其外、伝右衛門・市右衛門など數十人あり。麻上下にて

来り、客きやく同前に料理馳走す。膳過て座敷へ出、一礼有て、客も大義といふ。何ぞ承り度と所望す。一ト流しも、警は大職冠・清重キヨシゲ・新曲、敦盛など様々番数を伺ふ。舞仕まひて暇乞して帰るとき、客所望すれば、また立帰り舞ふ。この事近年すきとなし。

55 浄瑠璃始の事、豊後節めりやすの事

一 昔は浄るり・小歌・説経、ケ様なる音曲もの、近年とは替りあり。先浄瑠璃の始は織田信長公大病後、大に草臥れ、夜々寝かね、肥立かね、淋ひしかり給ふ時に、城玄匂当、小町のお通といふ女、此兩人昼夜離れず、其外若侍色々の物語申。然れさとも、毎日毎夜の事故、話も絶てけり。於通は能書の者なれば、何そ面白き文を作り、次々御慰に入へしと有り。お通辞退申せども、是非なく、さまくと思案し、源義経舍那王殿と申時、東へ下りしに、矢矧の長者の娘浄るりと申女に戯れ給ひし事を綴り出し、十二段に段を立、読聞せ申ければ、殊の外面白かり給ひ、一座感に堪たる斗りなり。其後素読斗りにては面白からずとて、城玄角都と申座頭申には、是に節を付、謡を得たる者共也。此者に仰せて節を付て、浄るり御前の事をさ作りたる故、名を浄るりと付しより、自然と浄るりの名始りける。語るとは琵琶法師の平家物語を語るより起りて、うたふとはいはず語るといふなり。右の七郎左衛門は後の浄るり太夫、寛文の比の名前より四代の祖也。扱節を付、右の者共語るを、信長公殊の外面白かり給ふ。是肥前ぶしの元祖也。是も後には飽給ふを、右の兩人の座頭、手を付て、三味線に合せ語る。聞人感にたえ、逆もの事に今一ト流作り候へしと、此度は武士の働き励しき所、又静謐の政の文を作るへし逆、則兩人匂当、大江山酒吞童子を頼光の退治の事を作る。是を橋本筑後、ぶしを付て語る。依て今に酒吞童子は筑後さ家の浄るり、

十二段は肥前家の浄るりなり。扱右の浄るり語る斗にて、後は飽給ふ故、人形の仕方付るやうにと有りて、西の宮の傀儡師を召、文句のあやを仕形にして人形廻はす。是より操り始りし尤根本なり。

此十二段と酒呑童子式段斗り也

一 七八十年の昔は、浄るり漸二三十段にて有りし。依て上るり語る座頭も、僅四五流しも覚へて語る。まして素人など好て語れとも、道行四五段ならては覚へず。七十年程以前、古つ都といふ座頭、上手の名取りにて、一ト流レ物、熊谷先陣問答・いけにへ・かんらの三段十三覚へたるを名誉の事にいひし。⁽⁵⁴⁾去に依て、座舖にても、昼の浄るり、夜も同じく語る。或は二度も三度も語りけれども、昔の人は飽すに聞しが、今は左もなく、四五ヶ月過候ても二三度聞は飽果る也。

一 浄瑠理の本は右の通り故、丹後子代々七郎左衛門、肥前・筑後也。百年以来段々殖^えたる也。七十年以前の上手とも、肥後・筑後・薩摩事也。其後は近江・石見・伊勢大掾・永閑、近年は土佐也。半太夫は肥前か弟子なり。遙か後の者也。七八十年以前の浄るりは、じやけふに荒く、聞人も耳をすまして、まい日聞きても飽^ず。譬へば芭蕉・東北の謡を昔より幾度聞ても飽^さるが如し。⁽⁵⁵⁾関八州といふ国は、日本半国に分てかけあふほとこの武勇強き国と、むかしより言伝へし。されば御入国以来も浄るり太夫肥前筑後杯の後、和泉太夫といふもの有て、昔の大剛の勇士、公時・公平・竹綱など、いへるを上るりに綴り語りしかは、関東の氣象に至極合ひ、夥敷流行しよし。但し此公平の作者は岡清兵衛といふ者也。この清兵衛身まかりし時の狂歌に

公平を作り岡清びやう死しておしや思へは学もたけつな

といひしとかや。其比の虎屋永閑・薩摩外記・土佐などもこれに類して、文句も勸善懲惡の心を専らとして見る人の⁽⁵⁵⁾心に、義理に感ずる事多しとなん。近年豊後節などの文句を聞けば、好色に主親を倒し、或は金銀をぬすみ取、果は心中して親に歎きを懸るを、手柄のやうに覚へたり。去に依て声音を聞に一ツとして悦ばしきことなし。忌々敷ことのみ也。始は下々斗に流行しが、次第く⁽⁵⁶⁾に慰みの御慰と成、此故に侍の風崩れ、乞食・河原者の風に成行、小身衆は豊後ぶしの会をなし、会料を以て、或は太夫号を取とやら言て、浄るりを上手に語れば、太夫方より何太夫といふ太夫号を授かる。是をかたじけなき事に思ひ、手柄とし、何の誰といふ人も、浄るり仲間にては何⁽⁵⁶⁾太夫と呼ばはやされて通用す。勿論侍の姓名をは、公儀の事のみ用る事と思ひ、内証は太夫より貰ひし太夫号を通用するは、苦々敷事共也。此事一ト盛り夥敷流行しか、又段々止て、今は三下りのめりやす歌はやり、歴々も⁽⁵⁶⁾うたひ給ふよし。此めりやすといふ事は、西国・中国筋にて遊女の事をめりやすといふよし。其遊女のうたふ歌は二上り・三下りの歌なれば、遊女の謡ふ歌といふ心にて、めりやす歌といふべし。

57 長歌の始りの事

一 昔百五六十以前、歌唄ふといふ事、始に隆達といふ遊民⁽⁵⁶⁾のおどけ坊主、歌を作りて唄ふ故、直に歌の名として、りうたつといひし。声よく拍子き、にて、諸人面白がり、隆達うたはぬ人はなし。其後百三四十余年斗り以前、箆^{ウサギ}濟といふ遊ひ坊主、是も歌を作り、らうさいと名付て唄ふ。隆達よりはやり、諸人弟子と成しよし。ある公家衆聞給ひて、殊の外感じ給ひ、字数も三十一字なれば、歌といふも尤也。此歌の外といふ事有へからすと箆濟を褒美し給ふ。其歌の唱歌は

山鳥^{カラス}何をいとひて墨そめのあざきにあらてあたら此世を

など、いふ歌也。其後、長歌・くどき歌杯といひし。長哥の始は、祢宣町に歌舞妓師右近源左衛門といふ者、隠れなき美男びまこにて、夫を木人形、又は紙にて張ぬき人形にも作り、右近のふくさものかふりたる体に拵へ、夥敷売はやりしよし、名誉成し。此源左衛門、去歌に海道下りといふ事を作り唄ふ。殊の外はやり、後には仕方にして舞ふ。たとへは振舞の先き、亭主より客へ所望して、海道下りを舞はする。また其次に直りたる人に舞する。又客より亭主へも望みて舞する。斯の如く同し舞を、一日の内幾度も舞ふ。我等幼少の時分、昼より夜更までの振廻に、立替り入替り舞、かぞへみれば、三十七番舞しも、後山崎下りといふ長歌、これもはやりて舞ふ。其後七八十年以前、祢宣町勘三郎座の役者どもの内、びまこ多門庄左衛門・出来島小さらし・花井才三郎・玉村吉弥・玉川千之丞・山川内記・玉川主膳、隠れなき美少人、拍子き、声よき者にて、これ等寄り合あひ、加賀ふしといふ歌をうたひ出す。箆済にまけぬ歌也。夫に引続きにむめかつま・きふねなど、いふ長歌、皆此者共作りて唱ひたり。尤祢宣町といふ名は、今云堺町の事也。八九十年以前は祢宣町と申て、堺町といふ人なし。

58 木偶歌舞妓の事并式三番叟の事

一 昔は堺町の操り、薩摩太夫・筑後・丹後・近江・肥前・永閑、浄るりは酒呑童子、或はイケニ贅・花車等、其外浄るりの仕組、びまこ初には富貴に榮へ、中比世に落ち、郎等忠を励み、義を立、親主兄の身代りに立、孝を尽し、義を専らとし、哀れなる事を交へ、末には世に出入、又富貴に成る体を作り、誠に勇をみがき、又は道理至極したる哀成事有りて、人々の良心を感発し、身の嗜にも、心付の為にも成る。第一規式正しく、人形の拵様も、先大将の人形は烏帽子・直垂を着せ、郎等には素袍・袴、女の主人には髪をすべらかし、かつら帯懸て、召使の女達もすべらかし・かつら帯を額にかけ、御台所は十二単を着せ、男女共に規式正敷拵へ、浄るり初日前に先式三番叟を能の如

く済し、其次に人寄せとて、和^わ田酒盛など一流^り前浄るりに済し、

此式三番叟前浄るりの事、浄るり座并歌舞妓座共に今に相勤候事、始メ浄るり座にて人形に合せ、ワキ能并かつらむきの能を五番程取組て、其間の狂言に浄るりをしたり。其後は能は止メにして浄るり斗りに成りし。然れども其権輿を取失ざる為に、翁三番叟翁斗り渡して、其日の祝言を済したるより、今に歌舞妓共に此式残り。

其跡にて其日の浄るりを何にても道理至極したること多く、又哀れなる所は泪をとぐめ難き程にして、義理につま^{つま}りたる所、又は働かひく敷、知仁勇を兼たる忠臣の郎等など、讒言にて罪せらるゝ時は、覚へず残念にて齒を喰しばる。是を太夫も役者も手柄とす。近年の操は何れも大坂の義太夫ふしを用ひ候故、夫に習て大将も大広袖の伊達小袖、人形の面も浮氣に拵らへ、近年眉上り、横目つかひ杯の頭あり。昔の人形は多りのあかきもなし。中比目玉返りを拵へ、夫よりいろく工夫を付て拵らへ出せり。又相伴に郎等も皆平服・羽織、女の人形も、御台所も妾もおやま人形、投島田、小袖も伊達を尽し、浄るり始より終まで好色を尽し、其上木に竹を継し様に時代違ひ、有まじ^{まじ}所へ出すまじき者を出し有と見れば、行方も知れず、埒もなく作り、道に違ひたる筋なき恋造り込、是を幼少若衆など見物してはよき事と思ひ、浮氣になき人迄そ、なかし、大好色に成、一切徳なき見物也。昔の浄るりの仕組は命乞熊谷先陣問答・仲光幸寿丸身代りなど、皆義理に詰たる仕組也。今の趣向は只新敷有さへすればよきと心得、色々と名付。多くは埒もなきこと共也。

一 昔、右近源左衛門と云若者、京都より一人下り、三味線引唄人、地うたひ一人して、右源左衛門芸する時、今のかつら杯といふ者もなく、うこんふくさものに細き糸を付て、額に^{おま}かふり、其ふくさ物額に打かふるより、此ふくさものにて月代を隠す。面体奇麗なる男なれば、女の如く見ゆる。扱芸辻は海道下りなど、云道行の歌を地謡

に唄はせ、夫を小舞にまふ。又は業平東下りの節、餅を買給ふ所、独狂言に舞。是を諸人面白がり見物す。其比半井卜養の狂歌

女の真似して狂言舞し源左衛門と云者を見て

又たぐひある物てない過去未来源左衛門か舞のなりふり

其後歌舞妓といふ事、彦作・見齋など、いふ頭取出来、十四・十五・十六七八迄の器量美しき子供を作り立、かぶき踊をさせ、夥敷はやり、喧嘩も度々有。騒々敷、浮氣の歴々衆、此為に(60)滅亡等有之故、其後は御法度に成て、子供皆前髪を落して野郎に成。是野郎の始也。但し野郎とは其球の詞の上し元祖猿若勘三郎より後、三代目中村の名氏有太夫元なりしか、又上方より都伝内と言者下り、二座に成る。其後段々はやり次第に殖て、玉川主膳・市村竹之丞・都伝内とい

ふ者下り、彼是芝居数殖て夥敷はやり、其時分の狂言仕組は、頼政鶴を射て、其褒美にあやめの前に獅子王と云御剣を下されたる体、頼政は狩衣に立烏帽子、猪早太は侍ゑぼしに腹巻、何レも大口はきてかひくしき体、又常体の狂言、老人は老人、若殿様は誠に若殿の様に、家老は家老、奥様・局等迄歴々のやうにして(61)物いふ迄も夫々に似せて能仕組、義理の事、哀成こと、勇氣烈敷事、夫々感じ入たる事故、幼少の子供・若き衆・侍衆の見給ひても、少しは身の嗜にもなりしなり。近年の仕組は最前もいふごとく、始より終迄、無作法至極にて、親子兄弟同席にては見物成難き事、是を若衆・娘子達・奥方様に見物ある事、去とては心得難き事ぞかし。是を能キ事と思ひ給ふ故、わるくすれば此役者の真似しをして、髪の様、風俗まで真似給ふ。宣からぬ事也。其上ひいきく(62)の役者の紋を付給ふ衆も数多あるよし。同しくは止メたき物也。紋を付ても役者共は是を何とも思はず。是を考へ給ふへし。それ(63)故、間には歴々衆に宣しからぬ事、好色の難義も有ぞかし。若き子供衆、娘達持給ふ衆は、第一心付有へき事也。但し三芝居起り立の事、事跡合考に委し。仍て爰に略す。(62)

中古風俗志卷之五終_(62ウ)

中古風俗志卷之六

目録

- 59 風呂家(フユ)の事
- 60 三芝居言立師の事
- 61 独狂言師の事
- 62 鞠遣ひの事
- 63 仕方噺の事
- 64 旅役者野郎の事
- 65 勸進比丘尼の事比丘尼橋の事_(63オ)
- 66 鹿島の事触并鹿島踊の事
- 67 加田淡島針の供養の事

- 68 扇子屋糸屋店の事
- 69 酒林の事
- 70 伽羅油鬢付の事 髮結の事
- 71 多葉粉入の事
- 72 女巡礼の事 并神仏流行の事
- 73 大斎の点心の事
- 74 伽羅人參の事
- 75 売薬の事 (63)
- 76 小普請組の由来 町中公役銀の事
- 77 御府内所々の事
- 78 団十郎艾の由来 (64)

中古風俗志卷之六

直冲慶著

59 風呂屋の事

一 昔は松平丹後守殿上屋敷の町屋に風呂屋あり。美麗を尽し、垢かき女遣、遊女ありし。諸人入込、喧嘩度々ゆへ、後に御法度に成。其時分諸人伊達を尽し、立髪・まき羽織等にて此風呂屋え通ふ。後に歌舞妓にて此風俗を丹前と云は是より始る。丹後殿前と云事也。

60 三芝居言立師の事

一 昔は三芝居共に、木戸にて言立師イヒタチシと云もの有りて、狂言の外題65より段々役者の真似をして、声色にて口上を述べ、今耆人の男跡を打て、夫に中くやつちや抔といひしか、今は絶てなし。其者の口上を聞て見物に入し由也。此言立師、後に座敷などへ出て、酒の肴に所望にて役者のこはねをまなびたるより、声色といふ事始りたる也。

61 独り狂言の事

一 昔は客の饗応に座舗独り狂言師といふ者ありて、所々歴々の御座舗へも出たり。松村休閑と云者、八九十年以前にありし。其後そ川喜兵衛・式朱判吉兵衛など有りし。今に鵜飼九右衛門といふ者あり。(66)

62 鞠遣ひの事

一 八九十年已前に、今外郎ウイラウと云者ありて、鞠を遣ひ、人立多き辻々にて膏葉を売りしが、一代にて絶、其後は鞠の小六なり。今の小六は式代目なり。

63 仕方嘶しの事

一 昔は仕方嘶流行りて、鹿の武左衛門・伽羅小左衛門など、て、八九十年以前はやりし。中比、彦作・難波不亂とてありしが、今は絶てなし。其比は乞食の豆蔵と云者はなし。

64 旅役者野郎の事

一 昔は社地門前杯に旅役者野郎と云者有りし。其始を八九66十年前以前、水茶屋に編笠をかぶりし十四五才の子供、膏薬箱を持って居たりしを、茶屋へ連行、盃杯の相手にして、酒宴の相手に仕たりしより、其後堺町・木挽町の舞台子も同前になりしと、或老人の咄し也。

65 勸進比丘尼の事比丘尼橋の事

一 昔は勸進比丘尼といふ者ありて、文匣を脇挟み、その中へ巻物を入れて、地獄の絵説をし、人々に哀れを催さしむ、市女イメこときの業なりし。毎年暮に至りて、年籠りの戻りのよし、熊野権現の烏牛王配りしか、いつしか六七十年以前より、紅粉粧ひ付、髪帽子かぶり、幅広の帯に腰をすへて、六文字・小66比丘尼兩人連て、此子共に匣を持せ、駒下駄にて歩行し。是も中比、比丘尼の中宿御法度に成りしより、今は絶て歩行しことなし。尤神田多町タカに比丘尼の御寮と云者有りて、色比丘尼を抱へ置。中宿は難波町・八官町ハチクワンチョウの河岸に有り。今、南紺屋町より数寄屋河岸へ渡る橋を比丘尼橋といふは、神田より八官町へ参り候比丘尼の待合せ候橋故に其名をいふ。

按するに、我等文化十一年八十二歳に罷成候か和泉町出生者、問津介と申者、此時分より後か、又此時分の書落し成るか

堺町の次、新和泉丁通りより新道へかけて、一面比丘尼67宿あり。又竈河岸ハツヒカシにも有りし也。

此比白猿五代目市川
團十郎なりといひしは、松本幸四郎倅幸藏と云、和泉町にて生る。此伯父津打門三郎と云有りしが、これは松本幸四郎が弟也。

66 鹿島の事触并鹿島踊の事

一 昔は毎年夏より秋に至る比、常陸国鹿島の事触といふ者有て、何れも烏帽子・白張を着し、其中に神主めきたる男は、布衣に折烏帽子・白張を着し、其年の神託を言て、其後家々祈念の守札を配り、神すゝしめと号して、跡にて鹿島踊りを踊りしが、近年は鹿島の御託宣もなく、踊りも御神覽御しなきは如何。鹿島の神のあらん限りはの御神詠にはそむきしか。不審。今は此事絶てなし。

67 加田淡島針の供養の事

一 八九十年程以前迄、紀州加田淡島大明神といふて、小き宮に古雅具・はり・ふくさ等をくけて、針の供養と云てありきしが、今は稀に成り、一兩年は絶て見えざる也。

68 扇子屋糸屋の店の事

一 八九十年の昔は、江戸中の糸屋・扇屋杯の店には、大方女子共大勢居て、糸をうち、扇を折て、商ひをしたりしか、今は糸屋・扇屋の店に女子はなし。(68才)

69 酒林の事

一 昔は酒屋の軒に、杉の葉にて鞠の如く拵へたる酒林といふ物有り。尤九月比、新酒出来たる時分には、田舎より拵て売りに来り、夫を買てかけたるよし。近年迄は本郷の末、四谷辺には有りしが、今は絶てなし。酒林なく成りても、上戸は多くあり。又酢の看板にはこしきを出し置しが、是もいつしか止_メにしたりけんか、なし。

70 伽羅油鬢付の事髮結の事

一 昔と大ひに替りたるは、伽羅の油・刻多葉粉売、大に夥敷有るなり。依て烟草人も多売也。昔は伽羅油を御旗本衆に_⑧一_⑨生少しも付ざる人も多く有りし。油付る人も鬢のはへ下り、又は月代立て、未だ毛の延ざる人少ツ、つけし。尤びん付とて晒し蠟を堅く練て、紙に包み、十二銅包の如く、或は小貝に詰て売る。買人も夫を求めて息を吹かけ、水髮に結ひたる跡へ鬢へ、斗付たる事也。女杯は一向付けず。水油斗りにて結ひしよし。美男かづらといふ物、遙後に出来たる物也。依て伽羅油うる処、米沢町に五十嵐とて一ヶ所、芝神明前に太好庵・花の露屋、湯島天神に一ヶ所、明神に亀屋とて有。麴町に一ヶ所、牛込に笹屋とて一ヶ所、江戸中六七ヶ所ならては売所なし。便りに調へ、或は京都へ誂へなどして_⑩調ふ。貝も今の如くにはなし。小キ目薬貝程にて売なり。付る人も一貝を一ヶ年に付るもあり。二年・三年に付るもあり。夫をさへ、伽羅油を付る人をは笑ひそしるにより、前髪のある若衆は多く付る分にて、大方一貝を二ヶ月などに付る。或人の子息、十五六才の若衆、一ヶ月一貝付切るとて取沙汰せし程の事也。夫故、油を多く付て髪を結構に結ふ様は、油の蔭なるへしと笑ふ。依て多く付る人はなし。今は大なる貝に詰たる一ツ、二三度に付切る故、伽羅のあぶら売所も多く、女中は尚以て付る事也。

一 昔と替りしは、町々床髮結也。昔は一錢ずりと名付て、一_⑪錢にて月代をそりたる事とかや。寛文の比より鬢

付といふ油出来たり。元結もこき結といふ事はなく、何レもこよりの元結なり。是も元祿の比、文七紙といふ紙にてこき元結といふことを仕出し、初て文七元結と云。是は紙の名を以て付たる。其比、中橋に味噌屋太郎兵衛といふ者、専ら此元結を売したり。享保の頃までは、町を廻る髪結も、床より上へはあげず。結せ候もの、上り口の縁に居て、下夕間ニ立て、髪結候事なりしが、いつの程にか座敷へ上り、髪結ふ事とは成りし。畢竟結せ候もの、じだらくより、上へあげたることと見えたり。風俗も軽カさんといふ袴をはき、こき直しの元結をなき腰にはさみ、鬢水だらひもちいさき石台の如く成、四ツ足付にして、脇に古元結并切屑を入る籠を付、持歩行し事也。其頃鬢盥を拵候職人、江戸中に一人にて、浅草茅町に武蔵ムサシとて有りし由、今は此鬢盥、東海道の脇道中・大山道などに稀にあり。御当地には曾てなし。今時の鬢たらひは小簞笥の如く引出し付、真鍮金物繁く打、其立派なるを持てありく。勿論元結屑入候籠もなく、こき直しの元ゆひなど持歩行事一切なし。何レも新敷元結を其日切に遣ひ捨候事也。是昔とは大なる違ひなり。

71 多葉粉入の事(70)

昔は懐中たばこといふ事なく、能共あしき共、亭主の馳走に出すたばこ盆に有を吞事也。吞様も亭主座敷へ出る迄吞ず。亭主物語りしてたばこ参れと進れば、客は亭主より参れと、盃茶の如く式三度時宣をいふ時、亭主は紙をへぎて喜世留のつばをはづし、きせるを拭ひ、これにて参れとさし出す。其時客いたゞき言事、能たばこなれば、結構なる御多葉粉也と誉る。一服・式服吞汲付て我前に置、帰る時は鼻紙にて拭ひ、たばこ盆へ入る。尤亭主其俣差置れ候へと云。もし亭主頭役か親方なれば、吞メといわる、ともたはずとて吞ず。其比隠れなき奴といはる、人へも、(71)六法で伊達を尽す人も、慇懃の座敷、又は親方むかしのの前にてたばこ吞人なし。近比は其吞やう不作法千万

也。昔はたばこ入取落しても、私のにては御座なく候と隠しけるに、其比の煙草入は青漆のいため紙、又は奉書の紙を折て、歌絵・墨流しなど、て、随分匱相なる物也しが、今は金入・今織錦の切も、もふる色々の更紗の類ひにて自慢げに差出す。右の如く、昔はたば粉を亭主方より吟味して、多葉粉盆に組付て差出したる事、今は大概多葉粉盆を見るに、多葉粉なし。入て置程なれば、番たばこといふ下直のたばこを入置。勿論たはこも入ずして、火を入て差出し、たはこカウ参れといふは、一切理に当らず。持参のたばこを参れといふ様に聞ゆる也。畢竟か是はむかしと替り、近年たばこ吞人、おごりの口より、代金壹分に半斤、或は壹斤程のたばこを吞故、亭主方にも能馳走饗応の砌、多葉粉迄念入、高値の多葉粉を出す事なき故、何れも持参のたはこを懐中より出し吞事、亭主方へ対し候ては、甚た不礼なり。尤亭主方にも、近年は多葉粉盆出すに、きせるも付て出す事なく、火入灰吹斗出す。是も近年たはこ入のきせるまで吞方より持参する故、きせる迄吞方の物をあてにするは、是亭主方にも無作法のいたり也。有アタましき事也。

72 女巡礼の事并神仏流行の事

一 寛文の比、女巡礼と号して、笈摺をかけ、江戸中の観音参詣せし事、夥敷ハヤリ風行しとかや。其後川口善光寺へも右の如く参詣せしが、是は開帳の内斗りの事にて、早速止メたるなり。亦惣して神仏の流行給ふといふ事、其ときの随興の氣行なれば、時として有事也。享保の始、深川本誓寺石地藏はやり、中比、安馬アバ大杉大明神夥敷はやり、江戸よりも奉納もの多く有り。又目黒祐天寺建立のはやり、下谷光願寺一寸地藏はやり、本所秋葉・目黒金毘羅・王子稻荷ワジ・半田稻荷・平井聖天・幡随院の十念はやり、谷中法住寺建立、下総古河弘法大師の水はやり、当時は矢口新田大明神の参詣、御縁日杯には多しとかや。又近年ヒモシヤ婢文谷の仁王流行し也。

73 大齋の点心の事

一 昔は僧家の開忌杯の大法会に、大齋の点心といふ事有。今は知るもの稀なり。今も禪家には京都杯にて、俣この法会有よし。右点心に三羹三麵と云事、又湯薬といふこと有り。三羹とは羊羹・雲羹・龍羹を云。三麵とは饅頭・素麵・温鈍なり。是を三羹三麵と云。又点心とは粉酢菜^{コヌサ}と云事有。⁷³先年七月十八日増上寺開山忌に參詣致せしか、木具膳に何やらん紙の折形包を付て、椀の上へ削り掛ケの楊枝をのせ、茶預湯か湯次の如き物に入れてついで廻り、その上跡より引替に饅頭を椀に入れて持来りしを見たる事あり。尤遠くより見たる故、聡と知れず。如何成事と思ひしに、此大齋の点心にて有りし。後に思ひ合せたり。古き御寺には如斯事残りて甚た難有、殊勝成事成し。此三羹三麵の事は、諸礼方にて至て秘事とする事なれば、⁷³躰^{イヌ}には書出し難し。勿論此規式、増正寺にて近年は折に菓子を入れて出すよし。昔の如き点心の礼に致し度こと也。

74 伽羅人參の事

一 昔は大身衆はいふに及ばず、小身衆にても伽羅桂ぬ人なし。人參買人は稀也。近年は伽羅焚人稀にして、人參輕き者迄も買也。尤古来の朝鮮人參座は駿河町堺屋七郎兵衛と申者にて、人參半両ニ付、下人參は銀八匁より十三匁に売出せしか、夫より段々高値ニ成、半両十八匁に成。其後浅草黒船町錦木伊兵衛方にて売出したる節は、半両銀廿式匁五分成りしに、朝鮮人參近來渡方甚扨底相成、座人參も相止み、座も体み候由なり。然るに当時和製朝鮮人參座、神田佐久間町に岡⁷⁴田治助と申者に仰付られ、下々迄も人參相用る事に成安し。至て有難き御仁政也。又近年志野流の香式、余程はやり出してより、小身衆も伽羅聞人多し。然れとも今は昔の如き伽羅は売買に一切無之故、唯似たりの沈香をいろくの銘を付て商ふ。歴々の香聞人も、夫を求て組香には用ひ給ふよし也。

75 売薬の事

一七八十年以前は、木乃伊ミイラと云葉影敷はやり、歴々大名衆も用ひ給ふよし。下々迄も吞事にて、功能は第一痞疝氣に吉。虚を補ひ、脾胃を調へ、氣力を増、食傷、其外諸病にヲツよき迎、吞ざる人なし。所々の薬種屋にても売。其節赤坂木乃伊とて、赤坂に大坂屋とて薬種屋これある。下直に売故、皆調へて吞ける。代は長崎屋杯にて廿双三十双ほどに売るを、又十五双程に売もあり。赤坂みいらは五双三双に売し。此木乃伊と云物は色々説有て、至て信用しかたき薬也。此実説は享保年中に御尋有りし紅毛問答に委し。其良カタチ何か薬種二三種を、松脂にて練たる様に、黒き肌筋目のある薬也。さして病氣にはきかず。又当りもせず。何の益なき薬なり。七八年殊の外流行て、段々止み、其後五六十年以前、蒼耳ナモミと云草を酒にて蒸し、精にして稀ナモ蕪葉ミとなづけ吞し。又十年程以来、黄精を酒にて蒸、腎薬也とて用ゆ。尤此黄精は奥州南部より出るをよしとす。身を養ふ薬さへはやると止みあり。近年蛤蚧ホカイといふ気薬、去る医師用ひ給ふよしひて、殊の外はやり出し、蚧壺封に付、代金五両貳三分致せしが、又々いつしかこれも止みて、今は直段も下直に成、壺封にて銀十五六匁ほどに成て、用る人もなし。

76 小普請組の由来江戸町中公儀銀の事

百年以前の昔は、幼少にて御奉公ならざるか、或は病身にて御番勤らざる面々は、御破損の御普請人足を出し候ヲツ故、今に至て右の類ひを小普請組といふ。扱其比は五百石ナシカより以下は御免にてカ出サす。百石以上斗り出す。五百石より杖突一人出す。侍に立付羽織を着せ、人足を引連出る。尤人足の出し方、大概百石三付一ヶ年に貳人程出る。杖突は一ヶ年に五六度出候。人数の扶持方、一ヶ月壺人に付壺人扶持被下候。手前の仲間を出さ故、春召抱候時、其文言を書人、大屋共を添請人ニ取申候。右両度人足当り候儀は、小普請奉行より申来る。諸小普請、奉行

より差図の所へ中間遣し、其節は主人も早く起、御普請場へ出候中間に、今日大切に相勤候様に申付出す。其日一日七ツ時過帰る（宿）迄は氣遣致、相待居られける也。其後手前人出候事は相止、右御人足入口町人の受負（ウケラヒ）に成り、下直成時は百石ニ付弍朱ニ成る。又は弍百石にて壹分弍朱も有。右の金子を小普請金と名付、面々に出され候由、寛文の比より町人受請止み、百石ニ付金壹兩ツ、上納ニ相成、其後右小普請百石ニ付金壹兩弍分に成、又夫より百石以下も出すこととは成りし。江戸町中の公儀銀も昔は御用の度々、御鉄砲人足・御疊方人足、或は町料理人杯、其向々より申來り候へは、町の大屋共、右人足召連レ、立付羽織を着せ、朝早天より罷り出、其所々御懸りの御役人衆へ引渡し立帰り、又夕七ツ時、札（札）上ケの節罷出、御札上ケ人足召連レ帰り候処、五十年以前、正徳の比より町受負ニ被成、其後享保年中、町年寄懸りニ被成、人足壹人ニ付賃銀弍匁程割合ニ而、不残上納金ニ相成、今の公役銀と云は此事也。是は御入国以来、古町の役にて出し來候事也。勿論古町の内ニ而も御役有、相勤候町分は古來より出し不申候由。此御国役とは御伝馬役始メ、川通の舟役、其外古來より色々の役義有。尤御代官支配の新町家の分、御年貢金も出申候事故、此公儀銀は出し不申候事也。

77 御府内所々の事（アチ）

一 昔は牛込の御堀無之、四番町は長坂血鏝殿、須田半左衛門殿杯の屋敷並を番町方と云。牛込方は小栗半左衛門殿・間宮七郎兵衛殿・都筑又右衛門殿杯の屋敷並ひを牛込方の申。其間の道幅、百間余有て、草繁く、毎夜々々辻切有之。其後丸毛五郎兵衛殿と中根九郎兵衛殿杯と申小十人衆、小栗・間宮杯と申御旗本衆の屋敷前より、錦木治右衛門殿・松平所左衛門殿・小林吉太夫殿杯一通りに市谷田町迄取付候故、七十四間の道幅ニ相成候。其後市ヶ谷御門御堀等出来る也。

一 昔は牛込舟入無之、万治の比、松平陸奥守御手伝仰付(77)られ、大川より柳原堀通し、牛込へ舟入候様ニなり、此土を以て小日向ヒナタの築地出来たり。是迄は赤城明神アカキより目白まで住居の町家一軒もなく、畑斗り成りし由。此堀通し三年懸り出来たる由承及し也。

一 元禄の比、芝新堀出来、是は白銀御殿御造營故なり。此堀出来の時、御手伝ひ大名衆、受取の町場十番目に当りし傍示杭の有りし処を、今に麻布十番アサブといふ名目なり。

一 本所に屋敷なし。万治の比、武士屋敷仰られ、貞享の比、皆々屋敷上り、元の畑と成。其後、元禄の比、又武士屋敷と成候由。(78)

一 昔はあたらし橋、芝口御門なし。町名も日比谷ヒツヤといひし由。宝永の比出来、町名も芝口町と改りしが、其後間もなく享保元年正月廿九日、右御門焼失の以後、今はなし。橋斗りなり。

一 本郷御弓町、与力同心斗りなりし。元禄の比、組屋敷残らず上り、今は御旗本屋敷となる由也。

78 团十郎艾の由来

一 昔は切艾、团十郎艾の起りは、浅草東本願寺の前に有、团十郎の人形出し置候もぐさやなり。此艾屋は柏庭親才牛团十郎乳母にて、右团十郎芝居にて広め遣し、(78)売出せしより、夥敷はやりて、夫より三升や团十郎切艾と名代になり、売来れりとぞ。(79)

中古風俗志卷之六終大尾(79ウ)

右原本東都柳亭種彦翁所藏也

依笠亭仙果子之紹介借而写一本了永貽諸家云

天保六年歲在乙未十二月十二日

今古園泥江龜寿(花押)(80オ)

右一冊以平出順益所持之本使筆耕写之了

安政五歲戊午六月廿七日

奥田義雄

三園云元本自一至六合為一冊今自一至三為上卷自四至六為下卷

右一冊借奥田氏之本写之了

文久壬戌年十月二十三日

三園老人(80カ)



東京大学総合図書館蔵本

増補むかし〜物語

一名中古風俗志

(表紙)

(扉)

(白紙)

新見氏の昔々物語を増補して、一名中古風俗志と号せるあり。本文に混して見わけがたきにより、その増補のみを録す。増補むかし〜物語 一名 中古風俗志

明和元年七月

直仲慶

一段

先春は梅咲きて云云心いそかし」とあるに仲慶が書次し也。以下是にならひ見給へ

菊を翫びし人も、八九寸の大輪を賞美せしが、いつしか小菊にかわり、又中輪になり、色々変化せり。近年夏菊を作りいだし、初春よりあり。馬鳴て菊の花さく秋はあれどの在五中将の歌の心にもたがへり。(一才)

柳亭曰、以下一段下けて書しは、勝間清介といふ者の書人也。此人、享保十八年泉町にて出生、八十余才。文

化中迄存生。

又桜草、近年はやり、いろ／＼に作りなし、三百種にも及へり。此花木の色品を分ケはじめしは、享保の頃、染井村の植木屋伊兵衛といふ者、三十六歌仙紅葉といふ事を作り出し、いろ／＼紅葉に名をつけ、是も数百種に及べり。又イサ葉といふ物、渋谷東福寺の隠居作りいだし、是より人々もてあそべり。此比は朝貞にも絞り・咲わけ、いろ／＼ありて、草木の花までもかはりしは造化のなす業、はかりかたし。

二段

○大神楽

又、女の仮面をかぶりて、お染といふ事をする。是は細女のあやま／＼りにて、油屋お染の事にてはなし。原来此獅子舞の故実は、大平楽のまなびにて、尾州熱田に久しく伝へたる事なり。此大神楽のほかに、小き獅子の頭をもち、家々を御籠のは、／＼とてありきしが、今は絶て此事なし。

三段

○貴賤上下の婚礼

昼の婚礼となりしは、其日すぐに聳入・舅入も相済す族もある故なり。大略儀なる事なり。

四段

○碗飯振廻

清介書入

庭訓往来三月の条に厨の椀飯といふ事あり。東鑑にも見えたり。椀飯といふ事、高盛にてはなし。膳部の事なり。(二)

五段

○破魔弓

破魔弓といふ事は、射の稽古の爲なり。庭訓往来正月の条に、草鹿円物の遊びとある。其円物の遺風なり。此の上中下三段ありて、上の的は大サ一尺一寸斗り、中九寸、下七寸なり。射ル法は、的場へ出るとき、矢二タ手持出、一本を箭台にたて、残る三本の矢を手にさしはさみ、三度射ルなり。是によつて三々九度の手挟みなり。但、はまとは端丸はじきといふ略語なり。今も五畿内、又美濃・尾張、或は関東・鎌倉辺などには、其余風あり。先破魔といふ物は、繩にて大サ七寸程の丸き形したる物をこしらへ、是則円物也。但、繩巻にして、中に穴のある物なり。是をなつけて破魔弓といふ。扱、射法は童大勢集り、右のはまをまばし、射手は弓をかまへ、程よき所にて射る。其中ル事三度に及ぶを勝とす。是三々九度の手挟みなり。中りたる時は弓の弦をはづして、負たる方の小児を三ッ宛弓にて打事なり。右のはまをまばしやうはやく時は、待テといふ事をはまらつこといふよし。三度射あてたるをまぜといふ。二度射あて、もはや三度目の勝負の場所故、胸をとらなといふ詞なり。此はまを射るゆゑ、破魔弓といふ。中古、右のはまを取失ひ、弓斗りある故に、破魔弓のはまといふ事、合点ゆかぬなり。是ははま弓売りは弓矢斗りあきなひ、はまはめい／＼手前にて拵らへる物ゆへ、自然とはまを取うしなひしものなり。(三)尤此矢尻は木むくろ欒子をつけて射たるとなり。関東にては鉄の矢の根を用ひたり。

雛は元來紙雛本式なり。是は三月己日の秣へに用ゆる撫物の余風なり。此形代を己の日に祭りて、後に川へ流す事ありとぞ。上方・五畿内筋にて、五節句に祭る所もあり。京都一条通り、菱屋次郎右衛門といふ者の先祖、頭をは紙雛の如く丸くして、本式黒袍の束帯をつけて御所雛と名付ケ、堂上方へ差上候を、世に次郎（ツマ）左衛門雛といふ。其後、頭も今風に作り、金入の直衣を着せたる雛を拵へ、もつはら江戸へ下したる故に、是を江戸雛と称す。惣して雛の装束結構に、今織の錦となりしは近代の事なり。(3ウ) 昔は結構至極なるが、八ツ藤を織たる金入のほかなし。大かた八枚（はちまい）といふ金入なり。

清介 善入今は紙雛の質素をうしなひ、大キサ寸尺の御定メもあるよしなれとも、それより大なるが世におこなはる。歌かるたをもてあそばしむる事は、和歌は我國の風俗なるをしらしめ、歌道に導く為なり。貝おほひは、上古、景行天皇、鹿島行幸のとき、蛤の貝をもつて女の貞節を教へ給ひしより起れり。是等の遊ひは幼きもの、目の早く働（はたら）く為にせし事なり。

生姜を取かはす事は、昔は九月すゑより十月にいたれば、肉食を用ひし故なりといふ。（ま）

六段

○花見遊山

こ、にいふ如く、昔の花見は羽織・袴にて、編笠をかぶり、高股立をとり、出しなり。古き画に其姿あり。今は女の衣類の如く、裾ながく、土を引くやうなるを着、覆面頭巾・袖つきんとやらをかぶり、武家の風俗とは見へがたし。

八段

○堺町の操り 多くは埒ラチもなき事ともなり」とあるにつゝく

昔、浄瑠璃座にては、脇能かつらむきの能、五番程に謡に人形を合せてつとめ、其あひの狂言のかはりに浄瑠璃をしたり。其後、能はやめにして、浄瑠璃ばかりとなる。其権輿をとりうしなはざる為に、今に三番叟ばかりはあり。近年はいづれも大坂の義太夫節を用ひるゆゑ、それにならひてまじ本文にいはれし処へ、人形の面も浮気に作り、眉の上ヶ下ヶ、横目つかひする頭もあり。昔の人形はえりのあかきだになし。中頃目のかへるをこしらへ、それより色々工夫をつけたるものなり。

以下心づけあるべき事なりとあるにつゝく

甚しきにいたりては、ひいきくの役者の紋を付給ふ衆もあまたあるよし。同しくは止たきもの也。紋を付ても役者は何とも思はず。是を考へ給ふべし。

柳亭曰、此段に是よりまへ

かぶりたる体なり○とあるあひだに

「其頃、半井卜養の狂歌にらま

女の真似して舞ひし源左衛門を見て

又類ひあるものでない過去未来源左衛門か舞のなりふり」

といふとマデ養集の歌を書いて○其後かぶさといふ者とあるにつゝく

十一段

○侍衆野遊ひに

此はじめてけんどんを仕出したるは、芝田町元札の辻なりとぞ。こゝに記されし如く、下々の喰物にてありしが、代銀五分より一忒^ウ匆^フまでにて、大名けんどんといふ事を仕出し、提重の如く拵へ、瓢箪などの蒔絵をして、重に蓋をして、上箱^{ウハ}入^イ売^ウ出したるより、能き衆の座敷へもとりよせられしが、此大名けんどんも廢りて、中比、正直蕎麦といふが出来、夫より色く思ひく^ウに銘をうちて、器物等も奇麗に、錫・錦手等になりしゆゑ、⁽⁵⁾歴く^ウのもてなしにもなれり。

十二段

○五節句は若き衆

此五節句の礼是なき故、近年は寒氣見舞・暑氣見舞といふ事はじまりて、年中の不沙汰の申わけをする。是はせめての事なり。

十三段

○伽羅の油

昔の鬢付といふは、晒^{サシ}蠟^{ロウ}をかたく練て、十二銅包の如く紙に包ても売る。それをとめ息を吹かけ、水髪に結たるあとへ、鬢に斗り付たる事なり。美男かつらといふ物は、其後に出来たる敷。米沢町五十嵐、芝神明前太好庵・花の露屋などふるき店なり。⁽⁶⁾

十四段

○懐中たばこ入

彼烟入、質素なる頃は、奉書の紙を折り、歌絵などかきたるもありしとかや。又右の如く、烟草を亭主の方より出せし頃は、吟味して多波古盆に組付ておく。客は結構なるおたばこなど、誉る事なり。今もいま一ツふくまいり給へと客をとゞむるは、主人のかたより烟草を出したる頃の詞の残りしなり。さて烟草入を持ちありく事になりし後も、烟管はさきのにて吞たるなり。近年のやうに烟管までをもちありく事はさらになし。今は烟草盆にたばこをいれおくこともせず、たま／＼いれおけば、番たばことして、下直の烟草なり。させるもそへて出さず。客もわがたばこを⁶⁶吞は無礼。亭主も烟草もさせるも無きたばこ盆を出すは無作法なり。

十五段

○四月頃より伊勢津戻子柳亭曰、仲農、この條に蚊屋売・革足袋売の事を補ふ。清介、又草履売の事を附す。

享保の頃までは、初夏に至り、縮ミ・奈良晒・蚊屋荷といふ事はやりて、高荷をしつらひ、荷持チも大男を撰び、声うるはしく呼せ、先に立て、後より呉服屋の手代勿体らしきが、羽織を着して通りしが、止で今は少シばかりの荷を持ち、いやしき姿の商人つきて、たまさかに歩行事とはなりぬ。十月の頃、大坂より下り革足袋売も先年の如くにはなし。

此革足袋・革羽織売事、明暦三酉年大火事⁷以後の事なりとぞ。

又近年、裏付草履の三枚重ね・四枚重ねなど、いふ流行りて、日おほひしたる荷を持歩行く。又日本橋尼店にて商ひ候物を、せり売に持ありく事、是又近年の事なり。

十六段

○昔は神社の開帳

又寺方にて談儀・説法有之候事は、寛永十五年、吉利支丹退治の翌年より諸国において、諸宗ともに寺々にて鄙俗の男女教化の為、初りしよし。

十七段

○昔はやつこといふ事

此町奴の風、近年まで赤坂に残りて、赤坂奴といふ。此仲間（？）入の節、新奴になるべき者、古參の奴を兄分と頼む。何事も身命を掛て頼む故、此時の酒のさかなに、生豆腐に互に血をそゞぎて、盟ひをなして、喰合事なり。世上に生豆腐に唐辛子を切込て食するを奴豆腐といふは、此因縁なり。

十九段

○諸人涼の為

此屋形舟を何丸といふは古き事にて、北条家の軍船に安宅丸といふあり。
今屋形舟数百艘にかぎり候よし。

廿七段

○女の衣装もやう

流行染物も上古は吉岡兼房染の類なり。又黄ちん返しがへとは、麴塵なしといふ事なり。是は古き染色なり。又小大夫鹿子・千弥染せんや、それより小六染・市松染・亀藏小紋など、何れもかぶき役者、舞台へ着て出し染のはやりしより名付たる染色なり。

廿八段

○伽羅たかぬ人なし

古来の朝鮮人参座は、駿州町堺屋七郎兵衛と申者にて、人参半両、下人参は銀八匁より十三匁くらゐなりしが、夫より段々高値になり、半両十八匁になる。其後、浅草黒船町鈴木伊兵衛方にて売出したる節は、半両銀廿式匁五分なりしが、近年朝鮮人参渡り方甚払底に相成、座人参も相止み候よし也。然るに当まじ時和製朝鮮人参、神田佐久間町岡田治助と申者に被 仰付、下々迄も人参用る事、難有御仁政なり。

近年志野流の香式余程はやり出してより、小身衆も伽羅をきく人多し。然れども今は昔のごとき伽羅は売買に一切無之故、唯にたりの沈香にいろくくの銘をつけたるを組香に用ひ給ふ人おほきよし也。

卅四段

○座敷書院

違棚のところを押板といひよし。後は押入の名目有。袋棚は武野紹鷗よりはじまりし。依ッて紹鷗棚ともいふ。

卅六段

○西瓜は歴々（せいせい）

此西瓜は承応の頃、はじめて西洋国より長崎へ種をわたせしを植そめ、さて関東へくだせしは慶安中なり。其頃、由井正雪といふ者誅戮せられし翌年の頃ゆへ、彼が亡魂なるよしいひはやせし。町にても買って喰人なし。女などは別してたべざる事なり。西瓜は近年のものなるゆへ、躰方の書に真桑瓜のむきやうはあれとも、西瓜の喰やうはなし。九年母といふ物、天正十一年の頃、はじめて渡りしよし。かほちや・ほうふらといふ物も、元禄の末より植はめて、元文の頃より人々喰ふ事とはなりぬ。薩摩芋も近年に至り関東に多く植て、辻売もあるなり。

卅八段

○みいらといふ薬（みいら）

近年蛤蚧（はかひ）といふ奇薬、さる医師用ひ給ひてより、殊の外はやり出し、蛤蚧一对ニ付、代金五両三分までしたりしが、今は直段も下直になり、一对にて銀十五六匁程になりて、用ひる人もなし。

卅七段

○昔は正月水あびせ

是を水かけ振舞ともいふ。中古天文の頃、盛んにおこなはれて、寛文年間までありしが、其砌喧嘩口論の事も粗（ホ）是ありしにより、御法度仰出されたりとぞ。

四十四段

○悪所通ひするに

今は太夫格子はなく、さん茶斗りにて、昔とは裏はらのちがひなり。(107)

四十八段

○傾城の役は

御評定所は決断の場にて、陣中同前の心持故、古来は此事ありしよし。近年まで吉原より月見の台の物を差上しか、其余風なりと申伝へをうけ給はりぬ。大昔、いづれの国にても、宿陣これありさふらへば、其最寄モヨリの宿々より、遊女を陣中へさしだす。是を足洗ひ女といふ。実検の首を洗ひ、髪をあげてさしあぐる。傾城の二枚櫛といふ事は、此節つかふ櫛のよし、或有識の老人の物語りなり。

四十九段

○童子の遊び五月印じゆ切

原来此印地打は、保元平治の比、京都北白川鬼一法眼(108)より起り、其頃世上に専はやり、天文の頃、盛なり。東照宮様御幼年の時、印地上覧の事、甲陽軍艦に見えたり。しかれば至つて古き事なり。百五十年斗り前は、武家・町家とも、すべて有之。大形なる事ともなりしといふ。松永貞徳、碁の狂歌に

印地する童の智恵とこかくなり石の上にて勝負をいふ

享保の頃までは、所々の広小路へ小児集り、菖蒲にて大きなふとき三ッ打の繩をこしらへ、或は長竿等を持ッ

て出テ、往来の子供へ、しやがめくといひて、下座をさせざるへは打かゝりなどして、使ひに遣したる小調市こでつちなど、重箱をうちこはされ、ほうく逃帰りし事などありしが、今は絶てなし。（註）

五月の幟を神功皇后三韓退治の事より起り、又藤の森の祭りよりはじまりしといふは、みな僻事にて、彼印地うちに持いでし余風なり。

菖蒲刀も、本文にいはれし処へ、歌舞妓の太刀の形になり。鏢に役者の紋など付るは、あるまじき事なり。古来の通り、木瓜鏢・丸鏢・角鏢の類にしたきもの也。

五十段

○女のさうどう打

葵の上の謡にある後妻うはなごうちの御ごさうどうとは此事也。

六十二段

○元禄の頃芝新堀出来

是は白銀御殿御造管故なり。此堀出来の時、御手伝ひ大名衆、請取の町場十番目に当りし傍示杭（註）のありし（註）所を、今に麻布十番といふ。

同

○新シ橋芝口御門

芝口御門なき前は、町の名も日比谷町といひし。御門出来の後、芝口町と改りしなり。

以下むかしく物語には無キ事にて、仲慶か増補なり。引書にするときは、中古風俗志として可なるべし。又勝間清介が書入あり。

○分明わひく天皇の事柳亭按、此段は清介か後年の書入なるべし。明和元年の比はまた此事あり

昔は五月の末に至りて、猿田彦の面シをかぶり、羽織袴を着し、大路をありき、子供を集め、わいく天王様ははやすがお好き、わいくとはやせというて、ちいさき赤き礼を蒔てあたへしが、今は希しなり。是は神田明神の社地に鎮座なし給ふ天王より出る事とぞ。此わいくといふ詞は訳わけある事にて、日本紀に分明と書てわいくと訓義を付たり。然れば分明ぶんめいあきらかなる天王といふ事なり。此牛頭天王は武塔天神と号して、日本最初の地主の神にてわたらせ給ふ。御当地古き御社也。それ故に三シ伝馬町より神輿を昇て、江戸上宿の間屋場大伝馬町に一ヶ所、下宿の間屋場南伝馬町に一ヶ所、小伝馬町薬師堂前に一ヶ所、以上三ヶ所に神輿三シ体、六月五日より七日までに三度に遷座なし奉るは也。小伝馬町は問屋人足、小船町・堀留町より出る故に、いつしか今は小船町に御遷座のよし、所の古老の物語也。今小伝馬町にては、神田より神幸の時、御休所をしつらへひおき。是にて神酒洗米を備ふるははかりなり。

○小町踊の事

昔は七月六日頃より、小町踊りをといふ事はやりて、七八歳頃の女子、紅繻もみのきれ、金入などにて鉢巻をさせ、

下ケ髪、頭に作り花をかざり、色／＼美しき手襷たすきを掛ケて、伊達なる染模様を着せ、団大鼓うちだいこに房の付たるを持せ、四五人もめしつかふ程の町人の娘は、肩車に乗せ、乳母・抱守等附添はそと日傘をさ、せ、其外大勢娘・子ども右の通りの出たちにて、彼太鼓を持、又手を引あひ、盆々ほんはけふあすばかりと大路をありきしが、いつしか止んで、衣装をもあらためず、やう／＼二三人、常の帷子にてちらほらとありく事になりし。それ故に団大鼓・ほうづき挑灯・黒き箱挑灯、踊り絵・火消などかきたる挑灯売ありく事も止し。

○駒込富士参りの事

六月朔日、中古駒込富士参詣おびたゞしくはやりて、十四五歳より二十斗りの男子、水垢離をとり、髪を乱し、白き俗衣にて参詣し、麦藁にて拵へたる蛇と軍配うら団をもとめ、(13) 其外、李・杏子・りんご・真桑瓜の類、網に入るともめ帰る者多し。今は曾かつてなし。麦藁の蛇・団等も昔よりは買人もまれなり。

○山王御祭礼の事

山王御祭礼は、元来伝馬町人足役にて出せし事故、第一大伝馬町、諫鼓に鶏の出し也。第二、南伝馬町、猿の出し也。諫鼓は聖代寿き、猿は山王の使者、故実ある事也。右両町は出し斗りにて、古来より練物なし。此出しといふ物、昔は額に町名を書、吹抜キのうへに掛しが、四方より見るに見分悪しとて、行燈の如く、四角に作りかへたる也。第三、宮本の古キ、麴町の笠鉾、町数次第にふゑふて、四十六番、猿14鶏15のほかは、何れも出しの作り物、古来より勝手次第なり。此作り物は京祇園会を模したり。此祇園祭礼は、乱世打続き、離参したる京の町人を呼かへし、賑にぎははせんため、信長公、尾州・江州より名物・重器をとりよせ給ひ、結構されたるに、相統て秀吉公とりたて給ひ

し也。長刀鉾は宗近か作なり。其外古金襴・名物ぎれの類、かば(ママ)へがたし。其品々を町人(ママ)あづけ給ひしが、遂に町名となりしとぞ。故に殿下祭りといふ。天下祭りと思ふは誤り也。中古、なで練り子といふは母衣武者・四天王・花籠を荷ひし女の子・よしや・丹前、七福神の類なりしが、近年に至り、祇園祭礼も狂言踊りと也、昔の母衣武者などは無し。此祇園、五月晦日・六月十八日、御輿(ほこ)洗ひは夜祭り故、行燈をかざり、鼻出しといふ事ありしを、是も江戸祭礼に模し、万度萩をこしらへ、其上に花をかざり、紅繻(も)伴色々の肌ぬぎして、持ありく。是も昔は無キ事なり。

二季の彼岸の事

一 二季の彼岸に、団子をして、仏に供養する事は、余程古き事と見へたり。古来の狂歌に

彼岸団子をよめる

未得

仏にも彼岸桜の花よりも団子と思ふ手向なるべし

是は仏に屯食を手向る心成べし(15オ)

自身番の事

慶長寛永の頃より、町中自身番といふ事ありしや、其頃の狂歌に

師走になれば、町家に焼亡・強盗(マモ)のなもりに、自身番といふ事、ひとりのみならず、二人三人寄合て番するを詠る

謡語

相番の宿をならべて門の前井筒によるの火ようじはよし

此自身番といふ事、毎年十月頃より、町中大家とも集りて、月番行事の惣代を勤め、名代を出さず、自身勤るをもつて、此名目あり。此番に当る者、享保の頃までは毎日¹⁵替り番に番屋へ詰る節、茶をわかし、豆いりをして、詰合の行事・出番へ振舞し事なりしか、此自身番の役無クなりて、今は詰所の名目のやうに成し。大なる心得ちがい也。

櫛笄の事

女中の櫛笄も、小形の峯ひくき櫛。楊枝笄。ばかりなり。中頃、板の如き角櫛はやり、銀の笄押へ杯といふ物出来て、象牙の櫛笄はやり、今様に至つて高直の玳瑁の峯のひくき、横に長き形の櫛。笄も、鬢さしも至極長くなりて、たいそうには成し。

節分煎豆の事

節分の夜、煎豆をこしらへ候時、右の豆を煎ながら、やらくさ¹⁶やふんといひながら、煎候らへしよし。今も関東の在々には此詞残りてあれども、町などにはおぼえたる者すくなし。昔の狂歌ニ

坂東の俗、除夜に煎大豆を調るとき、やらくさやふんといへる言葉をもて詠る

卜養

鬼は外福は内へとうつ豆のあたりてひるかやらくさやふん

懸想文売の事

昔は正月松の内、懸想文売といふ者ありて、色々可笑き事をいふて売ありきしよし。中古以来絶てなし。依て其事知れかだし。昔の狂歌に

懸想文を詠る

松永貞徳

いふ事を聞ケは腹はたむくく、と臍の下までけさう文かな⁽¹⁶⁾
今も正月草双紙売が持ありくは、此懸想文の余風なるべし。屋敷方にては、佳例に買初にかふ事のよし。

小児翫ひ物の事并赤本紅絵

古来より小児の翫^{モテアツ}ひ物は、上下ともに十二支の中より、其小児の生れ姓に相姓の品を翫びにさせし事とかや。生れ姓に相生といふは、子の歳の子には、譬へば子は水、則水生木の兎^{ウサギ}を持せ、或は或は金生水の鶏^{マメ}を持せし也。此類と知るべし。依て犬・猿・馬・兎・牛の類多し。何れも姓に随て翫びとする也。又べかこうとて、禿の如くの顔にて、目をひらき、舌を出す物あり。是は元来人にては無シ。べかとは、上方筋にて小犬の事をいふ。此犬、物を喰時、舌を出し、目をひらく体を拵¹⁷へたる物也。尤犬の子は随分健かに育つものなり。小児の生長を祝して、翫び物とはなせり。其外ふりく・ぎてう・鈴守り・豆太鼓・びいく・笛・おきやがり小法師。此法師何レのときよりか、禪家の祖師、達磨大師の尊形となれり。勿体なき事なり。鳩の車・板の琴・御来迎のからくりは中古の物なり。土人形、今はすくなし。享保の頃までは常磐御前とて、市女笠をかぶり、子供の手をひきたるが有し。西行法師もま、見えしが、今は絶て無シ。かやうの物、昔とは事かはり、浮薄^{フカ}の物はやりて、取しまりたる事なし。

又赤本といふ物も、古来は桃太郎・兎の大手から・花咲せぢ¹⁷・舌切雀杯、よりどころある事を作りしが、いつ

しか中古五説経といふ事はやりて、黒表紙外題をつけて、天満八大夫・結城孫三郎座にて語りし説経、所々略して、五段、或は六段物杯むすとて、三庄大夫・愛子の若・五衰殿杯いふ本あり。其後、丹波、和泉大夫座にて金平といふ事をしたるを板行イロコに發し、唐紙表紙を付けて、是を金平本とて出せり。是又廢れて、今の草本と成し。一枚絵も昔は、芝居役者の絵はなく、菱川。政信。石川イシカワ滝タキ宣杯といふ大和絵師のかきし古への武者絵を、丹彩色にして商ひしを、享保の頃、近藤清春、鳥居清信杯、専役者絵をかきて、紅彩色ベニ・漆墨をもつてしたるを、元文の頃、長崎より来りし一枚絵イロエに、南ミナミ京人キョウトウと暹羅人シヤムロを板行にして、二重摺ありしを見て、割板といふ事を考へ仕出せしてより、彩色絵は止ヤミて、今の紅絵摺とは成たるなり。

羽織并帯の事

中古迄夏冬の羽織、中人以上も麻の羽織・上田島の綿入羽織を着せしが、いつしか田舎者も麻の羽織を着る者なく、絹せんじの羽織さへ着る者少し。大方、縮緬小紋の単羽織・絹の羽織になる。綿入羽織も黒羽二重・黒縮緬多し。帯も琥珀ホパールな、こ織の類、中古までは決して無シ。上田島・絹太織、上品なるか飛紗綾の帯にてありしか、今は琥珀・丹後・八丈な、子の類の帯をしめる奢オホコりの事とは成し。(18ウ)

雪駄下駄の事

雪駄下駄の類も、中古迄は京雪駄・大坂石割のほかなし。京保キョウボのはじめ、新町ニヤウチにて黒塗りの革切付鼻緒の雪駄を仕出し、堺町にて商ふ故、堺町雪駄といふ。壺足ウツに付、銀六七匁也。それより革鼻緒といふ事始り、下駄・足駄ともに切付鼻緒になり、竹の皮・駿河緒といふ藺イノにて仕たる鼻緒は、下々まではかざるやうに成りし。昔は竹の皮と駿河は

なを斗り也。下駄も能き衆は格別、中より下に塗下駄といふ事は一切なし。是は堺町の野郎ども、塗下駄にて舞台へ通ひしより始りしよし。大方桐の割木の下駄を上品とせしが、いつ(19)しか上塗りの下駄・足駄をはく事とは成りし。

(19)

むかしく物語の跋

此書新見伝左衛門政朝翁の著也。翁は大御番、後富士見御宝蔵頭に転役。

駒込浅香町店といふ高林禅寺に墓あり。

一超院直心法入居士

寛保二年三月廿五日卒 行年九十二歳

転役の事及行年、墓の左右に彫りてあり。

代々の寺は牛込原町願正寺。一向宗なれとも翁の遺言により、此禅院に葬したりと、天保八年の頃没したる新見伝左衛門、予に語られし。

此書、五十年前までは世に知る者まれなりしが、寛政の(20)中頃、下谷竹町花屋久次郎といふ書房一本を得、うつさせて売たるより、あまねく世によるまり、予も其時はじめて見たり。又ちかく文政のはじめ、湯島切通し、越中屋文

次郎といふ書屋も、写本としておほく売レリ是には目やすきため目次あり。後人の書加へし也。

此書奥書

于時享保十八年丑正月下旬

とあり、序にも八十におよびぬればと見へたり。翁八十三才の著なり元禄二年八十七翁など記したるは、いよく古書ともはせ、おほく充らんとての、書房のさかしら也。

本ごとに異同あるは、翁自の添削にて、その添削の前と後に借り得て写したる本の、それかれ伝はりし故なるべし

(20ウ)も又知此
紫の一本。

又校合もなしがたき異本あり。是は後人筆勞をいとひ、文をつゞめて写したるものとおもはる。翁の重言をもかまはず、俗言をもはゞからず、深切にわかるやうにかゝれしを、さかしらにそここゝに書あらためしとおほしきもあり。悪むべし。く。

此書「昔語飛鳥川」「中古風俗志」など外題を改メ、増補したるあり。それが本文に棍(ツマ)し、翁の没後の年号あるを、まさしく翁の著述と謬るもあり。笑ふべし。

中古風俗志は考証とすべき事あれば、別に録ス

此書かく世に流行し、遂に天保丁酉冬、いつれの人歟刊行行ひたり男色の事、小姓の事、それか礼稱たる糸おほきは、公をはかりしはかりし能なるべし、是を見て全本に題ふべからず子子が如き文盲の者にあらず。識者の仕業とおほしくて、誤字をあらため、仮字を正し、実ニ後の代に伝へてもはづかしからぬ正本ながら、可惜、むかしの俗書は更に知らざる学者故、謬れる事、最おほし。其一ツ二ツをいわん。梅か妻。貴船。の二ッ歌は、役者物語等にも載て、唱歌も今に伝ひ、おもかけ通へ梅が妻と其角が句にさへ見えたるを、むめかつ。と句を切。つ。をふ。に誤り。まきつね。とは何事ぞ。十間一丸と書ても、十一間丸と書ても、とまいち丸とか、このをばつけべし。字の通りにじつけん一丸、さてく語路のわるき屋形船の名にこそあれ。八分ばりの編笠の八はとられ(引)て上のハとなり、小野のお通といふ遊女は島原歟、吉原か。あきしが礼に來ルとは聞しが、用事の悪所へ通ふとか、いとめつらしき事にこそ。櫛。此字は読ぬか、かなが無し。是は男色大鑑イトなどに見えし俗字にて、木綿を一字を、骨折ばんに字典や操けん。

用にもたゝぬむた書は、まつ是までにしてやみつ。

印本の奥書

老人は享保の初、八十余歳。此物語は寛延年間に記るしたるなり。(22才)

とあるはいぶかし。享保のはじめ八十余歳とあれば、まつこゝろみに享保元年に翁を八十と定めてかそふれば、寛延元年は百十二歳なり。いかなる強氣の人なりとも、百十余歳にて、著述おほつかなし。(22才)